

温泉地域研究

第 37号

2021年 9月

論文

- ユネスコ世界遺産・無形文化遺産評価基準と日本の温泉地及び温泉文化の
評価に関する考察 …………… 石川理夫・赤池勇治 (1)
「馬の温泉」の通史的考察—昭和前期の時代背景を視野に— …… 岡村慎一郎 (13)
地方都市近郊にあった潮湯遊園娯楽施設の考察
—1880年から1945年の北陸地方と西日本を中心に— …………… 進藤和子 (25)
宿泊税導入の自治体における導入経緯と問題点の一考察 …………… 高橋祐次 (37)

温泉裁判例研究

- 掘削泉における温泉権の保護～第2の東京高裁判決をめぐる～
…………… 清水恵介 (49)

書評

- 高柳友彦著：『温泉の経済史 近代日本の資源管理と地域経済』
…………… 濱田真之 (57)

- 学会記事 …………… (58)

日本温泉地域学会

ユネスコ世界遺産・無形文化遺産評価基準と日本の温泉地及び 温泉文化の評価に関する考察

A Study on the Criteria of UNESCO World Cultural Heritage and Intangible Cultural Heritage, Comparison with the Evaluation of Japan's Spa Towns and their Culture

石川 理夫* 赤池 勇治**
Michio ISHIKAWA Yuji AKAIKE

キーワード：ユネスコ (UNESCO)・世界文化遺産 (world cultural heritage)・世界無形文化遺産 (intangible cultural heritage)・ヨーロッパ (Europe)・温泉地 (spa town)・評価基準 (criteria)

1 はじめに

(1) ユネスコ世界遺産及びユネスコ無形文化遺産

2021年7月に中国の福建省福州市を主会場にオンライン開催された第44回世界遺産委員会で、The Great Spa Towns of Europe (ヨーロッパの温泉地群、以下、「GSTE」)¹⁾が世界文化遺産に登録された。登録には outstanding universal value (顕著な普遍的価値、以下「OUV」)を有し、かつ、10の selection criteria (「評価基準」²⁾) (表1参照)のいずれか1つ以上に合致するとともに、authenticity (真実性/真正性)や integrity (完全性)の条件を満たし、国内法によって適切な保護管理体制がとられていることが必要である。

一方、文化庁は、ユネスコ無形文化遺産にもつながっていく国内の無形文化財登録制度創設に向けて2021年2月に報告書を提出し、生活文化に関する文化財といった新たな分野についても積極的に保護措置を講じようとしている。

(2) 研究の目的と方法

本稿では、これら世界(文化)遺産及びユネスコ無形文化遺産の評価基準に照らし、ま

ず、温泉地が世界遺産に登録された実例として GSTE を概括する³⁾。そして、その評価基準を通して日本の温泉地・温泉文化を客観的に評価した場合、登録にふさわしい構成要件は何かを考察する。加えて、評価基準に則れば、登録可能性を秘めた日本の温泉地や温泉文化にはどのようなものが対象として挙げられ得るのかを一つの構成案として提示する。

なお、先行研究として、世界遺産一般の考察は散見されるが、温泉地・温泉文化とユネスコ世界遺産・ユネスコ無形文化遺産を関連づける論考は管見の限り見出し得ていない。

2 GSTEの概要

(1) 構成資産

GSTEは、transnational serial property (国境を越える連続性のある資産)であり、バーデン・バイ・ウィーン(オーストリア)、スパ(ベルギー)、フランチシュコヴィ・ラーズニェ、カルロヴィ・ヴァリ、マリアーンスケー・ラーズニェ(以上チェコ)、ヴィシー(フランス)、バート・エムス、バーデン・バーデン、バート・キッシンゲン(以上ドイツ)、モンテカティーニ・テルメ(イタリア)、バース(イギリス)の7か国11温泉地で構成さ

*温泉評論家 (Critic of Hot Spring) **静岡県庁 (Shizuoka Prefectural Government)

れている(図1)。

(2) 世界遺産登録までの経緯

GSTEの世界遺産登録までの道のりは、2008年にチェコ・西ボヘミア地方のスパ・トリアングル(フランチシュコヴィ・ラーズニエ、カルロヴィ・ヴァリ、マリアーンスケ・ラーズニエ)がチェコの世界文化遺産暫定リストに記載されたことに始まる。翌2009年には、チェコ1国での推薦から、国境を越える連続性のある資産として推薦する

アイデアが生まれ、2011年には西ボヘミア地方のスパ・トリアングルとドイツのバーデン・バーデンなど欧州の重要な温泉地の、都市的及び建築的価値についての国際諮問円卓会議が持たれるなど調整が進められた。

結果として、2014年に7か国16温泉地が各国の世界遺産暫定リストに記載された。2016年には16温泉地から11温泉地が厳選され、世界遺産として推薦することを決定した。2019年1月にユネスコ世界遺産センター

1. *Baden bei Wien*
2. *Spa*
3. *Františkovy Lázně*
4. *Karlovy Vary*
5. *Mariánské Lázně*
6. *Vichy*
7. *Bad Ems*
8. *Baden-Baden*
9. *Bad Kissingen*
10. *Montecatini Terme*
11. *City of Bath*

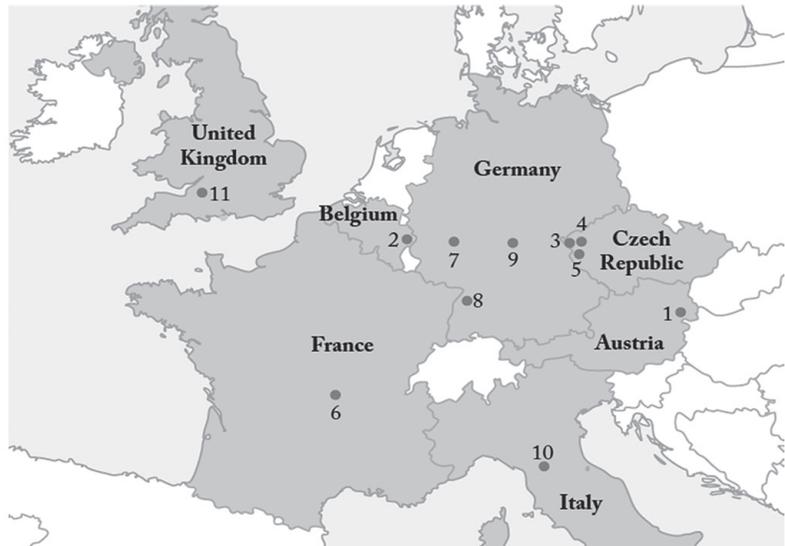


図1 GSTE 7か国11温泉地の位置
(出典) <https://www.muml.cz/>。

表1 世界(文化)遺産登録の評価基準

i	人間の創造的才能を表す傑作
ii	建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの
iii	現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物語として無二の存在(少なくとも希有な存在)
iv	歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本
v	あるひとつの文化(又は複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本。又は人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本
vi	顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある

(注) (vii) ~ (x) 省略。(i) ~ (vi) で登録されたものは文化遺産、(vii) ~ (x) で登録されたものは自然遺産、文化遺産と自然遺産両方の基準で登録されたものは複合遺産となる。

へ推薦書が提出され、同年9月にイコモス(国際記念物遺跡会議)による現地調査が行われた。2021年6月にはイコモスにより世界遺産リストに登録するよう勧告が出て、同年7月の第44回世界遺産委員会で世界遺産リストに登録された。

(3) GSTEのOUV及び評価基準⁴⁾

(一) OUVの概要

GSTEの温泉地それぞれに違いはあるが、全ての温泉地は泉源地を中心に発展し、医療、レクリエーション及び社交機能を備えた温泉地の空間構成モデル形成のきっかけとなった。

温泉地を構成するものとして、鉱泉・温泉を入浴や飲泉へ利用するために建てられた入浴施設、ポンプルーム(温泉の汲み上げ所兼待合室)、飲泉施設、温泉療養施設及びコネード(屋根付き散歩道)などの温泉建造物群がある。また、体の内外で「治療を受ける」ことを補完するものとして、運動や、アセンブリールーム(社交を目的とした集会所。茶会、舞踏会などに使用された)・カジノ・劇場・ホテル・別荘・温泉地関連のインフラ(送水(湯)管・枝状架装置などの製塩施設・ケーブルカー)などの施設も整えられた。

建造物や施設の全てが、レクリエーション的・医療的環境である公園、庭園、プロムナード、スポーツ施設や森林などからなる総合的で都市的な環境の中に統合されている。これら建物や空間は、視覚的・物理的にその周辺環境と結びついて、治療に役立つ運動のため、また、リラクゼーションや気晴らしのために、定期的に利用されている。

このOUVは、評価基準に該当することで証明される。GSTEに適用される評価基準は(ii)及び(iii)(表1ゴシック部分)であり、当初提案していた(iv)及び(vi)は認められなかった。

(二) 評価基準(ii)

GSTEは、1700年から1930年代にかけての医学、温泉療法学及びレジャー活動の発

展に影響を与えた革新的なアイデアが体现された重要性を示す。この変革は、自然由来の鉱泉源を中心とし、健康とレジャーに特化した都市類型を通じて、明確化された。この考え方は、ヨーロッパ及び世界の至る所で、温泉地の人気と発展及び温泉療法学に影響を与えた。

(三) 評価基準(iii)

GSTEは、ギリシャやローマといった古代にそのルーツはあるものの、1700年から1930年代にかけて最も高く表出したヨーロッパの温泉地の療養地・保養地化の優れた証拠を有している。体外的(入浴)あるいは体內的(飲泉や吸入)のどちらにしても「治療を受ける」ことは、規則正しい毎日、及び、医療とレジャーの組み合わせから成っている。

(四) 完全性

連続性のある資産を構成している11温泉地は、ヨーロッパの温泉地のもっとも優れた事例を示している。全ての構成資産は、その歴史と発展の最も重要な文化創造段階である全盛期の1700年から1930年代にかけて形成された一連の決定的な特徴を共有している。構成資産の一つひとつが、医療、レクリエーション及び社交という当初からの目的に沿って機能するために、今も温泉地として存在し続けている。

(五) 真実(真正)性

GSTEは、「世界遺産条約履行のための作業指針」⁵⁾82.で規定している)形式・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統、位置・環境の点において、真実性の条件を満たしている。全ての構成資産は、共通の、そして高度に真実的な次の特徴を通して資産のOUVを体现している。

- ・ 泉質、位置・環境を維持している多彩な泉源地
- ・ 体の内外とも健康でいられるようにつくられた温泉地の空間構成、及び、位置・環境が良い状態で維持されていること
- ・ いくつかの建造物は用途変更を経験しな

からも形式と意匠、オリジナルの材料と材質において真実(真正)性を残している温泉建築

- ・その眺望、形式と意匠はそのまま保たれており、治療セラピー、リラクゼーションや娯楽につながる運動のため、使い続けられている温泉地の癒しの景観
- ・その多くが、オリジナルあるいはオリジナルの原理の上に改修され使われている温泉地のインフラ
- ・(衛生面など)今日的な基準を満たしながら温泉としての使用が継続し、機能していること

(4) 構成遺産の具体例(バーデン・バイ・ウィーン〔オーストリア〕)⁶⁾

「ウィーンの近くのバーデン」を意味するバーデン・バイ・ウィーン(以下、「バーデン」)は、ウィーンから南へ約26kmにあり、下オーストリア州に属する。温泉地を貫くようにシュヴェヒャット川が流れ、標高のあるウィーンの森の南端の下がったところに位置する。人口は25,229人(2014年)であり、泉源は古代ローマ起源である。ハプスブルク家が夏の別荘をバーデンに建てたことをきっかけに、ウィーンの人々の避暑地となった。

バーデンには泉源が14あり、最も古いと言われる泉源Römerquelle(写真1)と他の2泉源が、西暦200年頃のローマ時代には使われていたという。中世の建物に代わり19世紀に建てられた入浴施設は、都市的な建築の特徴をみせた。温泉療養施設、ホテルや入



写真1 バーデン最古の泉源Römerquelle
(出典) <https://greatspasofeurope.org/beiwien/>.

浴施設への温泉水を供給するため、泉源が相互に環状に結ばれた。硫黄泉のため、飲泉はあまり行われなかった。

19世紀に泥パック、蒸気、吸入、水治療といった最新施術に対応した温泉療法学が実践されていたことによって、バーデンは中央・東ヨーロッパにおける新しい温泉地のモデル施設としての役割を果たした。これらの治療は、運動療法や外気療法と併せて今も行われている。同じ19世紀末に建設されたクアハウスが、現在は、カジノ・国際会議場・レストランの複合施設に生まれ変わり、利用されている(写真2)。

(5) GSTEの世界遺産登録にあたっての要点⁷⁾

(一)「1700年から1930年代」という期間
この期間はヨーロッパの温泉地の療養地・保養地化が盛んであった重要な期間であり、泉源を中心とし、医療、社交及びレジャーに鉱泉水を利用することが意図された、新しい都市類型が歴史上初めて現われた期間であった。また、次に挙げる項目とも関連している。

- ・科学的専門分野としての温泉療法の誕生(18世紀)
- ・入浴施設、クアハウス、ポンプルーム、飲泉所、コロネード、スパ・パビリオン(洋風の東屋風建物)及びその他の温泉に特化した建造物の初出現(18～19世紀)
- ・自然景観を温泉治療の一環として利用



写真2 カジノバーデン国際会議場
(出典) <https://greatspasofeurope.org/beiwien/>.

(18～19世紀)

・マスツーリズムの起源につながる中産階級の台頭、及び、階級とジェンダーの間の格差の崩壊(19世紀)

(二) 他国・他地域の温泉地との違い

ヨーロッパの温泉の伝統は、鉱泉水を使ったほかの文化的な伝統とは異なっている。それは、鉱泉水の医療への利用とそれに付随する様々なイノベーションが大きな理由である。入浴(外用治療)や飲泉、吸入(内用治療)のために、効能のある天然鉱泉水が使用される。また、医療と社交的活動の組み合わせは、富裕層が集まる国際的な温泉地であるGSTEの大きな特徴である。

(三) 11温泉地の選定

チェコ、フランス、ドイツ及び英国を代表する温泉専門家による第三者グループによって、2014年から2016年の間にかけ、最終的にGSTEが世界遺産として推薦する11温泉地の選定作業が行われた⁸⁾。選定された構成資産を評価するために専門家グループが設定したのは、(ア)歴史的な発展に重要な貢献をしたこと、(イ)温泉水とその利用、(ウ)都市構造、(エ)国際的な名声、(オ)真実性と完全性、という5つの基準であった。

3 日本の温泉地の世界文化遺産登録可能性と構成要件

前章までのヨーロッパ温泉地群GSTEの世界文化遺産登録に向けた取り組みについての概括を受け、日本の温泉地の世界文化遺産登録への可能性と、その場合はどのような「顕著な普遍的価値(OUV)」が認められ、評価基準を満たせるか、それを満たす構成要件はいかなるものかを次に考察する。併せて、それに基づいた日本の温泉地(群)の構成試案を提起する。

(1) すでに世界文化遺産に含まれる温泉地

日本にはすでに世界文化遺産に含まれている温泉地が複数ある。一つは、2004年登録の「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産「熊

野参詣道・中辺路」に含まれる和歌山県湯の峰温泉と、もう一つほとんど知られていないが「熊野参詣道・大辺路」に含まれる和歌山県湯川温泉である。三番目は、2007年登録の「石見銀山遺跡とその文化的景観」の構成資産「温泉津(ゆのつ)沖泊道」「銀を積み出した港と港町」に含まれる鳥根県温泉津温泉である。この3つの温泉地自体が有する構成資産としての要件を考えてみたい。

(一) 湯の峰温泉

湯の峰温泉は、主要な構成資産の山岳霊場「熊野三山」の中核・熊野本宮に近く、参詣前に心身を清める湯垢離場として、熊野詣が盛んになった古代より重要な役割を担ってきた。そのことは平安貴族の右大臣藤原宗忠が日記『中右記』天仁2年(1109)11月1日条に、熊野本宮の宿坊に着いた後、参詣道を上って「湯峯」の「谷底温湯寒水並出る」「湯屋」⁹⁾(現・つば湯)で入湯した体験を記していることから裏付けられる。

信仰の聖地へ至る参詣・巡礼路の世界文化遺産登録例では、「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路：カミーノ・フランセスとスペイン北部の巡礼路群」が知られる。しかし熊野参詣道には、湯垢離場として温泉地が当初から組み入れられていた点で際立つ。しかもそこには参詣者を守護する熊野の神々を祀り、参詣道程の目安となる「王子」社の一つ「湯峯王子」が設けられ、かつ薬師如来の姿の噴泉塔「湯胸薬師」を奉る温泉霊場でもあるという独自の精神的空間、文化的景観を形成した。この文化的景観こそ、日本の温泉地の生成と景観形成に通底する基本構造¹⁰⁾(図2)を示すことは後述する。

湯の峰温泉は中世以降、熊野聖らも広めた説経節『をぐり』が物語る「再生の湯」の舞台として神聖な温泉霊場空間を保った。熊野神社が温泉地守護神の一翼を占めるようになり、熊野は湯屋・温泉の表象となって、湯の峰は「熊野本宮之湯」として江戸時代の温泉番付を行司役として仕切った。湯の峰温泉自



図2 日本の温泉地景観の基本構造
(注)石川作成。

体が「紀伊山地の霊場と参詣道」が認められた顕著な普遍的価値を体現し、世界遺産の評価基準(ii)の「ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在」に該当すると言える。

(二) 湯川温泉

「熊野三山」の熊野那智大社に近い湯川温泉は「熊野参詣道・大辺路」に含まれ、湯の峰同様に温泉寺を擁し、湯垢離場であった。江戸時代後期の地誌『紀伊続風土記』に「湯ノ川村 温泉 古より熊野に詣づるもの…湯垢離といふは此地の温泉に浴するをいふ」¹¹⁾と記されている。1738(元文3)年に温泉医方学者の香川修徳が著した『一本堂薬選続編 温泉』の温泉地一覧には、大辺路で湯川の隣の二河峠の名を冠して「二河ノ湯」と記載されている。

(三) 温泉津温泉

温泉津温泉は「温泉津重要伝統的建造物群保存地区」として温泉街が構成資産に含まれる。これは湯の峰同様、世界文化遺産登録上重要な要素となる「文化的景観」¹²⁾を温泉地が再評価する上で参考になる。平安中期の辞典『倭名類聚鈔』には石見国邇摩(にま)郡に「湯泉(ゆ)」の地名が挙げられていて古代より温泉が知られ、温泉街入口の日本海に臨む入江が天然の良港となって、地名は温泉津となった。「温泉津重要伝統的建造物群保存地区」には、地名の由来となった自然湧出泉源「元湯」と明治以降湧出した新泉源に建つ2つの泉源共同浴場、赤い石州瓦となまこ壁の旧

家、旅館、寺院が並び、独特な温泉街の文化的景観を醸成している。

(2) 日本の温泉地の「顕著な普遍的価値」

世界遺産の核心は、青柳正規・松田陽(2005)¹³⁾も指摘したとおり、個別の国や社会・文化圏においてのみ価値が認められるという個別性ではなく普遍性に、顕著な(卓越した)普遍的価値を有しているか、にある。

「18世紀から20世紀前半にかけて発展」したヨーロッパの温泉地群(GSTE)が、「温泉地は泉源地を中心に発展し、医療、リクリエーション及び社交機能を備えた温泉地の空間構成モデル」となり、「温泉建造物、カジノ、劇場等がレクリエーション的・医療的な環境である公園、庭園、プロムナード、スポーツ施設や森林などからなる総合的で都市的な環境の中に統合」したとして、その普遍的価値を評価された。日本の歴史ある温泉地群が、また別の要素を備えた顕著な普遍的価値を示すとしたら、そのかぎは湯の峰温泉に見たように、日本の温泉地の形成・発展を促し、独自の文化的景観を創り上げたその精神世界、宗教的バックボーンをふまえた先の基本構造にあると考える。

GSTEの11温泉地には、ケルト時代からの温泉・湧泉信仰を継承して古代ローマ人が泉源地に建てた神殿・浴場遺跡を含む街並みが先行的に世界文化遺産登録されているイギリスの「バース市街」など紀元前からの温泉地が少ない。日本の温泉地はそこまで歴史をたどれないが、『古事記』に登場する「伊余湯」(道後温泉)の5世紀半ば頃を筆頭に文献上、温泉地の成立は古代に始まっている。

史料・物証が増え始める奈良時代から平安時代にかけて、『日本書紀』記載の「有間温湯宮」「伊予温湯宮」など皇族滞在施設、最も早くは『出雲国風土記』記載の玉造温泉の「玉作湯社」、(出雲)湯村温泉の「漆仁社」など泉源(湯元)を守る温泉(ゆ)の神を祀る社の存在が見えてくる。建造物は改修されても両社共現存し、さらに平安時代の『延喜式』神名

帳には温泉・温湯・湯泉・湯の神を祀る温泉神社が10社確かめられ、すべて一千年後の今日なお各温泉地に鎮座している。泉源地にはさらに仏教の温泉及び入浴文化への影響を通じて、医薬・療養と温泉の守護仏となる薬師如来を祀る温泉寺・薬師堂も建てられる。

温泉地の根幹をなす泉源の守護の役割を目視可できる高台に建てられる温泉神社・温泉寺・薬師堂など古来の温泉信仰の証となる建造物は、日本の温泉地を生み出し支える文化・精神世界を体現し、景観形成の核となっていく(図2)。

現存する日本の温泉地の街並み・景観は、ヨーロッパ同様に主に17～18世紀から20世紀前半(昭和戦前期)にかけて発展した。平和な癒し空間としての温泉地の存在意義が認められてか、温泉地は戦災に遭わなかった。そのため日本でも門前町、宿場町、城下町など限られた場所にしか見られない伝統的な造りの木造建築群が保たれている。それも低層ではなく、温泉街ならではの必要性から木造多層旅館(銀山、草津、湯田中洪、別所、塔之沢温泉等)や大型浴舎(道後温泉本館、別府竹瓦温泉、武雄温泉館等)が保たれ、ヨーロッパの石造り・レンガ造りの壮麗堅固な建造物とは趣を変えた歴史的文化的な温泉街の魅力を生み出し、海外客を魅了する。

都市計画面からは、日本の街には広場がない、人が集う解放的な空間がない、と指摘されてきた。しかしそれは正確ではない。唯一温泉町は、泉源地が広場(草津湯畑、石川県山中・山代温泉などの総湯広場は典型)を形成する例が多い(図3と写真3)。その泉源広場には、温泉(文化)史や資源管理において特筆すべき温泉の共同管理・利用の証左である共同浴場がつけられる。そうした泉源広場を囲んで旅館や店舗等の家並みが形成されて温泉街が形成・発展するというのが、日本の温泉地景観を生み出した基本構造となっている。

要約すれば、日本の伝統的な温泉地は、多彩な温泉利用法を活かした安らぎと癒し(治療力)の場としての世界の温泉地に共通する存在意義とともに、温泉地の中核に建つ古来の温泉信仰の証となる寺社堂を通じて温泉地を支えてきたスピリチュアルなありよう、精神世界が可視化され、それを囲む木造建造物を中心とした独特な温泉街景観と情緒を保ってきた点で、顕著な普遍的価値を有すると言える。

したがってこの要件を共通して備えた温泉地群を仮に登録名称にまとめるとしたら、「温泉信仰と湯治文化を基に文化的景観を保つ日本の温泉地(群)」あるいは「日本の伝統



図3 山代温泉総湯広場景観「湯の曲輪」(左)。 写真3 山代温泉の古総湯(右)。

(注)『明治34年 加賀國山代温泉所全図』金沢市立玉川図書館蔵(左)。写真は石川撮影(2015年)。

的温泉街景観と建造物、温泉信仰を保つ温泉地」などが妥当ではないだろうか。

(3) 世界遺産の評価基準への合致可能性

続いて世界文化遺産の評価基準への合致可能性について考察する。これまで述べた内容をふまえた日本の温泉地群は評価基準の(ii)(iii)(iv)(vi)に該当する可能性がある(表2)。

まず(ii)について、東アジア全体を見ても類を見ない日本独自の伝統的な多層・大型木造建造物を集積し、泉源を核に周囲に温泉街を構築した街並み計画と景観形成において、建築、記念碑、都市計画、景観設計での近代に至る発展に重要な影響を与え、今日的に貴重で価値を有するという点が該当しよう。

(iii)については、温泉地が育んできた温泉療養文化においてGSTと通底しつつ、日本の温泉地はさらに泉質・泉温とも多彩で豊かな温泉資源を活用したユニークな入浴・利用法による伝統的な「湯治」文化を育んできた点で、近代のヘルス&ウェルネスツーリズムのアジアにおける草分けとなっている。

(iv)については、GSTでは正当性が証明されなかったが、日本の歴史的温泉地は自然由来の温泉源を核として卓越した建築物や街づくり計画、景観デザインを整備しており、歴史的に傑出した街並みの代表例となっている点で該当可能性がある。すなわち、古来の温泉神社・温泉寺・薬師堂(建築物は改築)を残しつつ、基本は17～20世紀前半ま

で整備され、その時代の伝統的でユニークな街並みの顕著な見本となっている。東アジアの中国・韓国等の温泉地では伝統的景観は一部しか残されておらず、もはやこうした日本の温泉地景観はつくられるものではなく、保全してその価値を高めるべき存在である。

(vi)についても、GSTでは認められなかったが、古代からの温泉信仰の姿をなお体現している場という意味で、日本の歴史的な温泉地は独自の精神世界を保つ「温泉霊場」空間で、世界的にも貴重・希有な存在であり、同じく該当可能性があると考えられる。

(4) 文化的景観を保つ日本の温泉地群

構成案

現実には、日本の温泉地は20世紀後半の高度成長期以降、景観保全より個々の施設の収益優先目的で収容人数や稼働率を高める増改築を進めて、伝統的街並みの変容は著しいものがある。この点で、ゾーニングを図るなど歴史的な街並み景観や温泉療養・保養環境を大切に保ってきたヨーロッパの温泉地との落差は大きかった。

それでも温泉信仰の証となる寺社堂は保たれるなど、全体的ではないが文化的景観が維持されている温泉地が全国に点在している。したがって日本の他の登録世界遺産に見られるように「群」としてまとめて、仮登録名称の一つで言えば、「温泉信仰と湯治文化を基に文化的景観を保つ日本の温泉地群」を構成することが現実的であろう。その構成案を示す。

表2 世界文化遺産の評価基準への合致可能性

(ii)	伝統的な多層・大型木造建造物を集積し、泉源を核に周囲に温泉街を構築した街並み計画と景観形成において建築、都市計画、景観設計での発展に重要な影響を与え、今日的に貴重
(iii)	多彩で豊かな温泉資源を活用したユニークな入浴・利用法を保つ温泉療養・保養の「湯治」文化を育み、近代のヘルス&ウェルネスツーリズムのアジアにおける草分けとなる
(iv)	日本の伝統的温泉地は一部に古代からの温泉信仰空間を残しつつ(建築物は改築)、基本は17～20世紀前半までに整備され、その時代を物語る建築物、工芸技術、景観の顕著な見本
(vi)	古代からの温泉信仰の姿をなお体現している場という意味で、日本の温泉地は独自の精神世界を保つ「温泉霊場」空間でもあり、世界的にも貴重・希有な存在

(注)石川・赤池作成。

【温泉信仰と湯治文化を基に文化的景観を保つ日本の温泉地群】

別府八湯の鉄輪地獄と温泉寺周辺の蒸し湯等共同浴場群、竹瓦温泉（大分県別府市）／鍋島藩主専用湯殿と楼門を持つ武雄温泉共同浴場（佐賀県武雄市）／道後温泉の湯神社と道後温泉本館（松山市）／元湯自然湧出泉源と元湯、温泉津温泉街（島根県大田市）／湯泉神社と温泉寺、太閤の湯殿遺跡、歴史的泉源と湯坂の有馬温泉（神戸市）／温泉寺と城崎温泉街（兵庫県豊岡市）／東光寺、つば湯、湯峯王子を含む湯の峰温泉街（和歌山県田辺市）／山中温泉の医王寺と総湯広場、ゆぎ街道（石川県加賀市）／山代温泉の総湯と温泉寺を核とした街並み「湯の曲輪」（同加賀市）／渋温泉の温泉寺山門下の石畳街（長野県山ノ内町）／「惣湯」の伝統を保つ野沢温泉の自然湧出共同湯群（同野沢温泉村）／北向観音門前の別所温泉街（同上田市）／伊香保温泉石段街（群馬県渋川市）／草津温泉の湯畑と薬師堂・地藏堂、木造旅館街（同草津町）／銀山温泉の多層木造旅館街（山形県尾花沢市）／乳頭温泉郷黒湯・鶴の湯・孫六温泉の伝統的湯治場景観（秋田県仙北市）

4 ユネスコ無形文化遺産の評価基準と日本の温泉（入浴・湯治）文化の該当可能性

(1) 無形文化遺産の評価基準と国内状況

日本が2004年に締結した無形文化遺産保護条約第二条に、「無形文化遺産とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう」と定義する。無形文化遺産は、(a) 口承による伝統及び表現、(b) 芸能、(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習、(e) 伝統工芸技術、の分野において明示される。以上の要件を前提に、ユネスコ無形文化遺産への申請案件は、文化の多様性への貢献、保護措置、関係

する社会・集団等の幅広い参加と同意等を満たしていることを申請国が証明する必要がある。申請後、評価機関による審査を経て政府間委員会で決定される。国内の所管は文化庁である。

2021年12月新規登録の「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」（構成17件）まで日本から登録されたのは22件。(b) (民俗) 芸能、(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(e) 伝統工芸技術、が大半を占める。日本の伝統文化を代表する「能楽」「人形浄瑠璃文楽」「歌舞伎」などが登録されている一方、「奥能登のあえのこと」「チャッキラコ」「題目立」などあまり知られない文化遺産も含まれる。「山・鉾・屋台行事」は全国33件の行事に拡張して登録されており、複数案件で構成されることは問題ない。

登録遺産は有名無名を問わず、それ以前に国の重要無形文化財や都道府県の無形民俗文化財に指定される例が多い。そして担い手だけでなく、それを支える団体・機関の存在、保護措置が図られていることが欠かせない。

(2) 生活文化の再評価

これまで明確な対象としてこなかった生活文化に関わる「和食；日本人の伝統的な食文化」が2013年に登録された。文化庁はこれについて包括的すぎた面があるとして、以後同様の案件に慎重さを見せる一方、麴菌を使った日本独特の酒文化としての「日本酒・焼酎（仮）」を2024年に提案する検討を行っている。文化庁は、「様々な文化的要素が融合して一つの文化的価値を創出している側面もある生活文化は、こうした特徴に留意しつつ保存・活用を図ることが重要」¹⁴⁾、「生活文化は長い歴史を通じて日本国民が伝承してきた我が国の伝統的な文化である。それらの確実な継承は、未来に渡って日本文化の特色と多様性を示すために欠くことができない」¹⁵⁾と生活文化を再評価している。

(3) 温泉文化の固有性と普遍性

これを受けて、「日本の温泉文化をユネスコ

コ無形文化遺産登録へ推進」する群馬県温泉協会からの提議が2019年6月日本温泉協会会員総会で採択された。今後の取り組みを期待するが、提議を支える論考¹⁶⁾には、世界文化遺産と無形文化遺産双方に関わる日本の温泉文化を考える上での問題点が散見される。誌面の制約上ポイントのみ指摘する。

まず、論考は、温泉文化の一面的で皮相な理解から、日本や世界を問わず温泉文化が持つ多様な側面と普遍性を考慮せずに「日本の温泉文化の固有性」を強調する。

温泉文化は温泉とその地域、人々との関わりを通じて育まれた多様な分野、側面を持つ点で世界に共通する。その中で生活文化としては、旅館や店が担う食文化、接待もてなし文化、多目的な温泉利活用から生まれる入浴・飲泉文化・湯治文化が主に該当する。さらに温泉地の形成・発展を通じて育まれる、広場や温泉街など景観・空間形成、都市論の対象となる文化、宿・施設・浴場に関わる建築・美術・工芸文化がある。癒し・解放空間としての温泉地に必要なソフト・サービスから生まれる遊興・芸能文化、ヨーロッパの温泉保養地では社交(サロン)文化も華開いた。温泉資源の地域共同管理に基づく共同浴場文化も世界に見られ、コモنزという普遍の概念で説明し得る¹⁷⁾。また、温泉信仰や聖性、アジュール性といった精神文化も、GSTの歴史にあるように国や地域を問わず温泉地の特性、存在意義を支えている¹⁸⁾。

そして温泉文化は、その様々な発現形態、果実をとおして、国や地域の歴史風土や他の文化、社会規範、宗教等の影響を受け、独自性・個性を形づくる。温泉文化は本質的に普遍性と国や地域で育まれた固有性の両面を備えた複合文化ゆえに人を魅了するのである。

(4) 日本の温泉入浴・湯治文化の「固有性」への誤認

論考では、日本の温泉文化をその一部たる入浴・湯治文化に代弁させる。その上で日本の温泉入浴・湯治文化全般を「日本(民族)固

有の文化」とみなす。その論拠にバーデン・バーデン温泉の観光入浴施設でローマン・アイリッシュ浴場をうたうフリードリッヒ浴場を「ヨーロッパの温泉入浴文化」の代表よろしく比較するのは認識不足に基づく。

そのフリードリッヒ浴場も、「ヨーロッパや海外の浴槽は洗いの場であり、温まる場所ではない」¹⁹⁾とは言えない。安らぎの湯浴み空間である。「日本固有」と言う「浴槽に浸かり温まる入浴作法」は、源泉浴槽にじっくり浸かる入浴法としてヨーロッパの温泉施設に備わり、「温泉成分を身に染み込ませる」ため浴後シャワーで流さずバスローブに身体を包んで横たわる。この「温まる」の理解も皮相的である²⁰⁾。高温泉に恵まれず、民族の体感温度も異なるため低めの泉温が快適なのであり、入浴の基本内容と療法的に違いはない。

日本の温泉入浴・湯治文化の固有性を語るなら、歴史と実態に即して説明すべきで、日本民俗学の「ハレとケ」概念を当てはめて「日本文化の固有性」を主張するのは的外れである。湯治休暇をライフスタイルに組み込むのも洋の東西同じ。その点は「ハレ」と言えるが、長期滞在し自炊もする湯治生活は「ケ」でもある。

そもそも温泉療法、入浴・湯治文化は普遍的なもので、人の持つ総合的生体調整作用(ホメオスタシス)により「一廻り1週間」のサイクルも洋の東西等しく確立した。温泉療法、湯治による“回復”は温泉療法や転地効果から多く解明されている。民俗学でも論争の焦点「ケガレ」概念や「日本固有のマツリ」をなぞる必要はない。むしろ温泉文化でマツリを語るなら、温泉・湯信仰による湯かけ祭など温泉地の祭礼神事を挙げて、無形文化遺産として評価すべきだろう。

論考はまた、旅館中心に温泉街に携わる人を「湯の匠たち」と銘打つが、日本の温泉地も入浴の場は共同浴場主体で、旅館に内湯のなかった時代が長かったことを見ていない。

(5) 日本の温泉入浴・湯治文化の該当可能性

以上の点をふまえ、日本の温泉文化の中でも独自性、固有性も発揮され、貴重で守るべき対象文化遺産をあらためて精査し、絞り込むべきである。

2020年12月、「フィンランド式サウナの伝統」のユネスコ無形文化遺産登録が決まった。ロシアのバーニャ、朝鮮半島の汗蒸、日本に伝わるかま風呂などユーラシア大陸に広がった熱気・蒸気浴文化という普遍性を持ち、かつ固有のサウナ文化が認められている。

日本でも豊富な温泉資源を活用した多彩な温泉入浴・湯治法が、温泉療法としての普遍性ととともに優れた固有性を保ち、健在である。その伝統的な温泉入浴・湯治法は、温泉信仰と湯治文化を背景に、湯治・療養効果を“天の恵み”と感謝する温泉地域の人々や湯治者に支えられてきた。そうした構成要件を無形文化遺産候補にセレクトし、世界遺産で考察した文化的背景をふまえて、メインには「古来の温泉信仰・湯治文化に基づく伝統的入浴法・湯治慣習」（仮）にまとめる方向性が考えられよう。以下その構成案である。

【古来の温泉信仰・湯治文化に基づく伝統的入浴法・湯治慣習】構成案

【天然砂蒸し浴】指宿温泉播ヶ浜・山川伏目温泉の海岸天然砂蒸し（鹿児島県指宿市）／別府温泉上人ヶ浜の天然砂蒸し（大分県別府市）【天然泥湯浴】明礬温泉天然泥湯（大分県別府市）／地獄温泉すずめの湯（熊本県南阿蘇村）【天然蒸し風呂】栗野岳温泉の天然蒸し風呂（鹿児島県湧水町）／白鳥上湯温泉の天然蒸し風呂（宮崎県えびの市）／鉄輪温泉の石菖利用の蒸し湯（大分県別府市）【源泉箱蒸し】後生掛温泉の箱蒸し（秋田県鹿角市）／玉川温泉の箱蒸し（秋田県仙北市）【部分蒸気浴】瀬見温泉の温泉蒸気を活かした部分蒸気浴（山形県最上町）／須川温泉の部分蒸気浴「おいらん風呂」（岩手県一関市）【源泉

冷泉浴】寒の地獄温泉薬師祠前の摂氏14度の源泉冷泉浴（大分県九重町）【源泉打たせ湯】安楽温泉打たせ湯（鹿児島県霧島市）／栗野岳温泉打たせ湯（鹿児島県湧水町）／筋湯温泉共同浴場打たせ湯（大分県九重町）／白布温泉打たせ湯（山形県米沢市）／乳頭温泉郷黒湯・孫六温泉打たせ湯（秋田県仙北市）／酸ヶ湯温泉打たせ湯（青森県青森市）【微温湯長時間入浴湯治法】栃尾又温泉共同浴場の微温湯長湯（新潟県魚沼市）／微温湯温泉の長時間入浴法（福島県福島市）【天然岩盤浴】玉川温泉泉源地帯での天然岩盤浴（秋田県仙北市）【源泉浴槽立ち湯浴】真賀温泉立ち湯浴（岡山県真庭市）／鉛温泉立ち湯浴（岩手県花巻市）【時間湯】草津温泉の「湯長」入浴指導による伝統的湯治法「時間湯」（群馬県草津町）〔現在町が廃止〕／那須湯本温泉「鹿の湯」の時間湯（栃木県那須町）

5 結語

本稿で、温泉地と温泉文化評価の一助として実例を通じて取り上げた世界遺産も無形文化遺産も、その登録のための評価基準は数値化できず、抽象的であることは免れない。とはいえ、世界文化遺産はその大事な構成要素として、無形の温泉文化的要素も内包して有形化された温泉地と温泉文化の果実たる「文化的景観」を重視している。日本ではとかく軽視されがちだった、温泉地を客観的に見つめ直す評価基準として参考に資すると考える。

注・参考文献

- 1) 世界遺産センターへ提出された推薦書における資産名称はThe Great Spas of Europeであったが、第44回世界遺産委員会にて名称が変更された。
- 2) selection criteria（評価基準）は、従来「登録基準」と訳されていた。
- 3) GSTEの概括にあたり、執筆時点では、1)の推薦書や、UNESCOの諮問機関である国際記念物遺跡会議(International Council

- on Monuments and Sites:ICOMOS:イコモス)の勧告等は公開されていなかったため、入手可能であった第44回世界遺産委員会の暫定議案(次の注記4))を主に参照した。
- 4) World Heritage Centre (2021) : Provisional Agenda : Establishment of the World Heritage List and of the List of World Heritage in Danger, 8B. Nominations to the World Heritage List, Extended 44th session of the World Heritage Committee, pp.17-18.
 - 5) 文化庁「文化遺産オンライン」掲載。
 - 6) Baden bei Wien(2019) : Local Management Plan, p13, pp.18-19.
 - 7) ICOMOS (2019) : Great Spas of Europe, Summary; additional information request, ICOMOS Interim Report, pp.2-7.
 - 8) 2014年に各国の世界遺産暫定リストに掲載された16温泉地のうち、ヴィースバーデン(ドイツ)など5温泉地が選から漏れた。関連資料は入手できていないが、選定経緯について、今後の研究課題としたい。
 - 9) 国立国会図書館デジタルコレクション(DC)『中右記』三、天仁2年11月1日条。
 - 10) 石川理夫(2015) : 「日本の『温泉神』の成立構造と特質」『温泉地域研究』第25号、1頁で日本の温泉地の基本構造を図式化した。
 - 11) 国会図書館DC『紀伊続風土記』(明治43年復刻版)第三輯巻之七十八、48頁。
 - 12) 佐藤信編(2005) : 『世界遺産と歴史学』(史学会シンポジウム叢書)、山川出版社、34頁では、「最近の文化遺産の登録の主流は文化的景観にあるといっても過言でない」と指摘する。
 - 13) 前掲12)、10頁。
 - 14) 「平成29年(2017)2月22日 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会資料」による。
 - 15) 2020年12月7日「企画調査会における審議のまとめ(たたき台)」(文化庁文化審議会文化財分科会企画調査会)による。
 - 16) 提議を支える論考として以下を挙げる。熊倉浩靖(2020) : 「『温泉文化』ユネスコ登録への工程」『温泉』2020年秋号、日本温泉協会。熊倉(2021) : 「温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けて」『温泉科学』第70巻第4号、日本温泉科学会。
 - 17) 石川理夫(2018) : 『温泉の日本史』中公新書、237-238頁。
 - 18) アジール性について、石川理夫(2011) : 「温泉地のアジール性についての考察--戦国時代の禁制と近世ヨーロッパの温泉地中立地帯宣言--」『温泉地域研究』第17号、1-12頁を、聖性について、石川(2013) : 「箱根の温泉霊場『姥子の湯』による温泉(地)の聖性と共同性」『温泉地域研究』第21号、1-12頁参照。
 - 19) こうした誤認は以前からあり、松田忠徳は『温泉力』(2002年、集英社インターナショナル)等の著作で「このような(湯治)習慣をもった国はほかに考えもつかない。湯治は日本人のアイデンティティに深く根ざしていた」「温泉文化は日本人のアイデンティティそのもの」「日本人にとって温泉は心を洗う場所だが、欧米人は体を洗う」「欧米の“洗う”文化に対して、日本の“浸かる”という特有の文化は湯治と無縁ではなかった」と述べている。
 - 20) 江戸時代に医学者でもあった貝原益軒は『養生訓』(1713)で、「熱い湯に入浴するのは害がある」とすでに高温浴のリスクにも言及していた。

「馬の温泉」の通史的考察
—昭和前期の時代背景を視野に—
A Study of History of Rehabilitation for Racehorses
--Taking into Consideration of Historical Background
on Showa first half-period--

岡村 慎一郎*
Shinichiro OKAMURA

キーワード：写真 (photo)・昭和期 (Showa period)・第二次世界大戦 (World War II)・塩化物泉 (chloride spring)・保養温泉地 (hot spring Resort)

1 はじめに

元号が改まった2019 (令和元) 年に、平成期を代表する顕彰馬ディーブインパクトが死んだ¹⁾。その後継馬も強く、翌年に親仔で無敗のクラシックレース三冠馬が現れた。また、同年には三冠牝馬や、歴史が古く、あるいは最も格が高い、海外を含むG I レース9勝の牝馬も登場した。平成初期にはオグリキャップが人気を博した²⁾ ことからすると、日本の競走馬は速さと強さを備え、競馬は娯楽・スポーツとして定着した。

このように平成期の競走馬は歴史的となった。筆者は先に、「馬の温泉」(以下、「馬の温泉」は競走馬の温泉療法施設とする。)について論じた³⁾ が、これをもう少し昭和期を遡って考察してみたい。

日本中央競馬会(以下、「JRA」という。)の『日本中央競馬会十年史』(1965)によると、「かねてから検討していた競走馬の温泉療養所施設の設置」とある⁴⁾ が、福島県いわき市の「馬の温泉」が開設する頃は、石炭産業の斜陽化や新産業都市建設等の社会動向があった。この発足は1963 (昭和38) 年であり、検討課題にあったということからすると、さらに時を遡ると異なる世相があったであろう。先の拙論より前の、1960年代以前の考

察となると、先の戦争(第二次世界大戦)にも注意を払う必要がある。

2 研究の目的と方法

本稿の目的は、昭和期の日本の状況を捉えつつ、「馬の温泉」の成り立ちを通史的に考察することであり、先の拙論の補完的考察となる。昭和期は、第二次世界大戦の終結を境に、戦前・戦後に区分されることが多いが、本稿が焦点を当てたのは、60余年のうちの昭和前期である。しかし、この時期の「馬の温泉」は現存しておらず、史跡的な取扱いもなされていない。そこで、客観性に富む写真資料等をもとにして、現在も利用されている「馬の温泉」の意義と昭和期の史実の一端を論じていく。

「馬の温泉」自体の効用は、専門機関のJRA競走馬総合研究所が示している⁵⁾。しかし、一般的に競馬の主な関心事は勝敗であり、「馬の温泉」が設けられても、設置団体の史料に記されるのにとどまるためか、先行研究では「馬の温泉」の分布やその変遷はまとめられていない。一方、馬と温泉に関わる写真としては、例えば六角(1981)による明治末期の道後温泉でのものがある⁶⁾ が、これは観光的色彩が濃い。本稿が扱う写真は、温

*元横浜市役所職員 Former Yokohama City Official

泉により競走馬の体調回復を目指していたことを写したものである。

研究方法としては、主に地元紙や行政誌、競馬場の記念誌等の文献によるが、現存しない「馬の温泉」であるため、競馬場関係者や地元住民からの提供資料等により、考察の補足に努めた。なお冒頭に、先行研究を基に終戦前後の馬に関わる国内状況の概要をまとめた。

3 終戦前後の日本と馬

(1) 軍国の時代と馬

武市(1999)によれば、馬事に関心を抱いた明治天皇は洋式競馬を奨励し、政府は各地に種馬牧場等を設け、役種別に生産地を整備していった⁷⁾。また、宇井(1999)によれば、馬券発売黙許、旧競馬法制定を経て、1936(昭和11)年にJRAの原型となる日本競馬会が設立された⁸⁾。この頃は、地方長官の許可を受けた地方競馬を含めると全国には127の競馬場があり、温泉地近郊にもあった⁹⁾。第1回東京優駿大競走(日本ダービー)の開催が1932(昭和7)年、日本初の三冠馬誕生が1941(昭和16)年であり、多くの出走馬の生産牧場を下総御料牧場(千葉県成田市三里塚)と小岩井農場(岩手県雫石町)が占めた¹⁰⁾。戦前の昭和期には、官民とも競馬に熱心であり、すでに競馬は活況を呈していた。

しかし、当時の競馬振興には軍馬整備が関わっている。飼養管理や乗馬・調教等の向上に競馬が有益であり、軍馬改良のため、1906(明治39)年から馬政第一次計画が、また1936(昭和11)年に馬政第二次計画が実行された。政府は、サラブレッドやアラブ種といった、競走や乗用向きの軽種馬よりも、駄馬(だば)や輓馬(ばんば)といった、戦地での荷役や車両の牽引、乗馬に向く中間種の馬を重用した¹¹⁾。さらに、1939(昭和14)年に馬の国家総動員法にあたる軍馬資源保護法等が施行され、地方競馬場では鍛錬馬競馬の開催¹²⁾、農家では馬の生産や1頭当たりの

労働時間が調査¹³⁾されるなど規制が強まり、公認競馬も中止された。

この第二次世界大戦で日本は多数の軍馬を失い¹⁴⁾、生産が抑制された競走馬の数も激減した。また、「生きた兵器」である馬の研究関係書類は、終戦時の焼却命令で失われたという¹⁵⁾。

(2) 戦後と馬を取り巻く変化

終戦翌年の1946(昭和21)年7月、公認競馬とは別に、議員提案として地方競馬法案が国会に上程された。この会議録によれば、肥料増産と耕地拡張による食糧問題解決や戦災復興のために産業・農耕用馬が必要であり、競馬によって各地の馬を殖し、地域を限定して農民の騎乗も可とするものであり、政府も容認して立法化された¹⁶⁾。

立川(2012)は、軍政下で役割を担った地方競馬施行団体の権益維持や、ヤミ競馬対策等を指摘している¹⁷⁾が、この時点で農地改革はまだ途上にあり、終戦年の穀類収穫量は軒並み前年割れで¹⁸⁾、収穫期を迎えていない。また、物資輸送や農林作業等のための動力¹⁹⁾を欠いており、600万人超の軍人・軍属、一般邦人の引揚者²⁰⁾の受け入れと支援のためにも馬は期待された。

GHQの要求もあり、中央・地方の競馬施行団体は解散し、国営競馬(後にJRAの競馬)と地方競馬を規定する新競馬法が施行されるが、当初の地方競馬法での競馬場数は、「北海道3箇所以内、都府県各1箇所以内」、翌年の法改正でも、その倍に限定された²¹⁾。ギャンブル色が濃く風紀上の問題はあるが、各地では、戦災復興や地域振興、新憲法体制下の歳入確保のため競馬場の選定を競い、温泉地でも競馬による誘客を目論む面があった²²⁾。

4 函館・湯の川に生まれた「馬の温泉」

(1) 函館競馬場と湯の川温泉

これらの時代背景を踏まえて、筆者はまず、競馬場が温泉地に近い北海道の函館を研

究の対象にした。

『日本競馬史第三卷』（1968）によると、現在の地に函館競馬場が設けられたのは1896（明治29）年、北海共同競馬会社の創立は1883（明治16）年^{23）}と、函館の競馬の歴史は古い。また、日高・胆振地方には国営の新冠御料牧場や日高種馬牧場等の一大馬産地があった^{24）}。

戦前、函館競馬場と湯の川温泉とは旧湯川町に属していた^{25）}。また、現在の湯の川温泉の地名の歴史について、阿岸ら（2012）の『温泉の百科事典』によれば、松倉川西岸の湯の川温泉、東岸の根崎温泉とに分かれていた^{26）}が、旧湯川町では、源泉の維持管理や水道、道路等の課題を抱え、1939（昭和14）の函館市への編入・合併の際にこれらの改善を条件に提示した^{27）}。観光都市・函館の都市整備は、終戦を待たなければ本格化しうがなかった。

図1は、市町が合併する前の様子を示す地図の一部である。競馬場に隣接して陸軍柏野演習場があり、松倉川や海岸沿いに旅館が記されている。また、松倉川西岸とされる湯の川温泉の範囲はかなり広く、湯倉神社の付近や蛇行する鮫川西岸にも旅館がみられる。

（2）戦後の競馬の再開と出走馬への負担

札幌競馬場馬主協会の『北ぐにの競馬』（1983）によると、函館競馬場は終戦後、米軍に接收されたが、各地で横行したヤミ競馬とは異なり、民間側から願い出て進駐軍側が許可する超法規的措置による進駐軍競馬として、4年振りの1946（昭和21）年7月に再開された。これには牧場主や馬主が支援し、翌月を含めて「札幌日高方面から50頭、地元40頭、進駐軍30頭の計120頭」で開催され、払い下げの軍馬や道産馬が集まった^{28）}という。

一方、日本競馬会も同年10月に東京・京

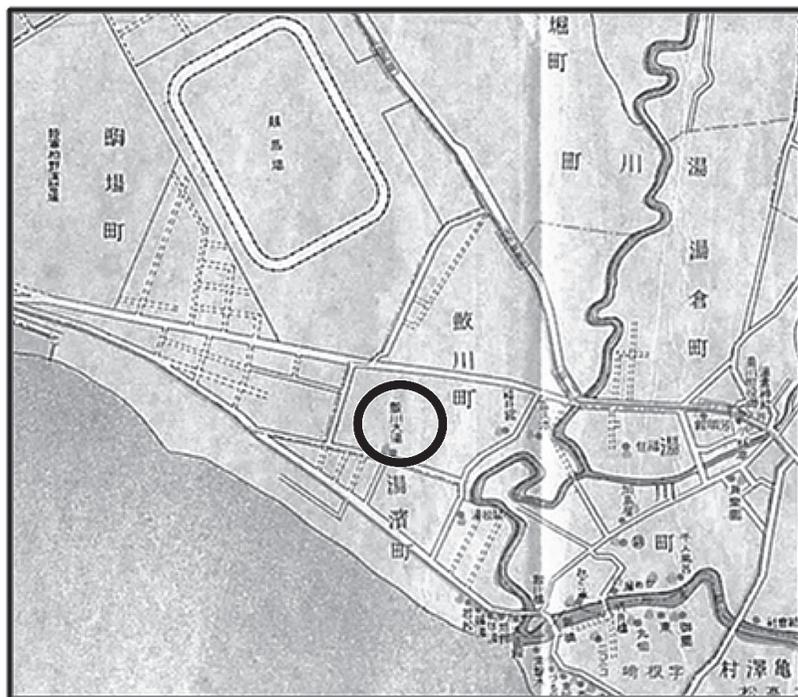


図1 市町合併前の函館競馬場と湯の川温泉

（出典・注）「函館市全図（1936年）」函館市役所発行を一部転載（函館市中央図書館所蔵）。なお、図中央「鮫川大湯」の囲みは筆者加筆。

都で競馬を再開した²⁹⁾。『日本競馬史第七巻』(1975)による翌年8月の函館での開催状況を示すと、競走総回数が42回に対し、出走実頭数の合計は101頭³⁰⁾であった。当時の軽種馬の生産頭数は約500頭³¹⁾しかおらず、また、馬の妊娠期間は平均336日³²⁾であり、終戦後すぐには出産されるわけがない。

平和な時代が到来して、一気に各地で競馬が開催されて競馬人気が盛り上がったが、競走馬は十分に揃っておらず、出走馬への負担は相当大きなものとなったのである。

(3) 湯の川温泉・「鮫川大湯」にできた「馬の温泉」

現在の函館競馬場には「馬の温泉」があり、夏季開催の時期に利用できる³³⁾が、筆者は2019(平成31)年2月に視察を行った。この温泉分析書によれば、湯川町1丁目1番を湧出地とし、成分総計は8.986g/kg、泉質はナトリウム-塩化物温泉(等張性高温泉)である。また、予め診療所に申し出た上、有料で温泉を利用できる。

温泉棟には、超音波発生装置やシャワー等、福島県いわき市の「馬の温泉」と同様の設備を完備している。冬季視察のために、利用馬は少なかったが、戦後初の三冠馬シンザンの子で天皇賞馬のミホシンザンや、平成期初の三冠馬のナリタブライアン等、多くの競走馬がこの「馬の温泉」を利用したという。

しかし配布資料によれば、現在の施設は1993(平成5)年に厩舎改築工事により移築したもので、場内では1981(昭和56)年の開設から2代目に当たる。一方、JRA函館競馬場の『函館競馬場100年史～人と馬と競馬場と』(1996)等による「馬の温泉」の開設は1962(昭和37)年で、場所は「湯川・大湯温泉」とある³⁴⁾。競馬総合月刊誌『優駿』(1963)の中で、大橋(当時場長)は、この施設は「函館市湯川町一丁目大湯温泉内にある「日本中央競馬会函館競馬場温泉療養所」」で、「昭和37年正式に本会で借地の契約を行って6月末に第一次工事として現在の浴槽と塀を

作ったもの」であり、「確かなことは終戦後、競馬再開時にはすでに中央の馬が利用していた」と記している。また、浴槽の「底を裸(さら)うと石や泥に混って鯰(なまず)や鯉や、めだかなどがい」て、馬のいない時には「小さな温泉プールのような浴槽は子供の遊び場として格好のもの」³⁵⁾としている。この「馬の温泉」は、終戦後の町並みの整備や観光化が進む前は、函館の湯の川温泉の一角にあったと読み取れる。

筆者は、同町内会長も務めた村上信夫氏に当時の状況を確認した。村上氏は、「いつか新聞で紹介されたのは覚えておりますが、大湯温泉旅館のすぐ近くに住んでいるので、しばしば馬の入浴シーンは記憶に残っております」とし、「戦前から主に湯治客を中心に営業してまいりましたので、他の旅館と異なり、長期滞在者が多かった」温泉旅館であったと、住宅地図等から、「馬の温泉」のあった位置も示された(2018年10月26日回答)。

図1で丸で囲んだ「鮫川大湯」の旅館は、後年の電話帳には「旅館部・湯治部・公衆浴場部」及びその電話番号入り広告等が載っている³⁶⁾。現在は住宅等に変った当地は、競馬場から湯浜通を渡った先の角地にある。競馬関係者は、繁華な湯の川温泉街でなく、厩舎のある競馬場からほど近い、湯治向け旅館の敷地の一角を借りて「馬の温泉」を設けたため、「湯川・大湯温泉」と称しているのである。

大橋や村上両氏は、JRAの関与前から「馬の温泉」があったことを示唆しているが、写真1のとおり地元紙が報じている。これをJRAが公表する写真³⁷⁾と比較すると、浴槽は簡易な木造りで、JRAの改装前のものと分かる。また、温泉に浸かる馬を浴槽の縁に立って人が世話している。タイトルは「湯川にお馬の温泉」で、文中には「湯治温泉で有名な鮫川町O浴場横の空間にこしらえたもの」で、「一回に四頭から六頭が楽に入浴できる」とある。

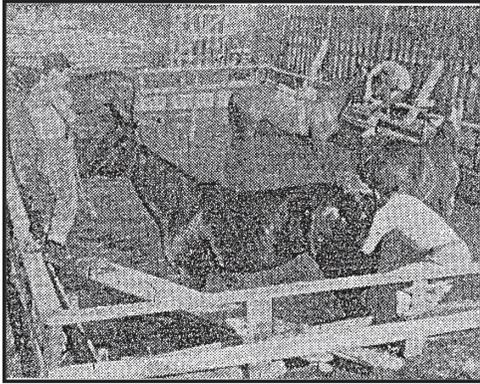


写真1 函館・湯の川(大湯)の「馬の温泉」
(出典)『北海道新聞』函館市内版1957(昭和32)年
8月13日付8頁より転載。

この記事は、JRAとして初の函館開催のものである。函館は、競馬開催面では地理的・気候的に恵まれないが、「馬の温泉」という点では先駆けていた³⁸⁾。また当時の市内では、物資や人の運搬³⁹⁾、ごみ収集⁴⁰⁾等で馬は活躍していたが、同時に、競走馬を海岸や温泉地の中に連れていける静けさが函館には残っていたのである。

5 伊豆・大仁の「馬の温泉」の充実と喪失

(1) 地域と競馬界による「馬の温泉」の開設
次に、競馬が通年開催可能な本州での動向を考察したい。

長い騎手・調教師経歴をもち、JRAの功労者で静岡県出身の藤本富良は、対談集の『藤本富良 わが競馬人生名馬づくり60年』(1991)の中で、戦前の県下には、福島へ権利が売却された公認競馬の藤枝や、三島・浜松の間に10の地方競馬場があったと語っている⁴¹⁾。また、『静岡県畜産史』(1990)によると、戦後10年間は県内に約1万頭の馬が飼育されており⁴²⁾、静岡県は馬とは縁が深い土地柄であった。

一方、金山の採掘に端を発する中伊豆の大仁(おおひと)温泉では、1947(昭和22)年に大仁振興会を結成して、温泉による地域の発展と文化の向上を目指した。その一環とし

て、JRAが発足する1954(昭和29)年よりも前の1952(昭和27)年、静岡県畜産課、同観光協会、地元旅館組合からなる日本愛馬更生会を結成し、狩野川河川敷に「日本競走馬大仁療養所」を創設したと『大仁町史 通史編二』(2014)には記されている⁴³⁾。

競馬関係者にとって、馬を大仁温泉に連れて行くには、山あいの修善寺温泉よりも手前にあり、比較的平坦である。また当地は、戦前は武者小路実篤や梅原龍三郎らが逗留し、後年には、プロ野球の長嶋茂雄が冬季キャンプを行った⁴⁴⁾静かな温泉地である。さらに「馬の温泉」の開設は、ヤミ競馬や地方競馬法下の三島競馬⁴⁵⁾とは異なり、地方行政でも風紀上の問題は生じにくい。温泉を軸にした点で、行政を含む地域と競馬界の思惑は一致したのである。

(2) 「日本競走馬大仁療養所」の規模と実績

筆者は、2019(令和元)年に国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所内の狩野川資料館を尋ねたが、「馬の温泉」の地図はなく、所蔵写真もわずかであった。そこで、伊豆の国市在住の漆畑稔氏の協力を得、この提供資料から大仁の「馬の温泉」を示す。

図2は、藤本が地域の協力者とした、かつて大仁温泉にあった旅館パンフレットの一部分である。駅前から下田街道を下り、大仁橋を渡った先に「馬の温泉」が記されている。

また写真2・写真3は、施設全景と「馬の温泉」の写真である。前者には約10頭の馬と人が、後者には屋根付きの露天風呂でシャワーを浴びて安らぐ馬の姿が写っている。

藤本は、馬の取引等で北海道の牧場を訪れており、北の玄関口・函館が経由地であるため、湯の川温泉の「馬の温泉」を知り得た。大仁温泉の鉾山周辺の化学組成では、ナトリウムイオンと塩化物イオンが主要成分であると後年の報告書にはあり⁴⁶⁾、素人でも、味覚から湯の川温泉と同様の塩化物泉であることは確かめられる。また、馬の本来の脚は冷たいが、調教師は馬体に触れて絶えず気を配

り、温泉に入浴させても、しぐさから体調の善し悪しを判断できる。大仁温泉では、藤本らの意見を参考にして、厩（うまや）や厩務員（きゅうむいん）の常駐施設やシャワー等を整備した。

藤本厩舎のメイヂヒカリは皐月賞を目前に脚を痛めたが、大仁の「馬の温泉」を利用後、1955（昭和30）年菊花賞等に勝ち、後に顕彰馬に選出された。また、1957（昭和32）年ダービー馬のヒカルメイジの馬主も、勝利後の休養候補地に大仁をあげている⁴⁷。大仁の「馬の温泉」は、創設まもなく、重賞馬が利用する実績をあげていったのである。

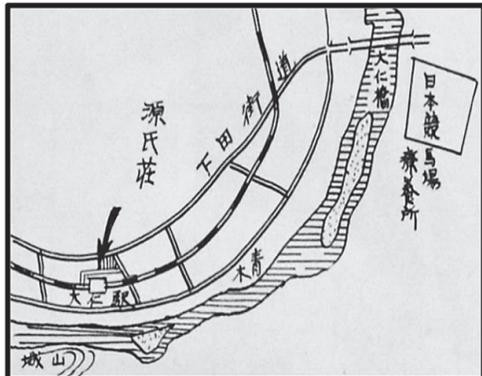


図2 大仁温泉と「日本競走馬大仁療養所」
 (出典・注) 漆畑稔氏からの提供資料の一部転載。作成年は不詳。

(3) 狩野川台風と「馬の温泉」の喪失

大仁の「馬の温泉」は藤本以外も利用していた。調教師の小西喜蔵は、1957（昭和32）年菊花賞馬のラプソデーを翌春のレース後、大仁に連れてきており、大仁の「馬の温泉」の意義は一層高まるはずであった。

ところが、1958（昭和33）年9月に狩野川台風が伊豆を襲った。国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所発行の「狩野川台風から60年」（2019）によると、この災害での死者・行方不明者は853人、家屋被害は6,775戸⁴⁸で、多数の家畜が死んだ記録も残っている⁴⁹。ラプソデーは、自力で濁流を這い上がって命拾いをしたが、厩務員が犠牲になったと、地元の市民グループによる会誌にも記述がみられる⁵⁰。

大災害となった狩野川台風を受け、狩野川放水路の整備等が進められた。しかし、跡形もなく流された大仁の「馬の温泉」は再建されず、競馬界には大きな喪失となった。

6 地方競馬場の船橋と「馬の温泉」

(1) 船橋競馬場の創設と鉱泉

最後に、千葉県の中でJRA中山競馬場とともに、市内に2つの競馬場がある船橋について考察する。

池田（2019）によれば、戦後初の千葉県内の地方競馬の開催地は柏町（現・柏市）であ

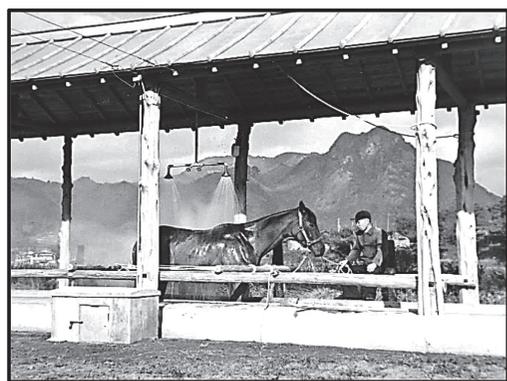
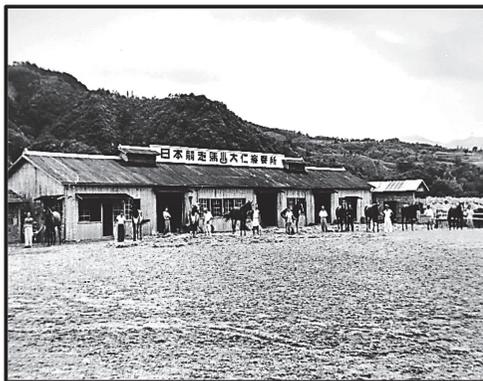


写真2・3 「日本競走馬大仁療養所」全景（左）と「馬の温泉」（右）
 (出典・注) 各漆畑稔氏からの提供資料。撮影時期は1955（昭和30）年頃。

るが、都府県内で2か所と限定された地方競馬法の下で、柏町・千葉市・船橋市が競合した。建設業者の合併問題等もあり、船橋競馬場の開業は1950（昭和25）年8月にずれ込んだ⁵¹⁾。また、県では競馬場内にオート・レース場を同年10月に開場させ⁵²⁾、歳入の向上を図ろうとしていた。

一方、県の開発構想発表⁵³⁾前から、船橋市は海面の埋め立てと天然ガスの掘削を行っていたが、1952（昭和27）年に27.5度の地下水を掘り当てた。これが1955（昭和30）年に開業の船橋ヘルスセンターの発端であり、この施設は、多様な温泉浴場や娯楽施設を備えたレジャーランドとして全国的に注目された⁵⁴⁾。

この跡地のショッピングセンターを船橋競馬場HPで確認すると、競馬場とは隣接しており、場内の海岸厩舎や谷津干潟といった海岸に近いことを示す名称もみられる⁵⁵⁾。都市間競争の末に開設した地方競馬場と、地下資源の掘削で付随的に得た鉱泉は、ともに歴史的には後発的で偶然性を伴うが、船橋に「馬の温泉」ができる条件が揃った。

(2) 財界人と大学に支えられた「馬の温泉」

千葉県競馬組合の記念誌『船橋競馬40年のあゆみ』（1990）の中で、「馬の温泉」設立から関わった桑原志都夫は、関東レース倶楽部会長で、読売新聞社等の要職にあった正力松

太郎が、船橋の「馬の温泉」を発案したと記している。正力は、狩野川台風による大仁の「馬の温泉」の流失や競馬関係者の混迷、船橋競馬場付近のボーリング工事を認識しており、鉱泉による競走馬への活用と有効性を想起して「馬の温泉」建設を支援した。これが県経由で日本大学に伝わり、1959（昭和34）年に、木全春生を所長とする船橋競走馬温泉研究所、船橋の「馬の温泉」の開設となった⁵⁶⁾。

写真4は、『船橋市史現代篇上』（1999）⁵⁷⁾からの「馬の温泉」の写真の転載である。大きな屋内施設の中で、馬1頭毎に人がつき、3頭の馬が温泉に浸かっている。温泉・物理療法を併用して、それに必要な装置を備え、獣医師が馬の入浴の指導・監督にあたったと前記の桑原は記している。

千葉県競馬組合に対する確認によれば、旧船橋ヘルスセンター側にある、馬場入場前の馬の下見所にあたるパドックと装鞍所の奥に温泉浴場は造られた。また、診察室や入所用厩舎、歩様検査場等もある大規模なもので、利用された鉱泉の泉質は塩化物泉であったという（2020年4月21日確認）。

(3) 脆弱な泉源といわきの「馬の温泉」開設へ

「優駿」は、船橋の「馬の温泉」開設からまもなく誌面座談会を組み、木全所長は、競走馬の30%が故障を抱えていることを、同席

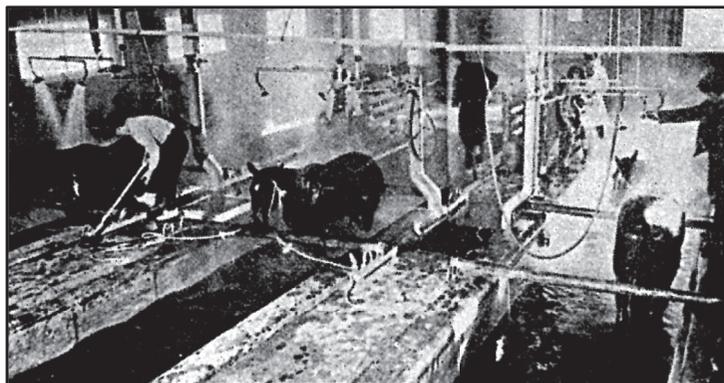


写真4 船橋競走馬温泉研究所内の「馬の温泉」

（出典）『船橋市史現代篇上』（1965（昭和40）年611頁）より転載。

の博士は、温泉・物理療法のほか、船橋が京浜地域と比べて空気や砂浜等で良い環境にあることを解説している。座談会には、JRAと千葉県所属の調教師が同席し、「馬の温泉」を利用したと述べている⁵⁸⁾。前掲56)の中で桑原は、船橋厩舎所属馬から入湯治療が始まり、1960(昭和35)年以降のダービー終了後は、JRAの所属馬で外来厩舎が満員状態と語っている⁵⁹⁾。当時は、中央・地方競馬間の交流は盛んではないが、トレーナーである調教師は、船橋の「馬の温泉」の意義を認めていた。

しかし、京浜・京葉の東京湾岸では地盤沈下が深刻化した。船橋の「馬の温泉」は、県による大規模な地下水の汲み上げの廃止方針が出される⁶⁰⁾1972(昭和47)年に封鎖された⁶¹⁾。日本は高度経済成長期を超えてオイルショックを迎えるが、船橋市の都市化は進み、競馬場周辺の環境も変化し、船橋での「馬の温泉」は終焉した。

ただし、船橋の取り組みを受けてJRAが本腰を入れ、福島県いわき市に「馬の温泉」を開設する契機となった。船橋の「馬の温泉」が閉鎖された1972(昭和47)年は、競馬ブームを興したハイセイコーが地方競馬でデビューをした年にあたるが、先の拙論のとおり、中央競馬で当馬との好勝負を演じたタケホープが、翌年の夏にいわき市の「馬の温泉」で療養した⁶²⁾。「馬の温泉」は着実に継承されたのである。

7 まとめ

本稿は、主に写真に典拠を求めて通史的に変遷を明らかにした。表1は、先の拙論を含む昭和初期の馬と日本に関わる出来事の略年表である。以下に考察をまとめる。

(1) 第二次世界大戦を分岐点とする「馬の温泉」の成立

第一に、「馬の温泉」は第二次世界大戦終結を分岐点とし、戦後に始まった可能性が高い点である。

戦前の昭和期には相当数の馬はいたが、各地の地方競馬場は軍への徴用と訓練に使われ、公認競馬の競馬場も、温泉地が近い函館の図示のとおり、陸軍が牽制するような位置関係にあった。馬には毛色や顔立ちに特徴がある。軍国化が進む中で、療養目的に競走馬を温泉入浴させたり、写真に納めたりするにはリスクを伴う時代であった。

一方、戦後は各地に「馬の温泉」ができる可能性はあった。しかし、食糧不足や戦災等を背景に施行された地方競馬法の下で各地が期待したのは、競馬開催の売上げとそれに伴う誘客である。また、馬の生産を強いる時代ではなくなり、映画や音楽等の娯楽も復活した。温泉地でも、競馬場選定から外れたか、興行不振のために閉場するなど、当初の思惑どおりには地方競馬場は根づかず、「馬の温泉」を造る必要性も起きなかった。

このため、「馬の温泉」の成立は、昭和期の戦争での分断、国の復興と安定、競馬興行上の持続性が関係し、馬産地とも結びつきのある函館がその起り点であると考えられる。

(2) 「馬の温泉」成立とパートナーの存在

第二は、「馬の温泉」ができる際に、良きパートナーを得た点である。

「馬の温泉」は温泉の効用を抛り所にするが、容易にできるものではない。厩舎に温泉を持ち込んで馬にあてがうか、温泉地に馬を連れ出す必要がある。だが前者は非効率であり、後者は農家等の厩を借り、「馬の温泉」を設けて飼い葉を持参しなければならない。また、どちらも自分が経営する厩舎の維持が前提にあるため、これらの課題に応える理解者が必要なのである。

函館の湯の川・大湯の湯治客向け旅館は、馬のことは素人でも、客層からして温泉の理解者である。また、大仁の行政・地域団体は、戦後の地域振興等を期して、馬の療養地として踏み出そうとした。さらには、競馬場の建設では戦後派の船橋では、偶発的に鉱泉の鉱脈を得たが、これに着目した財界人や大学関

表1 昭和前期の馬と日本の主な出来事に関する略年表

西暦	昭和	馬に関する出来事	日本の出来事
1926	1・2	馬政第一次計画第二期（～1935（昭和10）年度） （第一期は1906（明治39）年～1923（大正12）年度）	蔵相の失言から金融恐慌が始まる
1927	3	地方競馬規則の公布（地方競馬が認められる）	改正治安維持法の公布
1931	6		柳条湖事件が起き、満州事変始まる
1932	7	東京優駿競馬（日本ダービー）の創設 （下総御料牧場生産のワカタカが優勝）	満州国の建国・五・一五事件
1933	8	東京競馬場が目黒から府中に移転	国際連盟から脱退
1936	11	競馬法の改正・日本競馬会が設立 馬政第二次計画（1936（昭和11）～1965（昭和40）年度）	二・二六事件・日独防共協定の調印
1937	12	馬産経済實態調査が開始される 日本競馬会の第1回御賞典競走（現・天皇賞）の施行	盧溝橋事件が起き、日中戦争へ
1938	13	クラシックレースの整備（～1939（昭和14）年）	国家総動員法の公布
1939	14	種馬統制法・軍馬資源保護法の制定	第二次世界大戦始まる
1940	15	馬事公苑の新設（東京都世田谷区）	日独伊三国同盟の調印
1941	16	初の三冠馬誕生（小岩井農場生産のセントライト）	ハワイ真珠湾攻撃、太平洋戦争へ
1943	18	阪神・横浜競馬場から軍事目的に徴用開始	
1944	19	競馬停止・能力検定競馬の実施（東京・京都等）	
1945	20	勅令により軍馬資源保護法等が廃止される （以降、各地でヤミ競馬が行われ問題化する）	ポツダム宣言受諾・降伏文書の調印 軍人・軍属、一般邦人の引揚げが始まる 改正農地調整法の公布（第1次農地改革）
1946	21	超法規的な進駐軍競馬が行われる（札幌・函館） 地方競馬法の公布 公認競馬の再開（東京・京都）	公職追放・超国家主義団体の解散指令 財閥解体の本格的な開始 自作農創設特別措置法等の公布（第2次農地改革）
1947	22	地方競馬法の改正 （競馬場数の上限は倍になる）	教育基本・学校教育・地方自治等の法律の公布 日本国憲法の施行
1948	23	新競馬法の公布（公認は国営・地方は都道府県主催）	アメリカ政府が経済安定9原則を指令
1950	25	この頃から地方競馬の中止・廃止が始まる（皆生・別府等）	朝鮮戦争が始まる
1951	26		対日平和条約・日米安全保障条約の調印
1952	27	日本競走馬大仁療養所が開設（写真2・3）	IMF・世界銀行に加盟
1953	28		農業機械化促進法の公布
1954	29	日本中央競馬会の創設（国営競馬の継承団体へ）	青函連絡船洞爺湖丸が台風で遭難
1956	31		“もはや戦後ではない”・国際連合に加盟
1957	32	JRA初の函館競馬を開催（馬の温泉」の報道（写真1））	同年下期から「なべ底不況」へ
1958	33	日本競走馬大仁療養所は台風の影響により流失	狩野川台風の襲来
1959	34	JRA競走馬保健研究所の開設（馬事公苑内） 船橋競走馬温泉研究所が開設（写真3）	皇太子（現・上皇）夫妻の結婚パレード 三井鉱山の三井争議始まる
1962	37	JRAが函館・湯の川「大湯」温泉に「馬の温泉」を開設	テレビ受信契約数が1,000万台を突破
1963	38	JRA競走馬保健研究所常磐支所の開設 （福島県常磐市（現・いわき市））	政府主催の第1回全国戦没者追悼式
1972	47	船橋競走馬温泉研究所の閉鎖	日中国交樹立・上野動物園でパンダ公開

(注) 先の拙論を含む参考資料により筆者作成。太枠は本稿で写真を掲げた出来事を示す。

係者が支援した。

「馬の温泉」は、馬への思い入れだけでは成り立たない。戦後の厳しい時期に重なるが、温泉や馬への理解者を得て、「馬の温泉」は徐々に進化していったのである。

(3) 馬の湯治としての温泉と保養温泉地

第三は、「馬の温泉」からとらえた温泉と温泉地がもつ意義の点である。

「馬の温泉」は、いわば日本人に親しまれてきた湯治の馬への応用である。この点では、少なくとも馬の湯治には塩化物泉が向いていたことが、いわき市の「馬の温泉」を含めて、本稿の事例から導き出される。馬の患部を温めて改善が期待でき、また、設備の維持管理の点からも、濁りの少ないこの泉質に日本が恵まれていたことは、競馬関係者にとって好都合であった。

加えて、湯治の主役は馬自身であり、心身の回復には環境が影響する。馬の湯治には、温泉地の歓楽等は必要ではない。函館の湯の川や船橋の砂浜、狩野川流域の大仁の河川敷など、自然環境が豊かな地が、競走馬の保養温泉地に適していたのである。

戦後の昭和期には、各地に観光温泉地や嗜好を凝らす旅館が現れた。しかし、温泉療養の効用を高めるための温泉地の意義は、「馬の温泉」の中にも見い出せるのである。

(4) 結語

本稿は、先の大戦（第二次世界大戦）の終戦前後を考察対象とし、主に写真資料を基に考察したが、馬への温泉の効用からすれば、「馬の温泉」の写真は、戦前の昭和期の軍部又は限られた人が所蔵していた可能性はある。また、温泉の良さを判断するのは人である。このため、西日本や内陸部にも「馬の温泉」を写した写真はあり得る。これらは、今後の他地域の史料等で確認していきたい。

筆者が明らかにした「馬の温泉」の歴史は約80年であるが、これは、温泉が豊富な日本独自の馬事文化の一つとも考えられる。この考察をさらに深めると、明治期からの洋式

競馬だけでなく、古式競馬や神事、武家社会とも関係が深い、日本人と馬との長い歴史の探索になる。

謝辞

本稿に際し、日本中央競馬会函館競馬場には視察等で協力を、また、村上信夫・漆畑稔の両氏及び千葉県競馬組合には資料提供等の協力をいただきました。ここに記して謝意を表します。

注・参考文献

- 1) 2019（令和元）年7月30日夕刊・7月31日の朝日・毎日・読売及びスポーツ紙を参照。
- 2) 中央競馬重賞競走研究会編（2006）：『中央競馬重賞競走大全』あおば出版。以下、具体的な馬名を示す際は同書を参照した。
- 3) 岡村慎一郎（2018）：「いわき湯本温泉の「馬の温泉」の歴史的考察」『温泉地域研究』第31号、37-48頁。
- 4) 日本中央競馬会十年史編纂委員会編（1965）：『日本中央競馬会十年史』日本中央競馬会、78頁。
- 5) 日本中央競馬会競走馬総合研究所編（1990）：『競走馬総合研究所業績集』日本中央競馬会競走馬総合研究所、62-68頁。
- 6) 六角弘（2012）：『絵はがきが語る明治・大正・昭和史』日本図書センター、97頁。
- 7) 武市銀治郎（1999）：『富国強馬 ウマからみた近代日本』講談社、52-65頁。
- 8) 宇井延壽（1999）：『日本の競馬Ⅰ—法令等の変遷及び主要事項—』近代文芸社、13-50頁。
- 9) 日本中央競馬会総務部調査課編（1972）：『日本競馬史第六巻』日本中央競馬会、75-84頁。温泉地付近の競馬場は、函館・花巻・上ノ山・上諏訪・伊豆長岡・皆生・湯田・別府である。
- 10) 前掲7)、158-175頁。
- 11) 前掲7)、90-133頁及び178-196頁。
- 12) 前掲7)、190-196頁及び前掲8)、110-120頁。
- 13) 農林省馬政局編（1943）：「第9表 馬ノ労働」『昭和十五年度馬産經濟實態調査』社団法人日本馬事會、26-163頁。
- 14) 前掲7)、195-196頁、及び東京都千代田区

- の靖国神社内の戦没馬慰霊像の解説を参照。
- 15) 前掲9)の編集後記、及び社団法人日本馬事協会編(1999):『日本の馬産・戦後50年のあゆみ』日本馬事協会、1頁。
 - 16) 国立国会図書館HP「日本法令検索システム」内の「地方競馬法(昭和21年11月20日法律第57号)」の衆議院本会議・衆議院地方競馬法案 <https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=0000038336&searchDiv=2¤t=4> (2020年10月1日閲覧)。
 - 17) 立川健治(2012):『地方競馬の戦後史—始まりは闇・富山を中心に—』世織書房、23-24頁及び209-211頁。
 - 18) 東洋経済新報社編(1991):『完結 昭和国际勢総覧 第一巻』東洋経済新報社、170頁及び182-188頁。
 - 19) 財団法人馬事文化財団馬の博物館編(2002):『働く馬』財団法人馬事文化財団、63-64頁。
 - 20) 厚生省援護局編(1978):『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい、690頁。
 - 21) 前掲8)、121頁・144頁。及び地方競馬全国協会編(1972):『地方競馬史第一巻』地方競馬全国協会、139-150頁。
 - 22) 温泉地近郊の地方競馬場は、前掲17)の上諏訪・皆生・別府等の地方紙の記事を参照。なお、本学会の第32回研究発表大会開催地のかみのやま温泉は、米沢とともに県営で開催後、1956(昭和31)年の大水害に伴う特例が認められ、市営上山競馬として2003(平成15)年まで開催(同大会時に、上山城で開催の特別展示「上山競馬のあゆみ」パンフレットを参照)。
 - 23) 日本中央競馬会総務部調査課編(1968):『日本競馬史第三巻』日本中央競馬会、342-343頁。
 - 24) 河村清明(2015):『遙かなる馬産地の記憶』主婦の友社、37-63頁。
 - 25) 前掲23)、340頁による、1937(昭和12)年の函館競馬倶楽部時代の函館競馬場の所在地は、「渡島国亀田郡湯川町字駒場町」である。
 - 26) 阿岸祐幸編集代表(2012):『温泉の百科事典』丸善、444頁。
 - 27) 函館市史編さん室編(1997):『函館市史通説編第3巻』函館市、242-250頁。
 - 28) 札幌競馬場馬主協会編(1983):『北ぐにの競馬』札幌競馬場馬主協会、309-312頁。
 - 29) 前掲23)、336頁。
 - 30) 日本中央競馬会総務部調査課編(1975):『日本競馬史第七巻』日本中央競馬会、333-335頁。
 - 31) 日本中央競馬会編(2005):『日本中央競馬会50年史』日本中央競馬会、205頁。
 - 32) 日本中央競馬会競走馬総合研究所編(1996):『馬の医学書』チクサン出版社、182頁。
 - 33) JRAのHP「競走馬リハビリテーションセンター 馬の温泉だより(2020年11月6日付ブログ)」<https://blog.jra.jp/onsen/cat2705184/> (2020年1月10日閲覧)。
 - 34) 中央競馬ピーアール・センター編(1996):『函館競馬場100年史—人と馬と競馬場と』日本中央競馬会函館競馬場、166頁及び190頁。また、日本中央競馬会函館競馬場編(1986):「函館競馬場」(開設90周年パンフレット)を参照。
 - 35) 大橋鉄雄(1963):「馬の温泉」『優駿10月号』日本中央競馬会、26-27頁。
 - 36) 日本電信電話公社編(1971):『函館市・渡島・松山地方電話帳』日本電信電話公社、119頁の広告及び134頁の旅館・ホテル掲載欄を参照。
 - 37) JRAのHP「競走馬リハビリテーションセンター 馬の温泉だより(2016年6月24日付ブログ)」<https://blog.jra.jp/onsen/2016/06/120-5c45.html> (2021年2月4日閲覧)。
 - 38) 前掲35)、27頁の大橋が示した利用実頭数は42頭、利用延頭数は1,037頭、1頭平均の入浴日数は25~26日である。
 - 39) 木下順一(2001):『函館 町並み今・昔』北海道新聞社の中に収録の写真を参照。
 - 40) 函館市史編さん室編(2002):『函館市史通説編第4巻』函館市、720頁。
 - 41) 大島輝久・原良馬・中央競馬ピーアール・センター編(1991):『藤本富良 わが競馬人生名馬づくり60年』中央競馬ピーアール・センター、18-19頁。以下、本章で特記のない限り同書を参照。
 - 42) 静岡県畜産史編纂会議編(1990):『静岡県畜産史』静岡県畜産史編纂会議、582-584頁。
 - 43) 伊豆の国市観光文化局市長戦略部文化振興課編(2014):『大仁町史 通史編二』伊豆の国市観光文化局市長戦略部文化振興課、281-286頁。

- 44) 前掲43)、289-293頁。
- 45) 前掲17)、32-34頁。
- 46) 財団法人中央温泉研究所編(1980):『温泉地科学調査報告書—静岡県田方郡大仁温泉—』静岡県衛生部、1-7及び「第3表 主要化学成分分析表」。また、本稿執筆時に複数の旅館に掲出される温泉分析書を参照。
- 47) 新田松江(1957):「ダービーの栄冠に輝いて」『優駿7号』財団法人競馬共助会、6-7頁。
- 48) 国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所編(2019):「狩野川台風から60年」国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所、3-5頁。
- 49) 前掲42)によれば、大仁町のある田方地方の家畜被害は、乳牛94、和牛211、豚775、緬・山羊132頭、鶏22,553羽で、馬も14頭が死んでいる。
- 50) 水晶山の会編(2018):「水晶山」水晶山の会、5頁。
- 51) 池田宏樹(2019):『戦後復興と地域社会 千葉県政と社会運動の展開』アルファベータブックス、143-146頁。
- 52) 船橋市郷土資料館編(2008):『新版 船橋のあゆみ』船橋市郷土資料館、106頁。
- 53) 前掲51)、204-205頁によれば、国土総合開発法を受けて、千葉県は1951(昭和26)年に開発構想を発表、船橋市を含む京葉地区は工業地として発展を図る位置づけであった。
- 54) 船橋市教育委員会編(1999):『船橋市の歴史—近・現代編』船橋市374-376頁。
- 55) 船橋ケイバ内HP「船橋競馬ガイド」<https://www.f-keiba.com/sp/guide/>(2020年7月26日閲覧)。
- 56) 桑原志都夫(1990):「船橋競走馬温泉研究所」『船橋競馬40年のあゆみ』千葉県競馬組合、30頁。
- 57) 船橋市史編さん委員会編(1965):『船橋市史現代篇上』船橋市役所、611頁。
- 58) 財団法人競馬共助会編(1960):「馬の温泉に科学のメス光る」『優駿1号』財団法人競馬共助会、51-56頁。
- 59) 前掲56)、30頁。
- 60) 前掲54)、376頁。
- 61) 前掲56)、52頁。なお、前掲54)の376頁によれば、船橋ヘルスセンターの閉鎖は1977(昭和52)年である。
- 62) 前掲3)、42頁。

地方都市近郊にあった潮湯遊園娯楽施設の考察
—1880年から1945年の北陸地方と西日本を中心に—
Consideration on Warm Seawater Bathing Amusement Facilities
at Suburbs of the City mainly of Hokuriku Region & Western Japan
From 1880s to 1945s

進藤 和子*
Kazuko SHINDO

キーワード：潮湯遊園 (warm seawater bathing amusement facilities)・地域振興 (regional development)・海水浴 (sea bathing)・医学療法 (medical care)

1 はじめに

(1) 研究の背景

四方を海で囲まれている日本では、海水を温めて入浴する潮湯が平安時代より行われていた記録が残る¹⁾。時代が下ると、江戸末期から明治の西洋医学導入期に於いて、疾病改善や予防という医学的な療法として西洋で行われていた海水浴 (冷浴、温浴)²⁾が一般庶民に広められた。それは、明治半ばより鉄道が全国に開通し、海辺に多くの海水浴場ができたことで助長された。その海水浴において補助的入浴法であった「海水温浴 (潮湯)」が、西洋化、近代化が進む国内の海浜地域で、温泉のように親しまれる湯になるのには時間がかからなかった。1888 (明治21)年には大阪市内に、都会でのストレスを和らげる場として、潮湯と遊具、劇場などを備えた家族でも楽しめる潮湯遊園娯楽施設 (以下潮湯遊園と略)である天保山遊園が開業している³⁾。

この潮湯遊園は、大阪という大都市の地域特性を生かした施設ではなく、地方都市の経済中心地近郊の海浜地域に多数あった。明治中期から昭和初期までに愛知県、北陸地方と西日本 (主に瀬戸内海沿岸)に21の施設が開業している。観光地化した海水浴場の近くにはレジャー客が主に利用する潮湯を持つ旅館

が数多くあったが⁴⁾、潮湯遊園はこれとは形態と規模を異にした施設である。ちなみに東日本、北海道ではこの時期の潮湯遊園はなかった。

近代の潮湯の普及に関しては、1881 (明治14)年に発表された『内務省衛生局雑誌第三十四号』の「海水浴説」⁵⁾によるところが多い。

今回、地方都市での潮湯遊園の考察を進めるにあたって、まず海水温浴 (潮湯) に関して「海水浴説」にどのように記載されているか、その全文をあげておく。

第二項の“海水浴の用法”に、「海水浴は別けて冷浴と温浴との二法と為す」「温浴は温なる塩類泉と其主治を一にし、冷浴に堪えざる患者に効あり、又人の性質に随い冷浴を行う前、先ず温浴を取り漸く微温浴と為し、後直に海に入りて冷浴に就くべきこと有り。乃ち温浴を用うべきものは、○脆弱なる人及び腺病質の小児、○脆弱なる歇私的里性 (ヒステリー) の婦人、○短気に苦しむ人。温浴より始めて漸く冷浴に移るべし」とある。そして第三項“海水浴の療法”に、「浴を行うに適せる時期 (中略) 其の浴場の結構整頓して温浴、微温浴等の装置も亦完備せるときは七月以前に始めるを得べし」とある。(句読点、

*フリーライター (Freelance writer)

カタカナをひらがなに変換は筆者)

23頁にわたる論文のうち潮湯に関する記載はこれのみで、1頁に満たないものであった。

(2) 研究の目的と方法

本稿では、地方都市近郊において行楽の場となっていた潮湯のある遊園の場は、どのような施設であったか、また、その地域にとってどのような役目を果たしたのかを考察する。

研究方法としては、施設内容、創業の背景や特色、地域特性について文献および現地聞き取り調査によって明らかにする。主な先行研究としては、海水浴と潮湯に関して地理学の観点から明らかにした小口の論文⁶⁾、遊園地⁷⁾と潮湯のある遊園施設⁸⁾に関する橋爪の書籍を参考にする。

(3) 「潮湯」の表記

本稿では、海水を温めて入浴する行為は潮湯(海水温浴)とする。「潮湯」の文字は「塩」「汐」と表記する資料もあるが、固有名詞以外は「潮」で統一した。その根拠を以下に示す。

明治以前の「潮湯」という呼び名の記録は、平安時代以来、上流階級などの記録⁹⁾にあるが、庶民の入浴記録を筆者は未確認である。西洋医学によって導入された海水浴(冷浴・温浴)が庶民の潮湯利用の始まりとするなら「海水温浴」と表記されるべきだが、今回取り上げた施設に関する文献をみると、1890(明治23)年4月3日発行の『神戸又新日報』の和楽園の開業広告に「潮湯清潔ナル潮水を沸カシ衛生家ノ為メニ此レヲ設ク」とあるように、文献の記載表記の多数が「潮湯」としていた。その内訳は21施設のうち「潮湯」と表記していたものが16、「海水温浴」は2、「温浴場」は2、「海水をあたたためて」1となっていた。これにより、潮湯という行為は、主に海の近くの庶民の間で古くから広く行われ、上流階級と同じく「潮湯」と呼んでいたと推測した。このことから「潮湯」という表記を

使用する。

2 潮湯遊園娯楽施設の名称と概略

潮湯遊園の施設名、所在地、近郊都市からの地図上の直線距離(筆者計測)などの概略を示すと以下のとおりである(表1)。

【太平洋側の海浜】

愛知県では大野海水浴場千鳥温泉と新舞子海水浴場舞子館があり、両者は海岸続きで隣接し、名古屋市街からは約30kmの距離である。大野海水浴場は明治以前から潮湯治(海水冷浴・温浴)客で賑わっていた。

【瀬戸内海の海浜】

兵庫県では和楽園と阪神パークがある。和楽園は平安時代から要港として名高い大輪田泊の名を残す和田岬にあった。神戸市街からは約25kmの距離である。阪神パークは武庫川の改修でできた埋立地にあり、その新地名にちなみ開園当初は甲子園娯楽場と呼ばれていた。西宮市からは約3km大阪市街からは約20kmの距離である。

岡山県では沙美海浜院と浦田海浜院がある。沙美海浜院は倉敷市玉島黒崎の水島湾にあった。倉敷市からの距離は約16kmである。浦田海浜院は玉野市日比の渋川海水浴場近くにあった。岡山市街からの距離は約22kmである。

広島県では桜尾館、的場花壇、廿日市パラダイス、楽々園遊園地の4施設があった。桜尾館と廿日市パラダイスと楽々園遊園地は廿日市湾周辺にあった。広島市からは約13kmの距離である。的場花壇は竹原駅から約2km離れた的場海水浴場にあった。尾道や呉の市街からは約35kmの距離である。

山口県では長府楽園地があり、幕末から工事が行われていた下関市長府鳥居海岸の埋立地にあった。下関市街からは約9kmの距離にあり、関門海峡の対岸の北九州市門司からも観光客が訪れた。

愛媛県の梅津寺遊園地(梅津寺パークに戦後改名)は、松山市の三津港近くにあった。

らも近く、利用客は日帰りが容易にできた。営業期間はほとんどの施設が周年で、夏季だけの営業は愛知県の大野海水浴場千鳥温泉¹⁰⁾(初期は周年営業の可能性があると岡山県の浦田海浜院¹¹⁾である。

開園年と閉園年を表1に記載したが、閉園の最も顕著な理由として挙げたいのは、第二次世界大戦の影響である。当時営業していた14施設のうち半数が軍や軍需関連企業に接収され、宿舎になったり、軍需工場となるため閉園した。戦後も継続していた7施設のうち楽々園遊園地¹²⁾と梅津寺遊園地¹³⁾は、戦局悪化により一時閉園し、その他は中断時期があったかは不明である。阪神パークは戦後移転して再開したが潮湯は造られなかった。

3 潮湯遊園娯楽施設の設備構成

潮湯遊園はどのような設備を持っていたか、その内容により旅館型、遊園地型、大規模遊園地型、海水浴場型、潮湯遊園共同形成型の5タイプに区分して(表2)、例をあげて見ていく。各タイプの設備としてあげた遊具や劇場、運動場などは、「海水浴説(六)運動及び遊具」の項で長期滞在するうえで必要とされていて、これを反映したものと思える。

敷地面積については、海水浴場で共同形成の場合で使用範囲が不明確な潮湯遊園もあるが、約千坪から約六万坪と差がある。ちなみに面積の目安を挙げると、日本初の遊園地といわれる浅草花やしきは約1800坪、一般の野球場が約4000坪、日比谷公園が約4万9000坪である(表3)。

1) **旅館遊園型** 潮湯湯治ができる旅館形式で敷地も広くはなく、宿泊棟内に潮湯浴場・簡単な遊戯具などがあり、屋外に和風庭園、遊具、運動施設などがあつた。

潮湯遊園の草分けでもある沙美海浜院は、1880(明治13)年に西洋医学の医師阪田待園が沙美海岸に仮小屋を建てて開業し、2年後に近隣に移転して75室¹⁴⁾となった施設である。「夏季ハ主トシテ海水浴場トシテ、其ノ他ノ期間ハ療養者及保養者ノ為メニ供セリ」、「院ノ一隅ニ開業医常駐セリ」¹⁵⁾とあり、疾病治療や保養の施設でもあつたことを知ることができる。ほかに売店やブランコ、遊動円木などがあり、日帰り入浴も受け付けてい

表2 潮湯遊園娯楽施設タイプ別

遊園地タイプ	施設名 (開業年)
旅館型	沙美海浜院 (明治13年) 桜尾館 (明治36年) 的場花壇 (明治38年) 中島館(→河長園) (大正6年)
遊園地型	和楽園 (明治23年) 新舞子海水浴場 舞子館 (大正2年) 島尾温浴場 (大正9年) 廿日市パラダイス (大正13年) 濤濤園 (大正14年) 粟崎遊園 (大正14年)
大規模遊園地型	阪神パーク (昭和3年) 長府楽園地 (昭和7年) 梅津寺遊園地 (明治32年) * (遊園施設を拡充、昭和9年大規模遊園地に) 楽々園遊園地 (昭和11年)
潮湯遊園共同形成型	虹の松原海浜院 (明治32年) 浦田海浜院 (明治43年) 天橋立 橋立潮湯 (大正7年)
海水浴場型	大野海水浴場 千鳥温泉 (明治14年) 日和山遊園 大潮湯 (明治30年頃) * (海水浴場で潮湯遊園共同形成)

(注)筆者作成。潮湯抱洋閣、中津海水湯はタイプ保留。

表3 潮湯遊園娯楽施設敷地面積

敷地面積	施設名
1000～5000坪未満	沙美海浜院、桜尾館、的場花壇、浦田海浜院、中島館(河長園)、廿日市パラダイス
5000～1万坪未満	和楽園、虹の松原海浜院、抱洋閣、濤濤園
1万～5万坪未満	梅津寺遊園地、島尾遊園、阪神パーク、長府楽園地、楽々園
5万坪以上	新舞子海水浴場舞子館、粟ヶ崎遊園
不明	大野海水浴場千鳥温泉、中津海水湯、日和山遊園 大潮湯、天橋立橋立潮湯

(注)筆者作成。

た。夏は海水浴客、他の季節は潮湯湯治をする滞在客が宿泊できる形態であった。

2) 遊園地型 敷地内に潮湯浴場棟、庭園、遊歩道、遊具、演芸場(劇場)、動物園、運動場、宿泊棟などがあった。

潮湯遊園の初期の様子を知ることができるのが、1890(明治23)年に開園した和楽園(図1)である¹⁶⁾。和風散策庭園内に、潮湯棟、洋風な高樓、茶店、産物店、海魚の釣り堀、子どもの遊具、日本で初めてといわれる水族館などがある和洋折衷であった¹⁷⁾。

大正期になると、近代的遊園地へと施設が充実していった。廿日市パラダイスは、地元企業が集まって運営しており、北欧風の建物の中に潮湯と演芸場や食堂、屋外に長い滑り台や海水プールがある小規模なレジャーランドであった¹⁸⁾。潮湯遊園の中で一番広い面積を持つ粟崎遊園もこの時期に造られている。創立者の平澤喜太郎¹⁹⁾が市民の遊園地を造りたいとの思いを抱き、約6万坪(同市内にある金沢兼六園の2倍近くの面積)の敷地に、宝塚新温泉パラダイス²⁰⁾を参考にして潮湯遊園を造った。

タイル張りの大浴場には潮湯や真湯の浴槽や滝湯があり、同じ棟内に食堂、こどもの遊戯室、大人の遊戯室などがあった。廊下で続く別棟に少女歌劇や軽演劇が上演される大劇

場があった。屋外には、庭園、茶店、料亭、こども遊具、小動物園、植物園、テニスコート、野球場、相撲場、貸別荘などがあり、冬にはスキー場もオープンした²¹⁾。ここは多彩な娯楽設備を持つ、あらゆる年代を対象とした施設であった。

3) 大規模遊園地型 造られたのは昭和初期からである。これらは鉄道会社事業の一部門として運営されていた。敷地も広く潮湯棟、遊園地型と同様な娯楽設備に加えて、メリーゴーラウンド、ジェットコースター、観覧車、飛行塔など機械式遊具が加わった点が大きな変化と特徴といえる(本稿5章3節参照)。

4) 海浜遊園共同形成型 上記3タイプと異なり、主に国有もしくは地方自治体からの借用地を何軒かが集合使用した形態である。潮湯のある建物を核として、宿泊施設や食堂、土産物やなど個別経営の店が集まり、共同で使用できる遊具などを整え、地域全体が周年営業の潮湯遊園の場となっていた。

虹の松原海浜院は、「中央海浜院の傍らには娯楽場を設け、種々の運動具、脱衣所、休憩室を備えて以て来遊の士の便を図る。林中所々に茶店旅館あり」²²⁾とある。この記述から松原内の拝借地は海浜院だけが使用しているのではなく、他の旅館や茶店、娯楽場などもあって、日帰り客、宿泊客ともに楽しめる

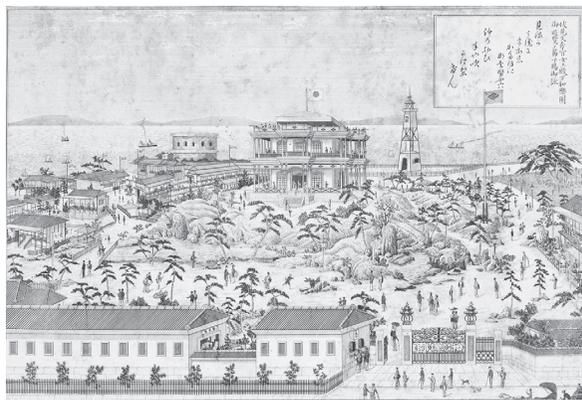


図1 兵庫和田岬和楽園全図

(出典・注) 神戸市博物館蔵・提供。1891(明治24)年。
左海辺2棟目が潮湯。

共同の遊園娯楽場だったことがわかる。また、「戦前には上海などから外国人が多数来ていて、外国人用のホテルも何軒か建てられた」²³⁾とあり、近隣の利用者だけでなく、上海に住居を持つ西欧人を観光客として呼び込む地域振興の努力が行われ、海浜地域を多数の経営者が盛り立っていることがわかる。

5) 海水温浴場型 潮湯施設が、脱衣所や浜茶屋(海の家)、遊具、演芸舞台などと並ぶように浜辺の海水浴場区域内にあった。

大野海水浴場千鳥温泉は、当初は海水浴場の出入口となっていた海音寺境内にあった。1912(明治45)年に愛知電気鉄道(現名鉄)が経営するようになり、名前はそのままに海浜に移転して二階建ての潮湯を建てた。この時に営業時期が夏季のみとなったと思える。

日和山遊園大潮湯は、当初は浜茶屋を兼ねた潮湯であったと思われる。ここは昭和半ばで潮湯をやめ、平成まで銭湯として営業していた。唯一の資料である『石川県石川郡誌』には、「海水浴場。明治三十年の創設に係り、年を遂ひて浴客増加せり、近時水族館、海水温浴場其の他各種娯楽機関を設備し、益々其の盛況を期せり」²⁴⁾とあり、海水浴場が遊園地となっていた事を伝えている。

以上を見ていくと潮湯遊園の設備構成は、初期の簡素な食堂、遊具、散策庭園を備えた施設に始まり、次第に設備を増やしていった。潮湯浴場は潮湯遊園内の独立した棟、もしくは宿泊施設と同じ建物内に造られ、棟内にも食事処、売店、休憩室、遊具(大人、子ども用)などがあり、屋外の敷地内には庭園、劇場、遊戯設備(遊具、機械式遊具など)、動物園、水族館、運動施設などのうちいくつかを持つ複合娯楽施設であったことがわかる。

4 潮湯の浴場設備と地域性

メインとなる潮湯にはどのような設備があったか、詳細な資料が残る1932(昭和7)年に開業した山口県長府楽園地をあげる。

『山陽電軌沿線案内図』の長府楽園地の項²⁵⁾に「【大汐湯】楽園地内に聳え立つ近代様式の美と、粋を以て構成された大建築汐湯は、楽園地の持つ矜持であり本園の核心である」と書かれていることから、潮湯が遊園地で一番の主演として造られたことがわかる。また『下関観光案内：附長府遊覧の葉』²⁶⁾には、敷地面積は約1万坪、そのうち潮湯棟は中央に搭のある650坪の二階建て現代式建物であった。その中に大汐湯と家族湯4室があった。大汐湯は男女別で両方とも浴槽は円型タイル張りで、百人以上の入浴ができる広さで、潮湯の外に真湯・薬湯もあった。家族湯には洋室の休憩室が付属しており、浴室はタイル張りで一入浴ごとに湯を換えていた。また棟内には椅子式の大食堂・大ホール・室内娯楽場・ビリヤード場・囲碁場・休憩室・読書室・化粧室・貸室・屋上バルコニー・売店があるとある。これらの記載から潮湯に入り寛ぐための充実した設備が整っていたことがわかる。

他の施設に関しては詳細な記録が少なく、開園期間中、設備の増減があるが全期間の設備をわかる範囲で表4にまとめた。

ここで、地域的な特色として注目したいのは、蒸風呂が広島県の4施設すべてと岡山の1施設、福岡の1施設にある事である。これは、これらの地域が古くからの石風呂文化圏で、蒸風呂に入る風習があったことを伝える事象と考えたい。蒸風呂の様子がわかる古老の話をもとめた『廿日市の歴史探訪』の桜尾館の項で見ると「蒸し風呂というのは密閉できる室の中で松葉を燃やし、その余熱の中に筵をしき、その上に藻をしきつめて、時折、海水をかけて密閉し、藻が十分に温まり、部屋に水蒸気が充満してから入る設備で、現代風にいうと海藻式サウナということになります」とある。どこの施設もこのような手順で行っていたのだと推測したい。また、海水や藻を使用することや潮湯を持つ石風呂もあった²⁷⁾ことから、効能の面も含めて潮湯と

表4 潮湯の浴場設備

県名	設備 施設名	家族 風呂	潮湯	真水	その他浴槽	潮湯専 用棟	旅館内 潮湯	宿泊	劇場 舞台
愛知	大野海水浴場千鳥温泉		○	○		○			○
	新舞子海水浴場舞子館	△	○	△			○	○	○
兵庫	和楽園	△	○	△		○			
	阪神パーク		○	△		○			○
岡山	浦田海浜院		○	○			○	○	
	沙美海浜院		○		蒸風呂(冬期)		○	○	
広島	桜尾館		○	△	蒸風呂		○	○	
	的場花壇	△	○	△	蒸風呂	△		○	
	廿日市パラダイス		○	△	蒸風呂	○			○
	楽々園遊園地	○	○	○		○			○
山口	長府楽園地	○	○	○	薬湯	○			○
愛媛	梅津寺遊園	○	○	○	滝湯 電気湯	○2棟		○	
福岡	潮湯抱洋閣 ※		○	△	蒸風呂	○			
佐賀	虹の松原海浜院	○	○	○			○	○	
大分	中津海水湯		○	○	滝湯 砂蒸湯	○			○
京都	天橋立橋立潮湯	△	○	△		○		○	
石川	日和山遊園大潮湯	△	○	△		○			
	濤濤園	○	○	△		○			○
	粟崎遊園	△	○	○	滝湯(真湯槽が大きい)	○		○	○
富山	島遊園場	△	○	△		○		○	○
	中島館(→河長園)		○	△			○	○	○

(注)筆者作成。※全施設の潮湯のある棟には食堂、休憩室、遊戯具は完備。○可能、△不明、無印なし。

深い関連を持つといえよう。

5 潮湯遊園娯楽施設の開業動機及び目的

潮湯遊園を開業するにおいて、どのような思いがあったのか変遷も含めつつ、例をあげて見ていく。まず運営者を個人、地元有志・地元企業、鉄道会社と分類した(表5)。

1) 個人運営 施設は私財を投じた潮湯遊園である。的場花壇は、風光明媚であるが海水浴客が休める小屋があるだけの海岸に、初代が潮湯旅館を建て、次の経営者が四季の花の咲く庭園や娯楽遊具を充実させた和風の施設であった²⁸⁾。ここで注目したいのは、「同所(的場)海浜の潮流は其の筋に於いて分析試験の結果海水浴場として最も適当なりとの事に付き、北方山間地方より、潮湯用として汲み取りに来るもの多しとなり」²⁹⁾という新聞記事である。疾病予防や治療といった保健衛生に関して潮湯の効果が評価されていた時代

表5 運営者別施設分類

事業主	施設名
個人	中津海水湯 日和山遊園大潮湯※ 的場花壇 中島館(→河長園)※ 天橋立橋立潮湯※ 粟崎遊園▲
地元有志・ 地元企業	沙美海浜院 大野海水浴場千鳥温泉▲※ 和楽園※ 虹の松原海浜院※ 桜尾館 潮湯抱洋閣 浦田海浜院※ 新舞子海水浴場舞子館▲ 二日市パラダイス
鉄道会社	梅津寺遊園地 島遊園場 阪神パーク 濤濤園 長府楽園地 楽々園遊園地

(注)筆者作成。※地域振興に関連。▲後日鉄道会社に吸収もしくは関連

背景がわかると共に、評判が良い地域を知って施設を造ったとも考えられる。

天橋立の橋立潮湯は、室町時代の『天橋立紀行』³⁰⁾に潮湯の事が書かれている文珠地区にあった。「大正六年水戸水田の造物処分より成れる築地出現するや、石間金造宮津より来りて築地に潮湯を始め」³¹⁾とあるように、古くから茶屋の営業権が重要視されていた文珠堂の門前に、埋立地ができると、隣町の宮津に住む石間金造がやってきて造った潮湯である。石間は、他所者が参入できるきっかけをつくり、天橋立だけでなく、それを取り巻く景観を最大に利用した施設を整備し、遊園の地としての魅力を引き出した。その端緒となったのが橋立潮湯で、門前にある旅館、カフェ、土産物屋、遊園地などで潮湯遊園が形成され、さらに広い範囲を整備して³²⁾、現在の観光名所へと発展させた糸口といえよう。

2) 地元有志、地元企業運営 個人が集合組織または会社をつくり、地元民が運営していた潮湯遊園である。

大野海水浴場千鳥温泉は、ここが江戸時代に潮湯治の場として賑わっていたこともあり、愛知医学校の教師であった後藤新平や衛生局長の長与専齋³³⁾が視察に訪れた。そして無二の海水浴場と発表したことを受けて海音寺住職など町の有志六名が「一は博愛、一は地方発展の心意に発したる事業にして、即ち本邦に於ける加温海水浴の濫觴（ものごとの始まり）たり」と、浜辺に隣接した海音寺境内に千鳥温泉を設けた³⁴⁾。31年後に愛知電気鉄道の経営となり、昭和40年代まで毎夏開設されていた³⁵⁾。

大野海水浴場と浜続きにある新舞子海水浴場舞子館は、名古屋市内から大野までの鉄道敷設が決まるとまもなく実業家の手塚辰次郎が、観光客を受け入れる大遊園地造成の計画を立て、1910（明治43）年に舞子土地株式会社を興し³⁶⁾、帝室林野局から4万5千坪余りの土地の払い下げを受けた³⁷⁾。2年後に愛知

電気鉄道が開通すると、潮湯や遊園設備のある舞子館を造った。この地を選んだ理由の一つとして、娘の療養の地でもあったことをあげている。こちらも同時期に海水浴場を開設し徐々に遊園設備や潮湯を充実させ、周辺の別荘開発も行った愛知電気鉄道に1922（大正11）年に吸収合併されている³⁸⁾。

上記2施設は同じ地区で、有志運営と個人会社が運営した例でもある。

浦田海浜院は、潮湯遊園の開設を「明治29年町制が布かれた、日比町の高尾浩町長が非常に熱心で、終始この事業の実現を推進したと言われている」とあり、これに着目した岡山の資本家20人ほどが運営会社を設立し、夏季のみの営業で副業として携わった。岡山県の観光会社の1号ともいわれ戦前までの長期にわたって続いていた³⁹⁾。

これら、三例からは地域振興に向けての志が感じられる。

3) 鉄道会社運営 潮湯遊園の利用客による乗客増員や、沿線の宅地開発事業計画に伴うものである。

伊予鉄道の梅津寺遊園地、経営が中越鉄道→鉄道省→水見市へと変遷した島尾遊園場（開園当初は島尾温泉浴場）⁴⁰⁾、阪神電気鉄道の阪神パーク、金石電気鉄道の濤濤園、山陽電気軌道の長府遊園地、広島瓦斯電軌の楽々園、それに大野海岸千鳥温泉と新舞子海岸舞子館を吸収した愛知電気鉄道、浅野川電鉄の社主が個人的に開園した粟ヶ崎遊園を含めると合計9施設が鉄道会社関連となる。

最も古い施設は伊予鉄道の梅津寺遊園地で、海水浴場に潮湯を設けたことから始まり、敷地を拡げ建物や設備を整備して、増改築をして梅津寺パークと改名するなどあり、2008（平成20）年まで続いた（潮湯があったのは昭和の半ば頃まで）。道後温泉から至近距離という立地であったが開園期間は長く観光事業に力を入れていたといえる。

阪神パークは1929（昭和4）年に阪神電気鉄道が、前年に開催された「御大典記念阪神

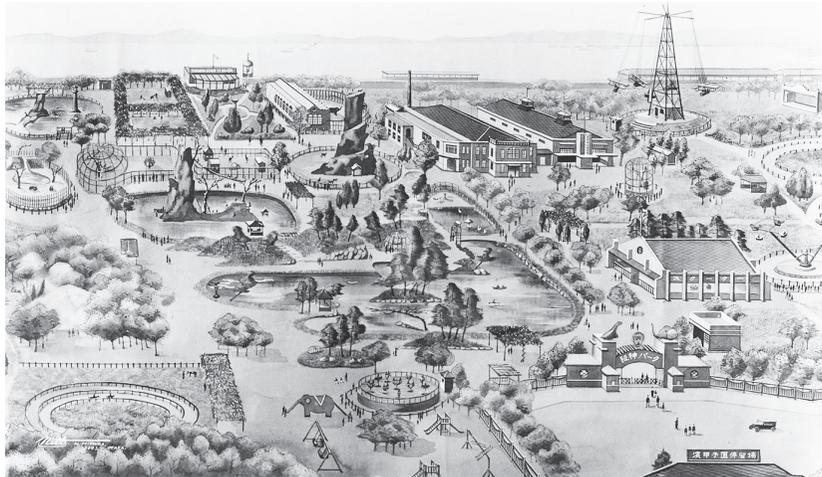


図2 浜甲子園阪神パーク全図

(出典・注) 阪神電気鉄道蔵・提供。1932(昭和7)年頃。
飛行塔の左側にある建物に煙突が見える。

大博覧会」の会場にあった潮湯と余興館をそのまま使用して「甲子園娯楽場」として会場跡に開園した(図2)。「当初は北港潮湯とか大浜潮湯とかいった形式のものであった」⁴¹⁾、「その後、汐湯を本として、甲子園大レクリエーションセンター案によって、場所柄にふさわしい遊園を造ろうということになった」。「海浜遊園地として、海を十分に利用する施設を考えた。そしてアメリカのコニーアイランド式のダイナミックな行き方をしようということになった」⁴²⁾とあり、2年後には阪神パークに改名し、子どもの楽園を目指した経営目標をたてた。このことから、子どもが主役の遊園地としての役割も大きく、時代の流れに沿って運営されていたことが伝わってくる。

また、鉄道事業であったが、地域の発展を託された例として濤濤園をあげる。濤濤園は近くに開園する栗崎遊園に対抗すべく当初は金石バスという仮称で計画された。近年発見された『金石バスの温浴場設置関係書類』⁴³⁾をみると、開園にあたって用地の取得などを町が中心となって動いていた。「日常のストレスを癒すための海水温浴場と遊園施設を開園することは社会事業である」と町議

会として承認している。また、「本願隣地に於いて海水温浴場を設置に伴い多数民衆の娯楽運動に資する為に浜遊園地を設置し、社会民衆の要望に報い、一面町自治の進展を期し度候」、「金石電気鉄道株式会社が本町の目的に副うべく温浴場を設置し及之に密接の関係を有する事業敷地に充当する土地を経営者に無償貸与するものとす」とある。農林大臣や県知事への申請書類や町議会の詳細な記録が残っていたことは、潮湯が町の発展に係る大事業であったことを知る上で貴重な資料と言える。

許可の経緯をみると、沿線を開発して乗客を増やすという営業上の目的があったといえ、結果的には地域の発展に結びついていた。

6 むすび

以上、4項目に分けて潮湯遊園娯楽施設についてみてきた。これらを通して大きく浮かび上がってきたのが二つの特色である。ひとつは市民にとって家族で楽しめる入浴設備と遊園設備の両方が整った憩いの場であったということ。もうひとつは地域が発展するうえで貢献した事業であったということである。

憩いの場という点を見ると、初期の施設は『海水浴説』を範とし、医師が常駐し、伝染病にかかっていないという診断書を提出させる⁴⁴⁾など医療面を重視しつつ、滞在者が退屈しないための遊園設備などが備えられていた。この潮湯に入ることができて遊び場もあるという基本コンセプトは受け継がれ、大規模な潮湯棟と遊園地のあるアミューズメントパークになったのである。

もちろん遊園地は近代化が進む中で、潮湯遊園だけでなく東京や大阪の近郊には多数造られている。その中には、宝塚新温泉パラダイスのように経営の手本となる施設や、鉱泉や井戸水、薬湯を使った浴場を持つ施設もあったが、入浴施設は、ほとんどが脇役であった⁴⁵⁾。しかし、潮湯遊園は長府楽園地や阪神パーク、濤濤園の引用資料からわかるように、その開園に際して潮湯が主役であった。

このように潮湯をメインにした遊園施設が多数造られた理由として、開業動機などから読み取れたことは、少なからず地域振興にかかわっていたことである。先の運営者別の表5に地域振興関連と※印をつけた施設と鉄道事業を含めると、13の施設がこの役割を担っていたことになる。

そこで、地域振興であるなら遊園地だけでも良いのではないのか、潮湯のために海水を沖から引き、ボイラーの塩害対策をするなどの手間をかけずに、真湯や薬湯でも良いのではないかという疑問が出てくる。しかし潮湯をメインとした施設が造られたのである。

この理由の一つとして考えられるのは、瀬戸内沿岸や九州には石風呂の風習があったこと、天橋立の室町時代の紀行文や、潮湯を家で沸かすため汲みに来ていたことがわかる新聞記事など事実を伝える文献があることである。また調査中に聞くことができた、「潮湯というのがありまして、身体が冷えたら、あそこに行ったら腰痛が治ると大人の人は潮湯に浸かりに行っていました」(阪神パーク)⁴⁶⁾、「薪を燃やして海水を沸かしていた。海水の

せいか、身体が温もったと父が話していた」(天橋立宮津町)⁴⁷⁾、「腰痛が良くなった。アトピーやあせもが良くなった。草に負けたのが良くなった。足や膝の痛みが良くなった。潮湯は祓い、潮湯に入ると悪いことが取れる。保温効果がある」(中津海水湯)⁴⁸⁾という実際の声も参考になった。庶民の入浴文化の文献は少ないが、これらから潮湯に親しんでいた地域特性があると推測できる。

地方の発展を望む当時の世相のなかで、海水という地域資源を活かした潮湯遊園娯楽施設が造られたのである。このことから、そこに暮らす人々が楽しみ、健康面にも貢献し、地域発展の一策になるという複合利点があったということを見いだすことができた。

今後、明確になっていない点も多いので、潮湯の役割や生活とのかかわりなどについて、調査地域を広げ、別の視点からも考察をすすめて行きたい。

注・参考文献

- 1) 上流階級の潮湯に関しては、次の二つの論文に詳しい。上田卓爾(2016):「鹽(潮)湯、鹽(潮)湯治、しほゆあみの系譜について—平安期から明治期に至るまでの漢文日記や和歌詞書等に見る日本人と海水のかかわり—」『大阪観光大学紀要』第16号、1-16頁。茨木一成(1960):「塩湯小考—平安時代における—」『史泉』第18号、26-34頁。
- 2) アラン・コルバン(1988)、福井和美訳(1992):『浜辺の誕生・海と人間の系譜学』、藤原書店、133-204頁、479-539頁。ヨーロッパの海水浴の歴史や医療効果を述べ、その中で温浴や遊戯施設に関しても触れている。
- 3) 進藤和子(2019):「海水浴・海水温浴と温泉の類似点と入浴文化の考察V—海水浴場(潮湯)をメインとしてつくられた娯楽施設」『温泉地域研究』第32号、33-40頁。
- 4) 長尾藻城(1910):『日本転地療養誌』、吐鳳堂書店。野崎左文(上1892・下1895増補版1898):『全国鉄道名所案内』、春祥堂。
- 5) 進藤和子(2008):「海水浴・潮湯・海水温浴と温泉の類似点と入浴文化の考察」『温泉

- 地域研究第11号』、23-25頁。
- 6) 小口千明 (1986) : 「潮湯の偏在性に関する地理学的予察」『城西人文研究第13号』、57-74頁。
 - 7) 橋爪紳也 (2000) : 『日本の遊園地』、講談社現代新書。
 - 8) 橋爪紳也 (1992) : 『海遊都市』、白地社。
 - 9) 前掲1)。
 - 10) 愛知電鉄 (1928) : 「アイデンカレンダー」(海水浴場パンフレット)。社史編纂委員会 (1961) : 『名古屋鉄道社史』、名古屋鉄道、491頁。
 - 11) 渡辺知水 (1913) : 『兒島小豆島案内』、備讃実業新報社、39-41頁。玉野市史編纂委員会 (1970) : 『玉野市史』、602-604頁。
 - 12) 広島ガス株式会社社史編集委員 (1971) : 『広島ガス60年史』、91頁。広島ガス株式会社社史編集委員会 (1981) : 『広島ガス70年史』、21頁。
 - 13) 伊予鉄道株式会社 (1987) : 『伊予鉄道百年史』、84-85頁。
 - 14) 倉敷市史研究会 (2002) : 『新修倉敷市史第五卷近代(上)』、723-724頁。
 - 15) 国立国会図書館デジタルコレクション『各地方に於ける登山に適する山岳並海水浴場、水泳場に関する概況』(内務省衛生局、1922年)、129頁。
 - 16) 前掲7)、36-39頁に「明治二〇年代に遊園地のブームがあったということが出来るだろう」と、大阪での民営遊園地に関する記述があり、和楽園もその流れと思われる。
 - 17) 神戸市開港三十年記念會 (1897) : 「神戸開港三十年史下」、733頁、736～737頁。
 - 18) 廿日市市 (1997) : 『図説廿日市の歴史』、124-125頁。石田米孝 (2003) : 『廿日市の歴史探訪(五)』、渓水社、24-27頁。
 - 19) 材木商。1924(大正13)年に金沢市内から粟崎まで敷設した浅野川電鉄の社主。
 - 20) 箕面有馬電気鉄道(現、阪急電鉄)の利用者増員策として、経営者の小林一三が発案した事業。1914年に開業し、温泉浴場や遊園地、少女歌劇団(現宝塚歌劇団)上演などのある娯楽遊園施設として集客を大きく伸ばした。この成功は各地の遊園地の開園や経営に影響を与えた。
 - 21) 石川県内灘町 (1998) : 『粟崎遊園物語』、9-14頁。『北國新聞』1925(大正14)年7月17日付5面記事、9月25日付9面記事。
 - 22) 牧川茂太郎・牧川鷹之祐共著 (1921) : 『唐津名勝案内』、59-60頁。
 - 23) 唐津市史編纂委員会 (1962) : 『唐津市史』、1280頁。「虹の松原ものしり帳18」『佐賀新聞』1989年9月27日記事。
 - 24) 石川郡自治協会 (1927) : 『石川県石川郡誌』、435頁。
 - 25) 山陽電軌 (1937) : 『山陽電軌沿線案内図』。
 - 26) 下関観光案内所 (1937) : 『下関観光案内：附長府遊覧の栞』、100-103頁。
 - 27) 広島県の忠海石風呂(2016年に廃業)はアマモを使用。筆者が現地調査した忠海、同県の日宇那(2008年廃業)、愛媛県の桜井(2007年頃休止)の各石風呂には潮湯浴槽があった。
 - 28) 竹原郷土研究会事務局 (1972) : 『竹原春秋』、2頁。
 - 29) 『芸南時報』第31号、1914(大正3)年8月10日記事。
 - 30) 奥田勲 (1570) : 「紹巴天橋立紀行について」『国文学攷』53号。
 - 31) 吉津村 (1930) : 『吉津村誌』、372頁。
 - 32) 小川功 (2014) : 『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第18号』「日本三景天橋立の最高の展望を追い求めた「観光デザイナー」石間金造」。石間は旅館も営んでおり、橋立潮湯を昭和9年に廃業する(理由は不明)が、閉鎖した後も天橋立での観光に関する事業は続き、戦後は遊園会社など創立している。
 - 33) 長与専斎 (1980) : 「松香私志」『松本順自伝・長与専斎自伝』東洋文庫、100-222頁。長崎でボンペから西洋医学を学んだ医師。岩倉使節団に随行して欧米の医療を視察し、「海水浴説」が発表された当時の初代内務省衛生局長。海外で海水浴場も訪れていると思われる。
 - 34) 佐野重造 (1929) : 『大野町史』、305-305頁。野田惣太郎 (1926) : 『新舞子・大野・新須磨海水浴案内』。小口千明 (1985) : 「日本における海水浴の受容と明治期の海水浴」『人文地理』第37巻第3号、222-223頁。
 - 35) 尾張大野史研究会・石井氏の話による。
 - 36) 知多市誌編さん委員会 (1981) : 『知多市誌本文編』、510-515頁。
 - 37) 堀田典裕 (2000) : 「新舞子文化村／知多」『近代日本の郊外住宅』、210頁。鹿島出版会。

- 38) 前掲36)
- 39) 前掲11)
- 40) 宮田村史編纂委員会(1995):『宮田村史』
205-207頁、214-216頁。名古屋鉄道局
(1929):「島尾遊園場案内」。
- 41) 前掲3)、37-39頁。
- 42) 阪神電気鉄道株式会社臨時社史編纂室
(1955):『輸送奉仕の五十年』、118-119頁。
- 43) 旧上金石町文書(1924～1926):「温浴場
設置関係書類 金石バス」(金沢市立玉川
図書館近世史料館蔵)。
- 44) 前掲15)、130頁。
- 45) 前掲7)、37頁、52頁、62-64頁、72-80頁、
88-90頁。100-101頁、108頁。
- 46) 阪神パーク回顧番組:「にしのみやインター
ネットTV2004年5月版」の鳴尾連合自治会
濱野正一氏の話による。
- 47) 京都府宮津図書館の小田氏の話による。
- 48) 中津海水湯での筆者の聞き取りによる。

宿泊税導入の自治体における導入経緯と問題点の一考察

A Study on Installation Process and Problem of Accommodation Tax for Local Government

高橋 祐次*

Yuji TAKAHASHI

キーワード：入湯税 (bathing tax) ・宿泊税 (accommodation tax) ・自治体 (local government) ・法定外目的税 (non-statutory purpose tax) ・観光振興財源 (financial resources for tourism promotion)

1 研究の目的と方法

少子高齢化は、自治体の税収減と同時に、高齢者福祉への歳出増加を伴う。観光地を抱える自治体においては、日本政府のインバウンド政策は、訪日外国人旅行者による国内消費で功を奏した感もある。しかし、増え続ける旅行者に対して、受入環境の整備や情報発信等の経費も膨らみ、コロナ禍前の観光地において、財源確保が喫緊の課題となっている。

入湯税は、税制が施行されて以来、「環境衛生施設の整備」「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備」「鉱泉源の保護管理施設の整備」の用途として導入されてきた。上記の観光振興財源の確保のため、1990 (平成2) 年に課税目的に「観光の振興」が追加された。

総務省によると、入湯税を徴収している市町村は、全1,718 (平成30年10月1日現在)

市町村中992団体になっており¹⁾、全市町村の57.7%を占めている。90%以上の市町村が標準税率 (150円) を採用しているなか、2015 (平成25) 年以降は、観光振興の財源不足を補うため、超過課税を採用する自治体が8市町も現れてきている²⁾。

そうしたなか、観光振興策実施のための財源に新たに宿泊税の導入で確保しようとする動きがあり、2017 (平成27) 年以降、2府県5市町で施行されてきた³⁾。また、導入計画・議論の段階を含めれば、全国の数多くの自治体で検討がなされているのが現状である。

特に入湯税収入額が多い箱根町・熱海市・札幌市・函館市といった大規模な温泉地を抱えた自治体でも「入湯税」に加え、「宿泊税」の導入も検討してきている (表1)⁴⁾。

本稿では、現状多くの自治体で注目されている観光振興財源の柱となる「宿泊税」について取り上げ、実態を調査し論じていく。

表1 宿泊税の導入を検討している入湯税条例のある自治体

入湯税収入額	団 体 数
4億円超	2団体 (熱海市・札幌市)
2億円超～4億円未満	2団体 (函館市・仙台市)
1億円超～2億円未満	3団体 (由布市・松江市・京都市 1.1億円)
5千万円～1億円未満	3団体 (ニセコ町・佐世保市・福岡市 0.5億円)
5千万未満	11団体 (倶知安町 0.4億円・金沢市 0.3億円・北九州市 0.3億円他 9団体)

(出典) 第3回箱根町観光まちづくり財源検討会議より (平成29年度地方財政状況調査)。

*東洋大学大学院 (Toyo University Graduate School)

先行研究では、宿泊税及び法定外税(法定外目的税)の研究されている前田高志(2019)⁵⁾・高沢修一(2011)⁶⁾・市川拓也(2017)⁷⁾の各研究者の論文がある。これに対して本稿では、宿泊税を導入した自治体の計画から導入までの行政側と有識者の検討委員会の議事録も参考している。具体的には、施行した自治体(東京都・大阪府・京都市・金沢市・倶知安町・福岡県・福岡市・北九州市)の計画から導入までの経緯や問題点を調査し、導入後の税収の使途や自治体間の税率や徴収方法の相違についても具体的に調査する。また、宿泊税の導入を計画している自治体のコロナ後の動向も調査し、多くの税金のなかで観光振興財源として、何故「宿泊税」が施行されたかの経緯も論じていく。

2000(平成12)年4月に地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められ、法定外目的税が創設された。当時は、各自治体の現場では「法定外税」のブームが起こったという様相であったという。そのなかで、地方税法の改正直後には、外川伸一(2002)⁸⁾や斎藤武史(2003)⁹⁾等の研究者が「法定外税」の論文を発表し、法定外税の導入に関して冷静な判断のなかで財政自主権という権利も踏まえて総合的に論じ、施行する行政側と納税する国民双方について冷静に論を進めている。

2 宿泊税の成り立ちと考え方

東京都が2002(平成14)年4月10日に公布し、10月1日から施行したのが、全国で最初の宿泊税である。「入湯税」のように租税体系に含まれない地方税の目的税は、「法定外目的税」と呼ばれており、「法定外目的税」と「法定外普通税」を合わせて「法定外税」と称している。東京都が導入してからは、しばらくの間、採用する自治体はなかったが、大阪府は、2016(平成28)年7月1日に公布し、翌年2017年1月1日より施行した。

法定外目的税は、2000(平成12)年の「地方分権一括法」による地方税法改正により創設された税金である。「地方分権一括法」の正式名称は、「地域の自主性・自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」と呼ばれている。それ以前は、「法定外普通税」のみで、「法定外目的税」は存在しなかった。それまでは、税法学的には、税は一般経費の財源として調達されるものであるとの考えが一般的であった。

それ以来、宿泊税は、京都市(2018年10月1日施行)、金沢市(2019年4月1日施行)、北海道倶知安町(2019年11月1日)と導入が続いている。福岡県の場合は、2018(平成30)年2月に福岡県として導入を検討していた。また、同時に福岡県福岡市と福岡県北九州市の2市も検討したこともあり、二重課税の問題が発生していた。結局、宿泊税を県税と市税に分けることでの調整を行い2020(令和2)年10月1日に施行した。

福岡県・福岡市・北九州市の同時施行以来、導入計画があった各自治体は、コロナ感染拡大の影響で、導入を「先送り」「延期」する方向で進んでいる。

一つの観光地が競合にある観光地に対して、競争力を持つためには、その観光地が独自の施策を行うことができる財源を確保する必要がある。従来からの日本の観光振興財源は、国からの補助金や委託金に依存しており、国の意向に沿った施策のための歳出しかできなかった。法定外目的税である「宿泊税」に関しては、自治体の宿泊税条例によって施行されている。地方税731条は、「道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる」と規定されている。そのためには、事前に総務大臣と協議しその同意を得ることにより成立する。自治体の法定外税の制定が中央政府の経済政策に反していないかどうか、住民の負担が過重にならないかどうか等を協議が必要であるが、ある程度、自治体の自主

性・独自性を重んじられていると言える。

しかし、自治体は宿泊税の早期導入を図るため、導入された先進事例の自治体の「課税目的」「課税客体」「税収の使途」「税率」「税収方法」等が横並びのなかで決定していくため、「税収の使途」や「税率」で多少の独自性を発揮しているが、基本部分はほぼ変わらないのが現状である。

3 自治体の宿泊税導入の動きと問題点

現在、宿泊税を導入しているのは、1都1府1県4市1町の8自治体である(表2)。「地方分権一括法」による地方税法の改正後に東京都が施行して以来、大阪府が施行するまでに15年の歳月がかかった。大阪府が施行して以来、多くの自治体で導入・検討を行っている背景には、当時施行した東京都以外は、訪日外国人旅行者の増加による受入環境の整備等に関する財源確保の必要性に主な要因がある。

コロナ禍前の訪日外国人旅行者が右肩上がりに増加していた頃は、宿泊税導入を計画あるいは条例案提出段階までできていた自治体も多かった。主な自治体を見ていくと、奈良県奈良市は「2020年3月に条例案提出延期の決定」、宮城県は「2020年3月に条例案提出を取り下げる決定」、沖縄県は「2020年2月に定例会への条例案提出を見送る」等々の事例

が目につく。特に沖縄県は、2019年10月31日に発生した「首里城の火災」やコロナ感染拡大が観光業、特に宿泊業への影響がでていることを踏まえ、条例案提出を見送るに至っている。

財政事情が厳しい北海道に関しても、道として導入を計画していた「観光税」を見送っていた。施行された倶知安町以外にも、富良野市・札幌市・美瑛町・小樽市・函館市・釧路市・ニセコ町・帯広市等の大きな観光都市においても計画が進められていた。しかし、昨今のコロナ感染拡大に伴い、宿泊業者の厳しい状況を踏まえ、福岡県・福岡市・北九州市以降の導入計画はない。

その反面、長崎市の場合、コロナ感染拡大の渦中においても、宿泊税導入に関して中断せず検討委員会を開き準備を進めている(令和2年3月～7月の5か月間は中断を余儀なくされた)。委員からは、コロナ禍の状況で、なぜ宿泊税を検討しなければならないのかとの疑問を呈した者もいたが、コロナ禍が終息してから検討に入るのでは遅いとの考えで検討委員会は実施されている。議論・検討を進める意義は、導入までに要する期間を見据えた対応であるとし、コロナ禍の対応に苦慮している自治体が多いなか、注目されるべき自治体である¹⁰⁾。

宿泊税は、各自治体で新たな財源として積極的に進めている政策の一つであるが、導入計画を表明した時点で、宿泊業界が猛烈な反対運動を起こす事例が多く見られる。宮城県では、国の東北観光復興対策交付金が終了するタイミングで、観光振興の安定財源確保のため、2020(令和2)年2月に宿泊税の導入を表明し、2021(令和3)年4月からの導入を検討していた。宿泊関連業者にとっては、納税者である宿泊者と直接現場で関係を持つために組合を挙げての反対運動を起こすことになった。反対の理由としては、各自治体にも共通の内容であるが、特に小規模の宿泊業者には価格競争が激化しており、温泉地が多

表2 宿泊税施行の自治体

自治体名	施行日
東京都	2002(平成14)年10月1日
大阪府	2017(平成29)年1月1日
京都市	2018(平成30)年7月1日
石川県金沢市	2019(平成31)年4月1日
北海道倶知安町	2019(令和元)年11月1日
福岡県	
福岡市	2020(令和2)年 10月1日同時施行
北九州市	

(出典)各地方自治体の宿泊税施行日を筆者まとめ。

い自治体には、入湯税と宿泊税が宿泊者の負担になることでの客離れを警戒している。

宿泊業者は別として、地域住民には直接的に痛みを伴う税制ではないので傍観的である場合が多いが、自治体の活性化にかかわる重要な案件であるという理解のもとで、市民の意識調査も実施していくべきであると思われる。

4 各自治体の宿泊税の概要

(1) 東京都の宿泊税

東京都は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、2002（平成14）年10月に全国の地方自治体に先駆けて導入した（表3）。当時の東京都は財政危機に瀕していた状況で、石原都知事（当時）の決断で導入した経緯がある。

東京都の場合は、先進事例の自治体であるため、モデルとなる自治体もなく、東京都税制調査会の提言を受けて検討を進めてきた主税局が最終的な詰めを行った。東京都の後に宿泊税を採用した自治体は、先進事例の東京都の内容に、地域特性を加味した政策を盛り込んで、総務大臣との協議を行う場合が多く見受けられる。

宿泊税の課税対象は、旅館業法上の旅館・

ホテル営業への宿泊であるため、民泊の宿泊料金に相当する部分は課税の対象とはしていない。住宅宿泊事業法（民泊新法）が成立したのが、2017（平成29）年6月9日であり、厚生労働省の「全国民泊実態調査」（調査期間 平成28年10月～12月）によれば、旅館業法の許可取得している件数は2,505件で、全体の16.5%となっており、8割以上が無許可営業となっている。当時の東京都は、1人1泊1万円以上に対しての課税基準は、当時の都内の平均的な宿泊料金等を参考にして決められている。また、2段階の税率を採用したのは、税の三原則「公平・中立・簡素」を配慮してのことであったので、民泊は意識されていない。しかし、宿泊税は、5年ごとに条例の施行状況、社会経済情報の推移などを勘案して検討を加えるとされているため、今後は、違法民泊対策を含めた宿泊税条例の改正による税率の変更も考えられると思われる。

東京都は、宿泊税により、平成14年度から平成28年度までに約192億円の税収を確保している。表4は、東京都の宿泊税を施行してからの調定額¹²⁾の推移である。調定とは、その歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為。都の内部的意思決定の行為をいい、その決定した額が調定額になる。平成23年度は、東日本大震災のた

表3 東京都の宿泊税の概要

目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
納税義務者	都内のホテル等の宿泊者
課税免除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊
税率	宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 100円 1万5千円以上の宿泊 200円
徴収方法	ホテル等による特別徴収
申告納入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入
施行日	平成14年10月1日

（出典）東京都のホームページ「宿泊税の概要」より¹¹⁾。

め、2割程度減収になっているが、2008（平成20）年ぐらいまでは、宿泊客も伸びてきている。しかし、コロナ禍以降、ホテル業界は厳しい状況が続いており、計画通りの税収が見込まれていないのが現状である。

当初、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京オリンピック）の期間中は、海外からの関係者に対して、宿泊税の免税措置を考えていた。しかし、東京オリンピック関係者と海外からの一般旅行者との区別が付きにくく、繁忙期における宿泊税徴収作業の削減を考慮し、都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者に対して課税を免除することになった。課税停止期間は、東京オリンピックの競技期間と前後合わせて3カ月間であった。2020（令和2）年3月24日に、コロナ感染が世界に拡大する中、東京オリンピックの1年程度も延期が決定した。それに伴い、宿泊税の課税停止期間も、2020（令和2）年7月1

日～2021（令和3）9月30日になった。

表5の数値は、平成14年度から平成28年度までの「観光産業振興費」決算額で、平成29年度と平成30年度は予算額になる。平成27年度からは、「東京都おもてなし・観光基金」が設置されており、「観光産業振興費」に組み込まれている¹³⁾。

直近の観光振興に係る都の事業費（観光産業振興費）は、約215億円（令和2年）で、観光振興に要する事業経費として、その一部に宿泊税の税収が充てられている。

(2)大阪府の宿泊税

大阪府の場合は、訪日外国人旅行者の増加に加え、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2021年のワールドマスターズゲームなどの様々な国際的イベントを控え、来阪観光客が益々増加の一途を辿ると予測された。急増する観光客に対する受入環境整備などの対応¹⁴⁾で2017（平成

表4 調定額の推移

単位：百万円

税率 \ 年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
100円	213	509	507	505	539	575	570
200円	283	645	656	688	751	834	745
計	496	1,154	1,163	1,193	1,291	1,410	1,316

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
447	446	356	463	571	715	902	975
562	591	464	607	743	909	1,175	1,242
1,010	1,037	819	1,070	1,315	1,624	2,076	2,217

（出典）東京都主税局（平成30年6月）「宿泊税 15年間の実績と今後のあり方」より。

表5 観光産業振興費

単位：百万円

区分 \ 年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
観光産業振興費	1,933	1,912	1,583	1,498	1,543	1,700	1,905	1,904	1,538

区分 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
観光産業振興費	2,501	2,016	2,055	2,897	27,584	12,660	16,403	16,601

（出典）東京都主税局（平成30年6月）「宿泊税 15年間の実績と今後のあり方」より。

表6 大阪府の宿泊税の概要

表6-1 2017(平成29)年1月1日施行

宿泊料金	税 率
10,000 円以上 15,000 円未満	100 円
15,000 円以上 20,000 円未満	200 円
20,000 円以上	300 円

表6-2 2019(平成29)年6月1日改正

宿泊料金	税 率
7,000 円以上 15,000 円未満	100 円
15,000 円以上 20,000 円未満	200 円
20,000 円以上	300 円

(出典) 大阪府のホームページ「宿泊税の概要」より¹⁵⁾。

29)年1月1日に宿泊税を導入した。

当初は、宿泊料金10,000円以上15,000円未満の税率を100円とした上で、年間の税収を年間約10億9,000万円と予想していた。しかしホテル業界は、価格競争や需給状況による価格変動料金を実施しているため、初年度(2017年)の年間税収が実際には7億7,000万円と当初の想定を約3割下回った。大阪府は宿泊施設の単価を改めて調査した結果、ホテルや旅館の平均宿泊単価が約7,200円であることが判明した。その後、改正条例案を提出し、2019(平成31)年6月1日以降課税対象の宿泊料金の下限が、10,000円から7,000円に引き下げられた(表6-1と6-2)¹⁶⁾。これにより宿泊者が課税される宿泊施設は、365施設から府内の半分以上となる約1,500施設に広がった。

大阪市では、大型シティホテルにおいて温泉を湧出及び運び湯にて大浴槽を設置し、集客の一つの手段にしている。大阪市は、大阪府の「宿泊税」導入の1年9か月後の2018(平成30)年10月に「入湯税」を施行した。大都市としては、後発の「入湯税」(税率一日一泊150円)施行であり、入浴料1,500円以上に課税という大型高級施設に絞った形での導入になっている。

(3) 京都市の宿泊税

京都市の場合は、他の政令指定都市と比較しても、自主財源比率・財政力指数が低くなっている。市税の大きな柱になる固定資産税は、土地や建物の資産に対する税として安定

表7 京都市の宿泊税の概要

宿泊料金	税 率
20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上	1,000 円

(出典) 京都市のホームページ「京都市宿泊税条例の概要について」より²⁰⁾。

した収入を見込むことができる。しかし、京都市内には、神社仏閣や大学が多く、固定資産税の対象にならない非課税の土地が多くなっている。地目別土地面積から半分強の面積の土地が非課税扱いの対象となっている。1985(昭和60)年に「古都保存協力税」を施行し、市内の文化財の保存整備のために徴収した法定外普通税ではあったが、計画段階から京都仏教会からの反発もあり、幾多の話し合いがもたれたが、結局3年間で中止となった¹⁷⁾。既得権の強い団体が多い自治体ならではの苦労がある。

宿泊税に関しては、他の自治体の導入事例から、駐車場税・宿泊税・別荘税を中心に検討されてきた。駐車場税に関しては、観光目的の駐車だけでなく市民・事業者も含めて一律に負担することになる。別荘税についてはセカンドハウスや相続による所有といった持ち方もあり、別荘をどう定義し、公平公正な税の徴収をするかという点を考えれば、実現可能性から宿泊税になった経緯がある。財源確保のためにあらゆる角度から検討しており、最初から宿泊税ありきの議論ではなかった。

2018（平成30）年7月1日施行となった¹⁸⁾。

有識者による宿泊税検討委員会のなかで、市民の意見を集約する施策を行った。応募期間の2017（平成29）年5月23日（火）～6月26日（月）間に市民から意見を応募した。応募人数は125名、意見総数は337件であった。その中で、「全宿泊施設に宿泊税を課すことで違法な民泊を捕捉することができる。」また、「未納・滞納に対して重加算金や滞納処分を課すことが必要」とする市民と検討委員会側との意見の調整もできた。特に、懸念があった「入湯税」と「宿泊税」との「二重課税問題」については、二重課税とは課税標準を同じくする場合を言い、「入湯税は入湯行為」に、「宿泊税は宿泊行為」に課税の根拠を見出すものであるとし、二重課税に当たらないとの考えを示し理解を求めた¹⁹⁾。

京都市の場合は、財政が厳しい事情もあり他の宿泊税を採用している自治体と比較すると、最も税率が高い。また、採用時点でも上記のように全ての宿泊施設に対して徴収することが原則であった。その基準は原則下記の3項目である。

- ①税の公平性・公正性を担保とする（三段階による税率を設定した）。
- ②急増する民泊に対して、違法民泊を確実に捕捉する（免税点を設けない）。
- ③宿泊税の財源で、オーバーツーリズムに対しての「受入環境整備」「交通渋滞対策」等の喫緊の課題の解決のための財源とする（住民にも住みよい環境整備の実施）。

このように宿泊税に対する原則を掲げているなかで、修学旅行生については課税免除になっている。全国の修学旅行対象生徒数（小学校・中学校・高校）は、少子化と修学旅行の多様化で毎年、減少傾向にあるなか、京都市には、2018（平成30）年度には952,365人も訪れている。文部科学省学校基本調査によると、同年は全国の修学旅行生の総数は3,248千人であり、京都市は全国の修学旅行生の29.3%を占めていることがわかる²¹⁾。

修学旅行生の誘致をすることは、将来にわたる観光客を獲得することで京都経済の活性化につながるという意味で、課税しないことが適当であるとしている。

（4）石川県金沢市の宿泊税

金沢市の場合は、2015（平成27）年3月の北陸新幹線開業に伴い、本市を訪れる観光客が増大したことが宿泊税条例施行の一因である。一部の地域においては、観光客の増加により、市民生活に欠かせないインフラの維持に対して影響を及ぼしたため、そのための財源が必要となった。2017（平成29）年5月「北陸新幹線開業による影響検証会議」を立ち上げる。観光振興が「住む人」「訪れる人」双方にとっての魅力的なまちづくりにつながる仕組みづくりの構築であった。当初の税収見込額は7億2,000万円、徴収費用見込額は4,300万円であり、徴収経費率は約6%という予測に基づき、下記（表8）の二段階の定額制で落ち着いていき、2019（平成31）年4月1日施行された。

金沢市の宿泊税導入目的は、当会議の基本理念のもと、「歴史・伝統・文化等の固有の魅力を高める」「市民生活と調和のとれた観光振興」を図ることで、その施策の要する費用に充てるとされる。宿泊税導入の初年度（2019年）観光振興事業予算は9億1,400万円で、その約7割の6億6,000万円が宿泊税充当額になっている。しかし、コロナ感染拡大の影響により、2020（令和2）年度は8億2,000万円・2021（令和3）年度は4億6,000万円と宿泊税の予算が43.9%減となっている。金沢市内には、小規模な温泉地が点在し、入湯税収入は、2020（令和2）年度は3,204万円・2021（令和3）年度は2,575万円と宿

表8 金沢市の宿泊税の概要

宿泊料金	税率
20,000円未満	200円
20,000円以上	500円

（出典）金沢市のホームページ「宿泊税の概要」より²²⁾。

泊税ほどの落ち込みはないが19.6%減となっており²³⁾、宿泊税に比べると税収は低い。

宿泊税を採用している自治体では、ホームページや広報を通じて、導入の経緯や宿泊税条例を市民に公開している。宿泊税を徴収する特別徴収義務者（宿泊施設経営者）にとっては、事務手続きに関しての不安が付きまとう。金沢市は、特別徴収義務者の不安を払拭するため「特別徴収義務者の登録」「課税対象の判断」「宿泊税の徴収」「申告・納税」「罰則」「交付金」等の項目に分けて、Q&A方式で25頁の内容で公開している。長期滞在・キャンセル料・無料宿泊券・ポイント支払い・クレジット決済等での宿泊税の扱いについて丁寧な説明がなされている。さまざまな問題点や確認しなければならない事柄でできていることが明らかになり、ある程度の準備期間が必要であることが、この事例から理解できる²⁴⁾。

(5) 北海道倶知安町の宿泊税

倶知安町は、農業ではじゃがいも産地として知られている。近年、自然を活かした観光業が盛んで、ニセコひらふ地区は、上質なパウダースノーに恵まれ、国内外からの観光客が増加している。西隣のニセコ町や蘭越町とともに「ニセコ観光圏」を形成しており、交流人口の増加に伴い、「ごみ排出量の増加」「水使用量の増加」「除排雪体制の強化」などの新たな課題の他、観光施設の老朽化や未整備を含めたインフラの整備への財源が必要になった²⁵⁾。その結果、2019（令和元）年11月1日に宿泊税が施行された。

倶知安町の宿泊税の税率は、唯一、宿泊料金に定率（2%）の税率を課す従価税（課税物件の財やサービスの取引を基準として税率を決定する課税方式）としている。地域特性として、コンドミニアムの部屋貸しや戸建ての一棟貸しを行う宿泊施設が多いため、宿泊人数の把握が必要な定額税を採用することは、煩雑な作業であり、全体を把握するのが難しいと考えられていた。

表9 倶知安町の宿泊税の概要

宿泊料金	税率
1人1泊または1部屋の宿泊料金	2%

（出典）倶知安町のホームページ「倶知安町宿泊税条例」より²⁶⁾。

宿泊税の検討を始めた当初、「東京都」「大阪府」などの先進事例でも「定額制」を採用していた。高橋はるみ知事（当時）のもと、北海道で「観光税」の検討が行われており、北海道と倶知安町が同時に課税した場合、課税方法が異なれば、徴収時に混乱をきたす恐れがあると考えられていた。その後、北海道の「観光税」の検討が減速されたため、倶知安町は「倶知安町法定外税に係る有識者会議」で「定率制」の導入に同意を得たことで、総合的に判断して「定率制」に決定した経緯がある。

「定率制」・「定額制」の議論は、宿泊税導入を検討している自治体では必ず議論に上げられる。京都市でも、市民との意見交換会の場においても行われた。税額は「定額制で分かりやすくすべきだ」という意見がある一方、税の公平性・公正性を担保する考え方で「定率制」を求める意見もできている²⁷⁾。先進事例の「東京都」「大阪府」が免税点（東京都10,000円未満・大阪府7,000円未満非課税）を設けているのに対して、「宿泊客の受益に着目し、広く負担を求める」という観点から免税点は設けていない。宿泊客が観光客だけでなくビジネス客も含んでおり議論的になったが、ビジネス客であっても、間接的に町のインフラを含めたサービス材の恩恵を受けていることを考慮し、公平に課税されることとなった²⁸⁾。

(6) 福岡市・北九州市の宿泊税

福岡県の中心都市・福岡市は、九州のゲートウェイ都市として福岡国際空港・博多港・博多駅などの整備が進み、多くの観光客やビジネス客を受け入れてきた。今後もさらに観光客・ビジネス客の利便性や魅力を高めるた

めの観光振興財源が必要になってきた。

福岡市内の宿泊客は、約6割がビジネス客であり、宿泊客層で言えば、ビジネス客の割合が50%以上の宿泊施設の数が7割を超えており特殊性がある地方都市である²⁹⁾。

福岡市・北九州市の場合は、2018(平成30)2月に「福岡県」として導入を検討していた。それと並行して同時に「福岡市」と「北九州市」の2市も検討に入ったため、県と市が課税標準を同じくする「二重税率」の問題が発生することになる。最終的には、県と市の協議の結果、「県税」を低くし宿泊税を「県税」と「市税」に分けることで問題の解決を行い、コロナ禍の2020(令和2)年4月1日に施行された。全体で年間30億円程度の増収を見込み、観光振興策に充てる予定で進めてきたが、大幅な減収になることは必至である。「県税」と「市税」の比率は、前頁の表10のとおりである。

福岡市・北九州市の場合は、東京都以外の先進事例の自治体と同じく課税免除は行っていない。京都市を参考に修学旅行生への課税免除も議題に持ち上がったが、年間の修学旅行生数が、京都市が約100万人に対して、福岡市だけをみると約3万人であり、影響が少ないこともあり見送った。入湯税と宿泊税の兼ね合いのなか、福岡市の場合、宿泊税の施行に伴い、2020(令和2)年4月1日より宿泊税を課する間、宿泊入湯客の税率を一人一泊150円から50円に値下げ改正している(日帰り入湯客は従来どおり50円で変更なし)³¹⁾。

温泉施設での宿泊に対して二重の課税になるため、温泉施設側に配慮した改正になっているが、北九州市の入湯税は、宿泊税施行後も従来どおり、宿泊の場合は一人一泊150円、日帰り入湯の場合は一人100円の税率で徴収している。今後、入湯税を採用している自治体の宿泊税施行後の入湯税あり方として福岡市の事例に注目していきたい。

5 まとめ

ここまで、宿泊税を施行している8自治体(東京都・大阪府・京都市・金沢市・倶知安町・福岡市・北九州市)の施行の経緯や概要を分析してきた。観光振興財源不足を補う理由として少子高齢化による税収不足と福祉予算の増大による観光費の減少が挙げられていることは上述した。宿泊税の用途に関して言えば、導入時期の違いもあるが、東京都以外は、訪日外国人旅行者の増加に伴う「受入環境の整備」を第一に挙げられている。特にコロナ感染拡大前の日本においては、インバウンドによるオーバーツーリズム問題が地域住民の生活環境の悪化をもたらし、喫緊の課題として対策が待たれていた。

また、入湯税を施行している自治体が、観光振興財源不足による宿泊税の導入計画も増えてきているが、宿泊事業者の反発も強く、踏み切れないでいる自治体も多いと聞く。

入湯税の場合は、地方税の法定目的税であり、地方税法第5条で「鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課すものとす

表10 福岡市・北九州市の宿泊税の概要

宿泊施設の所在地		税率			
		県税率	市税率	合計(納める額)	
福岡県(北九州市・福岡市以外)		200円	—	200円	
北九州市		50円	150円	200円	
福岡市	宿泊料	2万円以上	50円	450円	500円
		2万円未満	50円	150円	200円

(出典) 福岡県ホームページ「宿泊税制度の概要」より³⁰⁾。

る。」と書かれており、市町村単位でのみでしか入湯税を施行することはできない。しかし、宿泊税は、法定外目的税であるため、都道府県や市町村単位で採用することができるため、福岡県・福岡市・北九州市の事例のように「二重税率」問題が発生し、県と市の話し合いのなかで解決するケースもある。自治体の抱える事情もあり税率も多義にわたるため、納税者である宿泊者と特別徴収義務者に混乱きたす恐れがある。宿泊税は、その自治体の住民がほぼ納税することはない税金である。宿泊者が、全国にまたがり旅し納税するため、基本的には地域住民は宿泊税の導入に対しての関心や抵抗は少ないと思われる。そのことが、観光振興財源として安易に宿泊税を採用する根拠にもなっている。これは、入湯税の超過課税を採用する自治体にも共通するものである。

税の三原則には、「公平・中立・簡素」があり、自治体の検討委員会では、この三原則を含めて話し合いが行われているように思われているが、各々の自治体の現在の歳出項目についての議論がなされているのか、「宿泊税ありき」の議論になっていないか疑問である。

仮に議論の末に宿泊税を採用した場合、基本的には定額制が多いと考えられるが、地域与件により、倶知安町のように定率制を採用する自治体も増えてくる可能性もあると思われる。今後、都道府県と市町村での税率に対し混乱を招く恐れがあることを危惧する。

真の地方自治の確立に不可欠な地方税源の充実確保に対して、観光振興財源だけでなく、地方主権の時代にふさわしい地方税の改正を視野に入れて考えていかなければならないと思われる。現在は、観光振興財源の税収確保の可能性が高い「宿泊税」ではあるが、政策目的として本当に正当な課税であるのか、公平な課税であるのか、さらには課税客体の担税力等をどう評価するか、解決しなければならない問題点も多く見受けられる。コ

ロナの終息とともに議論が再熱することも予測される。今後、各自治体の動向に注目していかなければならないと思う。

注

- 1) 総務省ホームページ地方税の概要—入湯税の概要
https://www.soumu.go.jp/main_content/000632884.pdf (2021.5.17.閲覧)。
- 2) 釧路市(2015.4.1.施行)・箕面市(2016.6.1.)・上川町(2018.4.1.)・別府市(2019.4.1.)・長門市(2020.4.1.)・登別市(2020.4.1.)・伊達市(2020.10.1.)・那須塩原市(2020.12.1.)
- 3) 大阪府(2017.1.1.施行)・京都市(2018.7.1.)・石川県金沢市(2019.4.1.)・北海道倶知安町(2019.11.1.)・福岡県・福岡市・北九州市(2002.10.1.)。
- 4) 一般社団法人日本温泉協会ホームページ「入湯税収入額(2018年度決算)が多い市町村ベスト30」入湯税税収額の多い自治体の税収額と主な温泉地。箱根町(683,722千円・箱根温泉郷)・熱海市(439,575千円・熱海温泉)・札幌市(408,322千円・定山溪温泉)・函館市(203,679千円・湯の川温泉)。
- 5) 前田高志(2019)：『経済学論究73巻1号』207-243頁「観光振興財源としての宿泊税の制度設計と課題」関西学院大学リポトリ。
- 6) 大東文化大学・板橋区(2011)：『地域デザインフォーラム・ブックレットNo.24 地方公共団体の財政改革への新たな提言に向けて』第2章、高沢修一「新しい法定外税として「事業継承者支援税」の創設提言」。
- 7) 市川拓也(2017)：「自治体の「宿泊税」導入に向けた取り組み～京都における導入の動きと、宿泊税が広がる背景～」大和総研政策調査部。
- 8) 外川伸一(2002)：『地方分権と法定外税』地方自治ジャーナルブックレットNo.31、公人の友社。
- 9) 斎藤武史(2003)：『新税—法定外税—』株式会社三重大学出版会。
- 10) 長崎市宿泊税検討委員会(令和2年9月)長崎市宿泊税検討委員会報告書。
- 11) 東京都のホームページ「宿泊税の概要」より
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/>

hodohappy/press/2020/04/08/03.html
(2021.5.15.閲覧)

- 12) 調定とは、その歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為。都の内部的意思決定の行為をいい、その決定した額が調定額になる。調定額の中には、その期間に入金できなかった宿泊税が抜かれており、翌年の持ち越しになる。
- 13) 東京都主税局(平成30年6月)「宿泊税 15年間の実績と今後のあり方」、6-9頁。
- 14) 大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議(平成27年12月)「大阪府の観光客受入環境整備の推進に関する調査検討 最終報告」。
- 15) 大阪府のホームページ「宿泊税の概要」より
<https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/> (2021.5.15.閲覧)。
- 16) 朝日新聞電子版ウェブサイト「大阪府の宿泊税 1泊7千円以上に拡大 税収倍増見込む」池尻和生、檜崎貴司、佐藤秀男、2018年8月28日11時56分。
<https://www.asahi.com/articles/ASL8W5JJQL8WPTIL013.html>
(2021.5.23.閲覧)。
- 17) 京都仏教会(2017):『古都税の証言 京都の寺院拝観をめぐる問題』丸善プラネット。
- 18) 第7回(平成29年7月21日)京都に住みたい・訪れたいまちづくりの係る財源のあり方に関する委員会の答申(案)に寄せられた御意見と検討委員会の考え方。市民意見募集の結果。
- 19) 前掲16)と同じ。
- 20) 京都市のホームページ「京都市宿泊税条例の概要について」より
<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000236942.html> (2021.5.15. 閲覧)。
- 21) 京都観光総合調査(2019年1月~12月)、20-25頁。
- 22) 金沢市のホームページ「宿泊税の概要」より
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13060/syukuhaku/syukuhakutop.html#system>
(2021.5.15. 閲覧)。
- 23) 金沢市の令和3年度(2021年度)市税予算の状況。
- 24) 金沢市公式ホームページ宿泊税「宿泊税事務についての質問とその回答」。

- 25) 萩原麻紀倶知安町総合政策課総合政策係係長(2019):「CLOSE UP先進・ユニーク条例【解説】北海道倶知安町 倶知安町宿泊条例」『自治体法務研究2019・秋』ぎょうせい、67-69頁。
- 26) 倶知安町のホームページ「倶知安町宿泊税条例」より
<https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/file/contents/3108/35438/syukuhakuzeijyorei.pdf> (2021.5.15. 閲覧)。
- 27) 前掲18)と同じ。
- 28) 前掲18)と同じ。
- 29) 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会(平成30年11月)「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」、4頁。
- 30) 福岡市ホームページ「入湯税について 3税率」より
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/life/006.html> (2021.5.15. 閲覧)。
- 31) 福岡県のホームページ「宿泊税制度の概要」より
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzei.html> (2021.5.15. 閲覧)。

参考文献

- ・ 東京都主税局(平成30年6月)「宿泊税 15年間の実績と今後のあり方」。
- ・ 前田高志(2019):『経済学論究73巻1号』207-243頁「観光振興財源としての宿泊税の制度設計と課題」関西学院大学リポジトリ。
- ・ 大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議(平成27年12月)「大阪府の観光客受入環境整備の推進に関する調査検討最終報告」
- ・ 第3回箱根町観光まちづくり財源検討会議「宿泊税と入湯税の同時課税団体の状況調査結果」(令和2年1月17日)
- ・ 第7回(平成29年7月21日)京都に住みたい・訪れたいまちづくりの係る財源のあり方に関する委員会の答申(案)に寄せられた御意見と検討委員会の考え方
- ・ 京都仏教会編(2017):『古都税の証言 京都の寺院拝観をめぐる問題』丸善プラネット。
- ・ 大東文化大学・板橋区(2011):『地域デザインフォーラム・ブックレットNo.24 地方公共団体の財政改革への新たな提言に向けて』、大東文化大学。

- ・ 外川伸一 (2002) 『地方分権と法定外税』地方自治ジャーナルブックレットNo.31、公人の友社。
- ・ 斎藤武史 (2003) : 『新税 —法定外税—』、株式会社三重大学出版会。

温泉裁判例研究

掘削泉における温泉権の保護 ～第2の東京高裁判決をめぐる～

A Study on the Protection of Rights in Excavated Springs ～ Regarding the 2nd Tokyo High Court Judgment ～

清水 恵介*
Keisuke SHIMIZU

キーワード：掘削泉 (excavated springs) ・ 自然湧出泉 (natural springs) ・ 温泉権 (right to hot spring)

判決日・出典：【第一審判決】東京地方裁判所平成30年12月12日判決・金融・商事判例1587号31頁、【控訴審判決】東京高等裁判所令和元年10月30日判決・金融・商事判例1587号22頁

対象事件・事件名：東京地裁平成29年(ワ)第23409号損害賠償請求事件、東京高裁平成31年(ネ)第304号損害賠償請求控訴事件

裁判結果・上訴等：【第一審判決】請求棄却、【控訴審判決】控訴棄却

【事件の概要】 現代の高度な掘削技術をもって何十メートルも地下を掘削し、新たに湧出させた温泉については、原則として、慣習法上の温泉権を掘削地の所有権とは別の物権として成立することはないとした事例

1 事実

以下、本判決を読み解くのに必要な限度で事実を一部省略して記す。

- ① Aは、国内外の提携ホテルの旅行代理店へのマーケティングの受託業務、国内におけるホテル経営等を目的とする株式会社であり、2004(平成16)年4月2日、競売による売却によって本件土地及び本件建物(以下、本件土地と併せて「本件不動産」という。)の所有権を取得した。
- ② Aは、同年4月1日付けで、Bに対し、本件建物を、瀬戸内海国立公園宮島¹⁾ 宿舎事業の施設として使用すると目的で賃貸した(以下「本件賃貸借契約」という。)。Bは、その後間もなくして、本件建物において旅館「弁天の宿いつくしま」(以下、「β」

という。)の営業を開始した。

- ③ 一方で、Aは、信託銀行であるCとの間で、同年7月6日、AがCに対して本件不動産を信託により譲渡し、その受益者をAとする旨の合意をした。そして、Aは、同日、不動産投資スキーム上の導管体(資産から得られた利益を投資家に配分するための機能)である有限会社Dに対し、上記信託に係る受益権を譲渡した。Cは、同日、上記信託譲渡により、Aから、本件不動産の所有権を取得した。これに伴い、Bとの間の本件賃貸借契約の賃貸人たる地位は、AからCに移転した。その上で、Cは、同日、本件建物をDに一括賃貸し、DからBに対して転貸するという形式をとる(Dが新賃貸人となる)ことについて、Bの承諾

*日本大学 (Nihon University)

を得た。また、受益者Dが有する指図権の行使については、甲野が代表者を務めるF投資信託株式会社が指図代理人となった。

- ④ Bは、「β」を温泉旅館としてその宿泊施設としての価値を高めるべく、同年7月26日、本件土地において温泉を掘削することについて温泉法に基づく広島県知事の許可を得た。そして、同年10月14日までの間に、温泉（神の湯）を湧出させ、同日、広島県知事に対し、温泉掘削工事完了届を提出した。Bは、同年12月22日、神の湯の湧出量を増加するために動力を装置することについて、温泉法に基づく広島県知事の許可を得た。上記の温泉掘削及び動力装置については、受益者Dの指図代理人Fの承諾を得て行われた。
- ⑤ Aは、2005（平成17）年3月1日、Bを吸収合併した。これに伴い、Aが本件賃貸借契約の賃借人たる地位を承継した。
- ⑥ Aは、同年6月29日、本件土地において温泉を掘削することについて温泉法に基づく広島県知事の許可を得た。そして、2006（平成18）年3月23日までの間に、温泉（龍神の湯）を湧出させ、同日頃、広島県知事に対し、温泉掘削工事完了届を提出した。Aは、同年6月21日、龍神の湯の湧出量を増加するために動力を装置することについて、温泉法に基づく広島県知事の許可を得た。
- ⑦ Aは、同年11月2日、「β」内の各場所において本件各温泉を利用することについて、温泉法に基づく広島県広島地域保健所長の許可を得た。
- ⑧ Aは、温泉旅館として「β」を経営するほか、ビジネスホテルや教会式結婚式場を運営していたが、サブプライムローン問題に端を発した不動産事業資金融資の縮小とこれに伴う不動産市況の悪化を受け、業績及び資金繰りが急速に悪化していった結果、2009（平成21）年1月5日、再生手続開始の申立てをし、同月16日、再生手続

開始決定を得た。Aの再生計画案の検討過程でAの保有資産の価値評価が行われ、本件各温泉権は、Aの貸借対照表上、「無形固定資産」の欄に商標権やソフトウェアと共に計上され、約3,500万円と評価されていた。しかしながら、破産を想定した場合における本件各温泉権の清算貸借対照表上の評価は、回収可能性なしと判断され、評価額は0円となった。同年7月15日、再生計画が認可され、同年8月12日、同認可決定が確定した。

- ⑨ A及びE（甲野が全額出資して同月に設立した株式会社）は、上記民事再生事件の再生計画実行中に、再生計画とは別に、2011（平成23）年2月22日付けで、Aが、Eに対し、未払賃料等の債務の弁済に代えて、本件各温泉権（揚水ポンプ動力装置一式を含む。評価額52万6,470円）等を譲渡する旨の代物弁済契約書を作成した。
- ⑩ EとXは、同年3月20日付けで、Eが、Xに対し、本件各温泉権（揚水ポンプ動力装置一式を含む。）を代金500万円で譲渡し、その譲渡代金をもって、EがXから平成21年4月13日に借り受けた500万円の借入金債務の弁済に充当する旨の代物弁済契約書を作成した。
- ⑪ Aは、平成23年3月28日、株主総会の決議により解散したが、再生債権はもとより、公租公課の弁済の見込みもないため、Aの再生手続は、同年6月6日、廃止となり、同年7月5日確定した。そして、同日午後5時、Aについて、破産手続開始決定が出された。Aの破産手続は、2014（平成26）年8月25日、異時廃止となった。
- ⑫ Dは、同年12月20日、信託財産の引継ぎにより、Cから本件不動産の所有権を取得した。これに伴い、Aとの間の本件賃貸借契約に関して、Cが有していた賃借人たる地位は、Dに移転した。
- ⑬ Aは、Dに対する本件賃貸借契約に基づく賃料の支払を怠っていたことから、D

は、平成25年頃、Aを被告とする本件不動産の明渡請求訴訟を提起し、仮執行宣言付勝訴判決を得た。Dは、同年、上記判決に基づく強制執行を申し立て、平成26年2月、本件不動産のDへの明渡しが完了した。

- ⑭ 平成26年2月3日、Xは同社が本件各温泉権を有しており札による明認方法を施していること等を主張する内容の通知書をDに対して送付した。
- ⑮ D及びYは、2016(平成28)年8月25日、DがYに対して本件不動産を合計1億4000万円で売却する旨の本件売買契約を締結し、Yは、本件不動産の所有権を取得した。Yは、同日、本件売買契約を原因として、本件各登記を具備した。
- ⑯ Yは、平成29年3月13日、本件土地を温泉採取場所とする可燃性天然ガス濃度について、温泉法に基づく広島県知事の確認を得たほか、同年6月30日、本件土地上の営業施設「リブマックスリゾート安芸宮島」(以下、「α」という。)において公衆浴場営業を行うことについて、公衆浴場法2条1項に基づく広島県廿日市市長の許可を得た。
- ⑰ Yは、同年7月10日から、本件土地上において、本件各温泉を利用した浴場設備のある宿泊施設「α」を開業した。
- ⑱ そこで、本件各温泉権を有していると主張するXが、Yに対し、Xが本件各温泉権を有していることの確認等を求めて訴えを提起した。
- ⑲ 第一審(東京地裁平成30年12月12日判決)がXの請求を棄却したため、Xが控訴。

2 判旨

控訴棄却。

「慣習法上の物権としての温泉権が湧出地の所有権とは別に独立の権利として成立しているのは、歴史の古い温泉であって、地表又はその近くに自然に湧出し、たいした地下掘

削工事もせずに引湯できる場合が多いと考えられる。高度な温泉掘削技術の必要もなく、江戸時代、明治時代から引湯が行われてきたが、明治時代の民法施行後に、温泉利用権の地域慣習法上の取り扱われ方が、債権法的構成によるよりも、物権法的構成による方がふさわしいと判断されたものが、慣習法上の物権として認められてきたものと考えられる。慣習法上の物権を認めるというのは、明治民法施行前の慣習法が明治民法と合致しない場合において、明治民法の規律よりも慣習法上の規律の方が社会経済の実態に適合しているときの緊急避難的な措置にすぎない。

現代の高度な掘削技術をもって何十メートルも地下を掘削し、新たに湧出させた温泉については、原則として、慣習法上の温泉権を掘削地の所有権とは別の物権として成立することは、ないと考えられる。掘削地所有者の所有権の一部を構成するものと考えれば足り、所有者以外の者が温泉を利用する権利は、賃借権や温泉利用契約などの債権的法律関係として構成すれば足りるからである。なお、本件各温泉のうち、神の湯は深さ150メートル(…)であり、龍神の湯は深さ379メートル(…)である」。

「したがって、慣習法の成立が肯定されない限り、土地所有権と離れた物権としての温泉権は認められず、温泉を利用する権利は、土地所有権の一内容をなすものとして湧出地の所有者に帰属し、それ以外の者は、土地所有者から債権的に温泉の利用を許されるにすぎないと解するのが相当である」。

「本件各温泉が存在する地域において、温泉に関する権利を土地所有権とは別の独立した権利として認める慣習法があることを認めるに足りる証拠はない」。

3 評釈

本判決は、令和の時代にあって、今日の源泉の多数派である掘削泉²⁾に対する温泉権の成立を原則的に否定するという、極めてイン

パクトのある判示を行った。その捉え方次第では温泉実務への多大な影響が避けられないため、様々な視点からの慎重な分析が必要である。

そこで、筆者の専門である法解釈論の詳細は別稿に委ね、本評釈³⁾では、温泉地域学の観点から有益と思われる問題に検討を絞ることとする。すなわち、本判決が依拠すると思われる鷹の湯事件判決(昭和初期)の時代、本判決が否定する川島説(昭和中期)の時代、そして現代という3つの時代区分において、掘削泉の状況がどうであったかを踏まえつつ、本誌で筆者が紹介した近時の東京高裁判決⁴⁾との対比において本判決をどう評価すべきかを論じたい。

(1) 鷹の湯事件判決と昭和初期の掘削泉

本判決は、掘削泉に対する温泉権の成立を原則的に否定しながらも、土地所有権と離れた物権としての温泉権が慣習法によって成立する余地は認めている。これは、前稿⁵⁾で紹介した鷹の湯事件判決が、当時の最上級審裁判所であった大審院において、長野県松本地方(浅間温泉)における湯口権の慣習を認めていたことの影響を受けての判示内容といえる。同判決は、今から80年以上前の昭和初期(1940年9月18日)に下されたものながらも、温泉権を語る上で今日なお議論の出発点とされる。

もともと、同判決自体は、掘削泉と自然湧出泉とを区別した議論を展開したものではない。当時、自然湧出泉⁶⁾がほとんどであった浅間温泉において、上総掘りによる本格的な掘削泉⁷⁾として出現したのが、この事件で帰属が争われた鷹の湯源泉であった。そのため、浅間の地で江戸時代から続く湯口権の慣習も、基本的には自然湧出泉について形成されたものであり、掘削泉を意識したものであるはずがなかった。それゆえ、自然湧出泉に関する湯口権の慣習を掘削泉である鷹の湯源泉に当てはめたことの妥当性を問う余地があるとはいえ、全国的にはすでに相当数の掘削

泉が出現していたとの時代背景に照らせば、掘削泉に関する湯口権(温泉権)の慣習の形成を妨げるものではないとの限度において、同判決を、自然湧出泉と掘削泉とに共通する判例として捉えることは決して不可能ではない。

鷹の湯源泉の掘削は大正末期の1925(大正14)年であったが、浅間における掘削泉の出現は、全国的にはむしろ遅い方であった。人力のみで500m以上の深さまで掘削できるという竹ヒゴ式の上総掘りの技術は、千葉県・上総地方(君津市、袖ヶ浦市、木更津市など)において明治中期までに完成し、その職人が全国に招かれて技術が全国各地に広まった⁸⁾。その技術は深井戸だけでなく、天然ガスや石油、温泉の掘削にも利用された。

同判決(1940年)当時、すでに掘削泉による新興温泉地が出現していたのも、その多くは、上総掘りの技術の普及によるものとみられる。福井県・芦原温泉は、1883(明治16)年、干ばつに見舞われた水田に灌漑用の井戸を40m余り上総掘りで掘削したところぬるま湯が出たことをきっかけに、翌年以降、次々と温泉を試掘し、60℃以上の湯が湧出したのが始まりとされる⁹⁾。山形県・天童温泉も、干ばつのために掘削した井戸から微温湯が出ていたのを受け、1911(明治44)年、温泉開発の目的で水田を掘削したところ47.5℃の湯が湧出したのが始まりである¹⁰⁾。新潟県では、1904(明治37)年に瀬波温泉が500m、1917(大正6)年に月岡温泉が250m、いずれも石油探しのために掘削したところ湧出した温泉であり¹¹⁾、北海道・豊富温泉も、1926(大正15)年、石油の試掘中、地下約960mの地点から天然ガスとともに43℃の湯が噴出したことから、翌年頃より温泉として利用されるようになったのが始まりである¹²⁾。

別府・由布院に次ぐ源泉数全国第3位の温泉地である伊東温泉は、江戸時代に、「和田の湯」、「出来湯」、「猪戸の湯」の3源泉であ

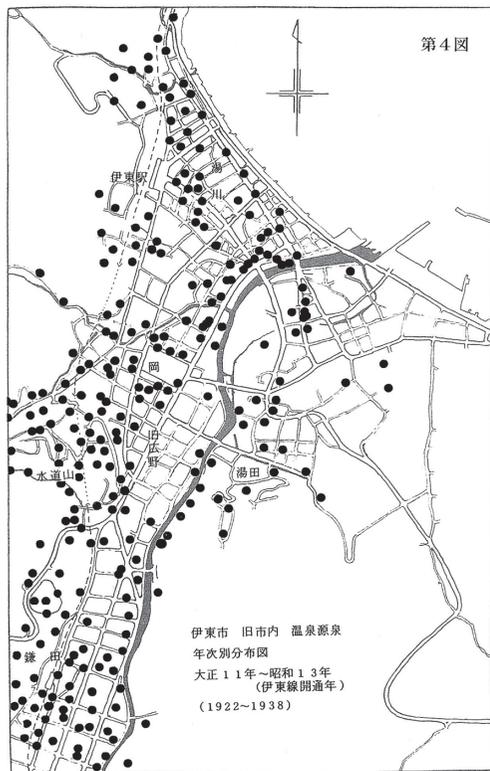


図 伊東線開通(昭和13年末)までの17年間に新たに掘削された源泉
 (注) 伊東市史編さん委員会編『伊東温泉のうつりかわり』18頁(伊東市教育委員会、2002年)より引用。

ったところから、1905(明治38)年にはすでに90口の源泉の届出があり、さらには、1912(明治末)年までに144口、1921(大正10)年までに285口、1938(昭和13)年までに206口の源泉が増加して、昭和初期の時点で源泉総数は725口にまで達している¹³⁾。伊東は、「鍬掘りの湯」と呼ばれるほど、地面を鍬で掘っただけで温泉が出てくるような地域であり¹⁴⁾、やがて上総掘りを行うようになって、深い所で20mくらいの掘削で足りたとされる¹⁵⁾。

以上の時代状況に照らせば、本判決が、鷹の湯事件判決の影響を受けつつも、「現代の高度な掘削技術をもって何十メートルも地下を掘削し、新たに湧出させた温泉については、原則として、慣習法上の温泉権を掘削地

の所有権とは別の物権として成立することは、ない」と判示した点については、様々な疑問が生じる。すなわち、「現代の高度な掘削技術」とは何を指すのか、上総掘りはこれに当たらないのか、また、「何十メートルも地下を掘削し」た場合の温泉権を否定するとすれば、浅間温泉や伊東温泉のように、比較的浅い深度の掘削で湧出する源泉については別論となるのか等である。この点、判決文の注釈がなく、類似の学説もみられない中で、この判示内容を温泉実務上どう受け止めてよいのかは相当悩ましいものと思われる。

(2) 川島説時代の掘削泉

鷹の湯事件判決から20年ほど時代が下り、1960(昭和35)年、東京大学の民法教授であった川島武宜博士が日本温泉協会学術部委員に委嘱されると、その翌年より、同協会の調査委託を受け、17名の研究者で構成する調査グループでの組織的研究がスタートした。この共同研究は、1980(昭和55)年、2冊目の共同研究書¹⁶⁾としてまとめられるまで、20年近くに及んだ。

この時代が鷹の湯事件判決の時代と異なっているのは、戦後間もなく掘削許可の行政法規としての温泉法(1948(昭和23)年法律第125号)が制定されたことと、そうであるにもかかわらず、温泉法が過剰な掘削を抑制する役割を十分果たさず、当時、伝統的な上総掘りに代わって動力による掘削機械が普及したこともあって、よりいっそう掘削泉や温泉地が増加の一途をたどったということである。

このような状況下で現地実態調査も踏まえながら構築された川島博士の見解(以下、「川島説」という。)は、古来の自然湧出泉に関する旧慣源泉権と、人工的な掘削泉に関する近代法的源泉権とを明確に区別する立場を貫き、後者の掘削泉については、多年の慣習の有無を問うことなく、掘削が多額の費用をかけて行われていることと源泉自体が高額の商品価値を有するといった事実を法の次元にも

表 温泉地数と源泉数の変遷

	温泉地数	源泉数	
1940 (昭和15)年	933	6,305	鷹の湯事件判決
1962 (昭和37)年	1,518	13,079	川島グループによる実地調査の本格開始
1980 (昭和55)年	2,053	19,506	川島グループによる温泉権研究の完結
2006 (平成18)年	3,157	28,154	源泉数のピーク
2019 (令和元)年	2,971	27,969	直近のデータ

(注) 環境省ホームページ・温泉利用状況経年変化表 (<https://www.env.go.jp/nature/onsen/data/>)、及び、国立公園部「日本の温泉の統計的概況」温泉研究20～22号82頁以下(1961年)に基づき筆者作成。

反映させ、土地の所有権と離れた物権として温泉権を承認すべきことを説いた¹⁷⁾。

したがって、本判決が、このような川島説の立場を否定する言説を含んでいることは明らかである。近時、慣習によらない独立の物権としての温泉権の成立を否定する見解¹⁸⁾が提唱されるに至っており、本判決は、この見解とともに、鷹の湯事件判決への回帰を押し進める結果をもたらしている。

しかし、自然湧出泉と掘削泉とがいまだ併存し得た鷹の湯事件判決の時代と異なり、この時代は、温泉資源の絶対量を超えて濫掘された結果、自然湧出泉が枯渇して掘削泉に軒並み入れ替わる温泉地が散見されるようになってきた時期と重なる¹⁹⁾。かかる状況においては、かつて自然湧出泉のもとで形成された地域慣習が掘削泉の時代にも妥当するかが問われざるを得ないであろう。

このような自然湧出泉から掘削泉への転換事例としては、濫掘のケース以外にも、ダム湖に水没した温泉地が掘削泉によって転地先で存続していくケース²⁰⁾や、濫掘以外の理由で枯渇した自然湧出泉が後に掘削泉によって復活するケース²¹⁾が挙げられる。

すなわち、温泉権の成否を考察するにあたり、自然湧出泉と掘削泉とを平板に対置するだけでは、このような実態を十分包摂した法理を構築できず、ましてや、掘削泉ということのみで温泉権の成立を原則的に否定する本判決の立場は、いっそう硬直的な結論を強いることになる点に問題があると思われる。

(3) 現代の掘削泉と2つの東京高裁判決

川島グループによる研究後の昭和末期から平成前期までは、掘削泉や温泉地がさらに増加の一途をたどった(前掲表参照)。掘削技術はさらに洗練され、深度1,000mを超える大深度掘削泉が多数出現するようになったのもこの時期の特徴といえる²²⁾。

現在、かかる増加傾向は飽和状態に達してむしろ微減へと転じる状況にあるが(前掲表参照)、そのような中でも温泉権をめぐる法的紛争は生じている。本評釈の冒頭で触れた別件の東京高裁判決²³⁾は、静岡県・伊東温泉(川奈地区)に属する掘削泉につき、源泉地の所有権と地上の温泉施設一式を買い取った第三者との関係で温泉の供給を受ける権利の確認等を求めて訴えを提起した事件に関するものであるが、同判決は、原告らが有する権利を継続的債権関係としての配湯権であると性質決定しつつも、外部から認識することが容易な配湯施設(ポンプ等)の存在から、第三者に対する対抗要件である明認方法の具備を認めて原告らの請求を認容した(厳密には、原判決²⁴⁾を全面的に支持して被告らの控訴を棄却した。以下、「伊東温泉事件判決」という。)ここでは、独立の温泉権に関する慣習の存在は判断の前提とされていない。川島説に依拠する判決の1つである。

ところが、この伊東温泉事件判決は、原審の東京地裁判決が有料データベースでのみ閲覧できるものとなっている上、控訴審の東京高裁判決に至っては完全に判例集未登載とな

っている。現在のところ著者以外は紹介することがない判決²⁵⁾となっているものの、東京高裁レベルの判決としては本判決と同格のものとして位置づけられ、しかも、本判決では、温泉権が物権としては構成できないとしたまま明認方法の具備の検討を打ち切っていたところを、債権構成ながらも第三者との関係でなお温泉権が保護されるとした点で、本判決とは明らかに異なる法的構成を示している。すなわち、解釈はいまだ統一されていない。

(4) 結 語

伊東温泉事件判決もまた、伊東温泉とはいっても旧来の温泉街から離れた郊外(川奈地区)の温泉地であり、また、温泉付きマンションを分譲するために掘削された源泉をめぐる事件であることから、これもまた温泉権を保護すべき典型的なケースとはやや異なるように感じられる。新たな立法も期待できない今日では、やはり典型的なケースにおける最高裁判決の出現こそが待ち望まれることとなる。

注・参考文献

- 1) 本判決の掲載誌(金融・商事判例1587号22頁)では、地域を直ちに特定できないよう仮名等が用いられているものの、地方慣習法の有無が争点となっている中で地域を特定しないのは、温泉権論の観点からも温泉地域学の観点からも不適當であること、また、Yが全面勝訴している本件では、現在本件土地上でYが経営する温泉旅館等の名を記しても、社会的評価を下げることはないことに鑑み、本評釈では、筆者が閲覧した訴訟記録に従い一部実名を用いることとした。
- 2) 2019(令和元)年度の(未利用を含めた)源泉総数27,970のうち、自噴の源泉が7,704(27.5%)にとどまり、その中にも掘削泉(掘削自噴泉)が相当数含まれていることを考えれば、大多数が掘削泉となっているのが現状とみられる。
- 3) 本判決のより簡単な解説として、温泉890

号28頁(2021年)参照。そこでは、他の研究者による本判決の評釈を紹介するとともに、本判決の法的構成や事例そのものが、温泉権をめぐる従来の学説・裁判例に照らしてみても相当特殊であることを指摘した。

- 4) 拙稿「配湯権の明認方法を認めた事例」本誌28号39頁(2017年)。
- 5) 拙稿「浅間温泉の歴史と湯口権」本誌36号13頁(2021年)。
- 6) 実際、明治期には、源泉発見という名のもとで極浅い深度の小規模掘削が行われていたのではないかと推察される点につき、拙稿・前掲注5)浅間温泉の歴史と湯口権17頁参照。
- 7) 川井健「温泉権の取引と明認方法」『不動産物権変動の公示と公信』164頁(日本評論社、1990年)。
- 8) 大島暁雄『上総掘りの民俗』53頁(未来社、1986年)参照。
- 9) 読売新聞福井支局『芦原温泉ものがたり』85頁以下(旅行読売出版社、1973年)。これが正しければ、上総掘りの技術が相当早く北陸地方にも伝播されていたことになる。
- 10) 小林三衛「天童」川島武宜＝潮見俊隆＝渡辺洋三編『続温泉権の研究』98頁(勁草書房、1980年)。
- 11) 島津光夫『新潟温泉風土記』93頁(野島出版、2001年)。
- 12) 豊富温泉ホームページ(<https://toyotomionsen.com/history>、2021年8月4日閲覧)。
- 13) 井原為吉「源泉数増加の歴史」伊東市史編さん委員会編『伊東温泉のうつりかわり』12頁(伊東市教育委員会、2002年)。昭和初期の掘削ラッシュは、国鉄伊東線の開通とエアーポンプの使用が認められたこととが掘削意欲を高めた結果とされる。
- 14) 加藤清志「伊東温泉の歴史」『伊東風土記』239頁(サガミヤ、1996年)。
- 15) 井原・前掲注13)源泉数増加の歴史13頁。
- 16) 川島武宜＝潮見俊隆＝渡辺洋三編『温泉権の研究』(勁草書房、1964年)に続き、川島武宜＝潮見俊隆＝渡辺洋三編『続温泉権の研究』(勁草書房、1980年)が発刊された。また、この間に発刊された、川島武宜＝渡辺洋三「温泉権」川島武宜編『注釈民法(7)』609頁以下(有斐閣、1968年)も、川島説を理解する上での必読文献であるが、いずれ

も川島博士の没後、川島武宜『温泉権』（岩波書店、1994年）にまとめられている。

- 17) 川島・前掲注16) 注釈民法(7) 618頁。
- 18) 小澤英明『温泉法』（白揚社、2013年）。
- 19) 浅間温泉につき、拙稿・前掲注5) 浅間温泉の歴史と湯口権18頁以下参照。具体的にいつ掘削泉への転換に至ったかまでは定かにならないまでも、和歌山県・白浜温泉（雑賀貞次郎『白浜温泉史』4頁（白浜町役場観光課、1961年）参照）など、掘削泉の出現に伴い旧来の自然湧出泉が断絶した例は相当多いと思われる。
- 20) 1957（昭和32）年完成の小河内ダム（奥多摩湖）完成で水没した東京・鶴の湯温泉や、1959（昭和34）年完成の相俣ダム（赤谷湖）により水没した湯島温泉に代わる群馬・猿ヶ京温泉、2020（令和2）年完成の八ッ場ダム（八ッ場あがつま湖）により水没した群馬・川原湯温泉の例がある。
- 21) 例えば、鳥根・さぎの湯温泉は、度重なる洪水によって泉脈を失った後、1910（明治43）年の排水工事に伴い泉源が再発見された（さぎの湯温泉国民保養温泉地計画書1頁（2016年））。
- 22) 酒井幸子「群馬県の大深度掘削泉」温泉科学68号99頁（2018年）によれば、平野部の大深度掘削第1号は1963（昭和38）年の三重県・長島温泉と古いが、群馬県の第1号は1985（昭和60）年の桜川温泉（川場村）とされる。また、新潟県ホームページ・新潟県の温泉（<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyokikaku/1233172953946.html>、2021年8月4日閲覧）掲載の「平均掘削許可深度の推移（昭和23年度～令和元年度）」によれば、1,000mを超える深度の掘削許可は1987（昭和62）年が最初のようなのである。
- 23) 東京高裁平成23年10月19日判決（平成23年（ネ）第4313号損害賠償等請求控訴事件、判例集未登載）。
- 24) 東京地裁平成23年4月25日判決（平成20年（ワ）第18181号損害賠償等請求事件、LLI/DB 判例番号L06630208、WestlawJapan 文献番号2011WLJPCA04258016）。
- 25) 拙稿・前掲注4) 配湯権の明認方法を認めた事例39頁のほか、拙稿「伊東温泉における配湯権と明認方法」温泉857号24頁（2013年）や拙稿「温泉利用権の明認方法をめぐる

序論的考察」村田彰先生還暦記念『現代法と法システム』561頁（酒井書店、2014年）でも紹介したが、一般の法律雑誌に掲載されていないためか、本判決の他の評釈でも伊東温泉事件判決は原審を含めて一切紹介されていない。

書評

高柳友彦著：『温泉の経済史 近代日本の資源管理と地域経済』

東京大学出版会 400頁 2021年2月
定価 7,400円(税別)

労作と言うに値する著作である。本会の創始者である山村順次に浩瀚な『草津温泉観光発達史』(1992)なる記念碑的著作があるが、こちらは草津温泉の日本に於ける位置を論じつつも、基本的には事例研究である。『温泉の経済史』は温泉を資源利用と地域発展との関わりという視点から眺めることで新しい研究領域としての意義を発見することに成功した。

その研究のキー概念として、近世における共同湯分布のタイプを内湯型、外湯型、折衷型に分類し、更にその管理主体を外湯利用の温泉地の場合は共同管理・会社・組合・町村に分け、内湯利用の温泉地の場合は、共同管理・会社・組合・町村から時代の要請に応えるために変遷していくという時間軸の観点を持ち込んだ。明治維新以後に持ち込まれた近代的土地所有権がこの変化の主要な推進要因になっていることも指摘されている。

本書は『温泉の経済学』ではなく『温泉の経済史』であるから、これらの概念設定を用いて最初の理論的構成を示す序章と第一章の後は事例研究となっている。

第二章と第三章は熱海温泉を事例とする源泉管理の問題の歴史の変遷を論じている。具体的に大湯という自然間欠泉の独占的利用が如何にして崩れたか、大衆化して大量の温泉の需要に熱海が如何に対応したかを詳細に述べている。第四章は伊豆長岡温泉を事例として新興温泉地の草創とその源泉管理を論じている。こちらは源泉管理主体と旅館業の経営主体が分離するという面白い事例になっている。第五章は逆に日本三古湯の一つである道後温泉を例にして、あまりにも著名であるが故に湯治客が押し寄せるが温泉の絶対量が不足して対応に苦慮する道後湯之町の姿が

描かれている。第六章は同じく道後温泉を論じるが、軍の傷病療養院との関係という特殊な問題を扱っている。第七章は磐城湯本温泉と常磐炭鉱の関係を資源利用の相克問題と見做す視点を提供している。その最初の数節は資源論の教科書に載せたいような簡潔な名文である。

本書の構成は理論と事例研究から成り立っているが、読んでいて分かるように他の温泉地にも同じ手法を適用することが可能である。多くの温泉地の事例研究の呼び水になるほどの出来映えである。著者の一層の研鑽だけでなく、本学会員からこの種の事例研究が簇生することを望みたい。

類似の事例研究を期待することも一案だが、熱海でも伊豆長岡でも道後でも磐城湯本でもその登場人物に直に語らせるような小説的舞台を与えれば、獅子文六の『てんやわんや』にも似た新たな温泉文学のジャンルも可能かも知れない。あるいはきだみのるの『にっぽん部落』のような社会学的成果も生み出さうかも知れない。

本書はその財務諸表の分析が冴えていて、数表作成に費やした膨大な労力は多とすべきだが、一部に負債の項目に負債および資本とせずいきなり資本金が負債の項目に上がっていたりする点は混乱を招きかねない。戦前は簿記の費目が違っていたかもしれず、そのような費目については注釈での対応が望まれる。

また熱海の大湯を論じる時、源泉位置、利用旅館の配置、その他の源泉位置などが地図に示されていると理解が容易になる。これも今後に期待する。

(濱田真之)

学会記事

●日本温泉地域学会第35回研究発表大会・総会

本年春季より延期されていた日本温泉地域学会第35回研究発表大会・総会を2021年11月28日(日)に群馬県中之条町ツインプラザにて開催します。大会終了後の宿泊は四万温泉「四万やまぐち館」にて、翌29日(月)には現地視察会(自由行動)を開催します。

大会・総会の会場はツインプラザ「交流ホール」にて、理事(・役員)会は「大会議室」にて、それぞれ「収容人員(180名/40名)の半数以内」という当該施設のコロナ対策方針に従います。会場・宿泊先とも徹底したコロナ対策をとっていることを現地確認しており、当学会としてもそれに応えた開催形式と運営(宿泊時の懇親会は行わず通常の夕食形式に・視察会は自由行動)を行います。参加者は事前のコロナワクチン接種またはPCR検査による陰性確認をお願いします。当日は検温とマスク(布・ウレタンマスクは効果が無いと指摘されています)着用をお願いし、体調管理に努めてください。

なお、開催日頃に再度現地に緊急事態が宣言されるといった場合は開催に大きな変更が生じますので、参加申込み後も学会ホームページでの案内を常に確認されるようお願いいたします。

群馬県北西部に位置し、上信越高原国立公園内にある四万温泉は、最も早く1954(昭和29)年に国民保養温泉地第1号に指定されました。甌穴が見られる四万川の清流に沿って温泉街は温泉口、山口、新湯、ゆずりは、日向見の5つの地区にわたって細長く伸び、41か所を数える泉源は今もその大半が貴重な自然湧出泉で、四万川沿いに集中しています。指定宿の「四万やまぐち館」も自然湧出泉の複数の自家源泉を使用・提供する老舗旅館です。四万温泉の総湧出量は毎分3,000～4,000Lと豊富で、泉温は26℃～84℃、主泉質はナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉とアルカリ性単純温泉です。

四万温泉の歴史は古く、発祥の地とされる日向見地区には国重要文化財の日向見薬師堂、開湯伝承を伝える共同浴場「御夢想の湯」があります。また、新湯地区には江戸・元禄年間に建てられた現存する日本最古の木造旅館建築が保たれています。各地区には共同浴場のほかに飲泉所が設けられ、日本では数少ない伝統的な飲泉文化も体験できます。

このたびの中之条町及び四万温泉での大会開催には、当学会賛助会員である四万温泉協会をはじめ地元群馬県のご協力を得ました。11月28日の研究発表大会では、2年半ぶりの開催となる理事会・総会、役員改選も行いますので奮って参加ください。

日本温泉地域学会第35回研究発表大会・総会スケジュール

- 開催地 : 群馬県中之条町ツインプラザ及び四万温泉
 開催日 : 2021年11月28日(日)・11月29日(月)
 大会会場 : 中之条町ツインプラザ 中之条町大字伊勢町1005-1 TEL 0279-76-3115
 FAX 0279-76-3116 JR中之条駅前から徒歩約10分
 宿泊施設 : 四万やまぐち館 中之条町大字四万甲3876-1 TEL 0279-64-2011
 FAX 0279-64-2874
 集合・受付 : 11月28日(日)11時～ 中之条町ツインプラザ「交流ホール」

宿泊・受付：11月28日(日) 17時～ 四万やまぐち館フロントへ直接

参加費：一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、会員外2,000円

宿泊費：学会指定宿を利用する場合、夕・朝食込みの一室(10～12.5畳)3名利用基本で一人当たり料金13,000円(消費税+入湯税込。以下同)です。なお、一人一室希望の場合は追加料金9,000円、二人一室は追加料金2,000円(各自)です。いずれも室内禁煙(4階玄関ロビーに喫煙ルーム)

参加申込：参加者は11月1日(月)(必着)までに学会事務局振替口座宛に郵便振替で、参加内訳を具体的に明記して払い込んでください。

なお、すでに参加費・宿泊費を払い込まれて、この11月に延期された本大会の参加費・宿泊費に充てることを了承された参加者も、再確認のため事務局宛にメールにてその旨連絡ください。

交通案内：主な交通アクセスは、東京方面からは特急草津31号(休祝日運転)上野駅9時00分発中之条駅11時00分着。理事(・役員)会参加者はこの列車を利用ください。特急草津1号上野駅10時00分発中之条駅11時57分着。東京駅八重洲通り9時00分発の四万温泉行き関越交通高速バスで中之条駅入口12時03分着。

28日当日の大会終了後の帰りは、特急草津号中之条駅16時06分発上野駅18時09分着。宿泊先の四万温泉やまぐち館へは、ツインプラザに近い「高校入口」バス停から16時26分発「山口」バス停16時53分着。

翌29日の四万温泉での自由視察会終了後は、四万温泉バス停12時42分発中之条駅13時22分着、特急草津2号中之条駅13時28分発、上野駅15時26分着など。四万温泉から「山口」バス停経由中之条駅までのバスは1時間に1本以上あります。

研究発表大会に参加される会員で未納の方は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を11月1日(月)必着で前納ください。払い込みによって学会参加申し込みとします。また、本年度年会費(賛助会員3万円、一般会員4,000円、学生会員2,000円)未納の場合は同時に振り込んでください。

その際、振替用紙の記載欄に振込額の内訳(宿泊費・参加費、1名1室または2名1室の場合はその旨を、また未納の年会費振込の場合は年度の内訳)を必ず記入ください。

指定宿の駐車場配分の都合上、車を運転して来られる宿泊参加者はその旨も記入ください。

学会指定宿泊+学会参加：13,000+2,000=15,000円(学生：14,000円)

大会参加のみ：2,000円(学生：1,000円)

郵便振替口座番号：00190-6-462149

加入者名：日本温泉地域学会

日程

11月28日(日) 理事会・総会・研究発表大会(中之条町ツインプラザ)

夕食・宿泊(四万やまぐち館)

11:00 中之条町ツインプラザ「交流ホール」入口にて受付開始

中之条駅前通りを北へ約700m、中之条小学校裏手。タクシー分乗も検討ください。駐車場は施設の南側と北側の両方にあります

11:30 理事会(昼食用意) 食堂は中之条駅前にあります

- 12:40 総会
 13:30 研究発表大会
 15:40 大会終了。宿泊者は宿泊先へ移動。四万温泉行き路線バスがあります。
 マイカー分乗もお願いします
 18:00 夕食(密を避けるため宿の指示により時間差で二組に分ける予定)
 11月29日(月) 四万温泉現地視察会(自由行動)、現地解散
 荷物は四万やまぐち館フロントで預かっていただけます

研究発表大会・総会プログラム

11月28日(日)

自由論題 発表時間:20分(発表15分、質疑5分)

座長:池永正人(長崎国際大学)

- 13:30~13:50 堀川 有(株式会社湯守):「温泉浴槽の衛生管理—水回り配管の洗浄(クリーニング)の重要性—」
 13:50~14:10 高橋祐次(東洋大学大学院):「那須塩原市(栃木県)のコロナ禍におけるPCR検査費用捻出のための入湯税引上げ問題」
 14:10~14:30 ジュアンドヤスコ(SPALOHAS倶楽部):「地方創生交付金を活用した『海風タラソテラピー』事例の考察」
 14:30~14:40 休憩

座長:布山裕一(流通経済大学)

- 14:40~15:00 萩原豪(高崎商科大学)・高崎商科大学萩原豪ゼミ4年生:「コロナ禍において大学生が考える温泉地支援プロジェクト」
 15:00~15:20 石川理夫(温泉評論家)・赤池勇治(静岡県庁):「ユネスコ世界遺産・無形文化遺産評価基準と日本の温泉地及び温泉文化の評価に関する考察」
 15:20~15:40 甘露寺泰雄(公財中央温泉研究所元専務理事):「日本の温泉の地域性(その3)—集中管理実施温泉地の地域的特徴について—」

- 2022(令和4)年6月5日(日)・6日(月)の両日、日本温泉地域学会第36回研究発表大会・総会を大分県別府市において開催します。第一日目の6月5日(日)には別府大学において研究発表大会・総会・理事会を開催し、講演会も予定しています。詳細は次号学会誌及び学会ホームページにてお知らせします。
- 2022(令和4)年2月11日(金・祝日)・12日(土)の2日間の日程で、熱海市と共催(企画:熱海養生法実行委員会・日本温泉地域学会)のもと第6回熱海温泉観光士養成講座&第10回温シェルジェ養成講座を静岡県熱海市「起雲閣音楽ホール」において開催します。受講受付先は温シェルジェ&温泉観光士養成講座開催実行委員会になります。講座の詳しい内容や申込方法等は今後学会ホームページにて案内します。
- 次号の学会誌「温泉地域研究」第38号(2022年3月下旬刊行予定)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず投稿規程と執筆要領(学会ホームページに掲載)に従い、直接編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛に、原稿送付状とともに本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付(本文ではレイアウト指定のみが基本)にて送付してください。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。次号第38号への原稿送付締切は12月24日(金)です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたのから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

● 既刊論文の訂正箇所について

前号の学会誌『温泉地域研究』第36号の掲載論文「東北地方における湯治文化について—1950年代の山形県を中心に—」所収の表中に下記の3箇所誤りがありました。

2頁：表1中の「一番草後の湯」→「一番除草後の湯」に訂正

表1中の「サブナリ」→「サナブリ」に訂正

6頁：表6中の「揖に効く」→「疝に効く」に訂正

以上、お詫びして訂正します。

- 学会事務局では、創刊第1号から前号第36号までの学会誌『温泉地域研究』バックナンバーをすべて取りそろえています。バックナンバーを希望される会員は事務局までメール(mikenaga@niu.ac.jp)またはファクスにて申込みください。頒価は一冊1,500円です。ただし、第26号以前の号については10周年記念特集号(第20号)を除き、値下げして一冊1,000円(送料別)です。

- 2019年3月に刊行した『新版 日本温泉地域資産』は好評で、引き続き頒価1,000円で販売しています。20冊単位での割引販売委託も行いますので、学会事務局までメールかファクスにて申込みください。

- 住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へファクスまたはメールにて送ってください。郵便局には住所変更届を出しても、学会誌は宅配業者のメール便「クロネコDM便」にて発送していますので、毎号「転居先不明」で複数戻りがあり、転居先の確認・再発送に手間どっています。

- 学会ホームページでは、学会ニュース、大会案内、温泉観光士養成講座開催案内などをたえず最新のものに更新しています。とりわけコロナ禍が常態化した今日、大会等の開催についても緊急の事態・変更があればホームページにて案内をしていますので、会員はふだんから閲覧するようにお願いします。

● 訃報

2003年5月の日本温泉地域学会創立時から理事を務め、2006年5月の第7回大会・総会から2015年5月の第25回大会・総会までは常務理事を務めて学会活動に貢献された辻内和七郎会員(箱根温泉供給)が、本年3月にお亡くなりになりました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

日本温泉地域学会役員

- 名誉会長 山村 順次 (千葉大学名誉教授)
- 会長 石川 理夫 (温泉評論家)
- 副会長 長島 秀行 (東京理科大学名誉教授)
- 理事長 浜田 眞之 (国際温泉研究院)
- 常務理事 池永 正人 (長崎国際大学)
- 布山 裕一 (流通経済大学)
- 理事 内田 彩 (東洋大学) 齊藤 雅樹 (東海大学)
- 鈴木 晶 (別府大学) 只野 公康 (妙見温泉振興会)
- 谷口 清和 (温泉地活性化研究会) 徳永 昭行 (長野市開発公社)
- 中山 昭則 (別府大学) 西村 理恵 (温泉ライター)
- 能津 和雄 (東海大学) 古田 靖志 (下呂発温泉博物館)
- 松崎 郁洋 (黒川温泉ふもと旅館) 山田 等 (聖徳大学兼任)
- 由佐 悠紀 (京都大学名誉教授) 吉野 妙子 (山形県温泉協会)
- 監事 清水 恵介 (日本大学)
- 高柳 友彦 (一橋大学)
- 幹事 赤池 勇治 (静岡県庁)
- 小堀 貴亮 (杏林大学)
- 高橋 祐次 (東洋大学大学院)
- 樽井 由紀 (奈良女子大学)

任期：2018 (平成 30) 年 5 月 28 日～2021 (令和 3) 年 11 月 28 日 四万温泉大会総会

温泉地域研究 第 37 号

2021 年 9 月 25 日発行

編集・発行者 日本温泉地域学会

〒859-3298 長崎県佐世保市ハウステンボス町 2825-7
長崎国際大学人間社会学部池永研究室内
(mikenaga@niu.ac.jp)

電話 0956 (20) 5526

FAX 0956 (39) 4908

振替 00190-6-462149

名義 日本温泉地域学会

印刷所 株式会社エスアンドピー

〒351-0112

埼玉県和光市丸山台 3-1-23-405

Journal of Studies on Spa Regions

No.37
2021.9

contents

Articles

- A Study on the Criteria of UNESCO World Cultural Heritage and Intangible Cultural Heritage, Comparison with the Evaluation of Japan's Spa Towns and their Culture
..... Michio ISHIKAWA, Yuji AKAIKE (1)
- A Study of History of Rehabilitation for Racehorses
---Taking into Consideration of Historical Background on Showa First half-period---
..... Shinichiro OKAMURA (13)
- Consideration on Warm Seawater Bathing Amusement Facilities at Suburbs
of the City mainly of Hokuriku Region & Western Japan From 1880s to 1945s
..... Kazuko SHINDO (25)
- A Study on Installation Process and Problem of Accommodation Tax
for Local Government Yuji TAKAHASHI (37)

Case Study

- A Study on the Protection of Rights in Excavated Springs
~Regarding the 2nd Tokyo High Court Judgment~ Keisuke SHIMIZU (49)

Book Review

- Tomohiko TAKAYANAGI [Economic History of Hot Spring ; Resource Management and
Local Economy in Modern Japan] Masayuki HAMADA (57)

- Notes and News (58)